

「(仮称)神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例」骨子案に関する県民意見及び意見に対する県の考え方

<p>意見内容区分：</p> <p>①「条例名」</p> <p>②「前文」</p> <p>③「目的」</p> <p>④「定義」</p> <p>⑤「基本理念」</p> <p>⑥「県の責務、県民及び事業者の役割、市町村の責務」</p> <p>⑦「基本的な計画の策定」</p> <p>⑧「政策立案過程への障がい者の参加と本人活動の推進」</p>	<p>⑨「障がい者の権利擁護及び障がい者差別解消のための措置」</p> <p>⑩「障がい者虐待の禁止と救済措置」</p> <p>⑪「当事者目線の障がい福祉を推進するための施策等」</p> <p>⑫「総合的・計画的な施策の推進体制の整備」</p> <p>⑬「財政上の措置」</p> <p>⑭「条例の施行・進行管理」</p> <p>⑮「障がいの種別」</p> <p>⑯「その他」</p>	<p>【反映区分】</p> <p>A 新たな条例素案に反映したもの</p> <p>B 他の施策での取組が必要なため条例素案に反映していないもの</p> <p>C 条例素案に反映していないが、今後の施策の参考とするもの</p> <p>D 条例素案に反映していないが、検討の際に視点として参考にしたもの</p> <p>E 条例素案に反映できないもの</p> <p>F その他（感想、質問等）</p>
---	---	---

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
1	①	ピープルファースト横浜及びきょうされんの当事者部会と知事との対談の中で、障がい当事者ではなく、一人ひとり平等な人間としての生活しやすい環境を作るという意見があったが、それは良かったと思う。障がい当事者という言葉ではなく、基本人間一人ひとり生活が大事というような表現の方が良いと思う。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「3 基本理念」（1）において、当事者目線の障がい福祉の推進は、全ての県民が個人としての尊厳を重んぜられることを旨として図られなければならないことを記載しています。
2	①	当該条例制定に向けた経過、取り組み、目的について理解・賛同、さらにはその熱意に感謝するものですが、「当事者の目線」という言葉自体に違和感を禁じ得ません。障がいのある方は言うまでもなく、今の現状（病状や障害）に自ら望んでなったわけではなく、望んでいた方は皆無です。支援の実践の中で多くの障がい者の方の関わりを持つと、どんなに支援者が本人を深く思い、丁寧かつ心暖かい支援を行っても、自らの限界を感じます。また、その時に障がい者の方から言葉になくとも発せられるものは、「障がいのないあなたにはわからない」という心の叫びを感じます。実際の現場でも「障がい者の気持ちなんて、障がい者になってみないとわからないよ」と発せられた支援者も多いのではないのでしょうか。このようなことから「当事者」とは深く重みのあるものであり、「当事者目線」にはたどり着きたくてもたどりつかないものであり、軽々しく使うことによって、結果的に人ごとのような、深く関わることのない人への言葉のように、さらには障がいのある方に対し軽視・上から目線的な使われ方のように感じるのです。本当に「当事者目線」を理解すること、それによって実践できる人は、どのくらいいるのでしょうか。私はとても難しすぎてできません。	D	ご意見の趣旨は検討の視点とし参考にしました。「当事者目線」とは、障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みや願いを尊重することを表しています。この考え方を県民の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
3	①	「当事者目線」は健常者からの見方である。「当事者目線」とことさらに言い立てることに問題がある。「当事者目線」に立っているかどうかは、標題にその文言をつけたことで保証されるわけではなく、内容で県民に判断を仰ぐ事柄である。また、とくに障害者にかかわる条例であるのに、特段必要性もなく「見る」「目線」などの身体用語を用いるのは無神経ではないか。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。「当事者目線」とは、障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みや願いを尊重することを表しています。この考え方を県民の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
4	①	これまでも神奈川県は当事者目線という言葉が発信し続けています。しかしながら当事者という言葉の意味は「ある事柄に直接関係している人」「ある法律関係に直接関与している人」でありこの条例に当事者と単独で使うべきではないかと思えます。又、目線については「その立場での思考、考え方」を表し、ここでいう当事者目線は「ある事柄に直接関係している人としての視点を持って考える障がい福祉」となり障がい者が主権ではありません。その象徴として「あなたの心の声」「心が輝く」という表現はあまりにも抽象的で、知的障がい者が理解できないような表現であり、当事者の視点に立っているとは考えられません。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とさせていただき、条例素案の「2 定義」で「当事者目線の障害福祉」の定義を記載しています。具体には、この条例において「当事者目線の障害福祉」とは「障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境の整備により実現される障害福祉」としております。この理念を県民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
5	①	条例名は例えば、「障がい者がともに生きる暮らしやすい神奈川県福祉推進条例」のように、「地域共生」や「当事者目線」といった分かりにくい言葉を使わずに表現しないと、浸透しないのではないか。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、条例素案では、「第2 定義」において、「当事者目線の障害福祉」の定義を記載しました。県の法制上ルールとして、繰り返し用いられる重要な用語であって、条例を読む人によって、解釈の範囲が変わる恐れがある用語についての定義を置くことは差し支えないが、一般に使われている用語については、定義を置くことは認められていません。今後、用語や条例内容を分かりやすく示す方法を検討してまいります。
6	①	条例名仮称に「障がい福祉」とあるが、であると範囲が限られてしまう。レクリエーションなどは入らない。「ともに生きる」はもっと広い。求めるのは、地域の皆と一緒に活動し楽しむこと。したがって、「ともに生きる社会推進条例」のほうが良い。	E	法制上、制定法令の題名の付け方に明確なルールはなく、今日、①その法令の内容の全貌をよく表現していること、②なるべく簡単な題名を付けることが重要とされています。今回の新たな条例の目指すものは「当事者目線の障害福祉の推進」と、そのことにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる「地域共生社会の実現」であるため、条例の題名（仮称）はその趣旨を端的に表したものとしています。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
7	①	題名が、「当事者目線の障害福祉の推進」だと、5年後上辺だけの、古いもの、陳腐なものとなりかねない。「障がいのある人もない人も共にいきいきと安心して生活できる共生社会を実現する条例」としてほしい。条例の題名は、「事者目線の障害福祉推進」ではなく、「神奈川県障がいのある人もない人も共に地域で安心していきいきと生活できる社会を実現する条例」として欲しい。 令和2年4月1日時点（内閣府調査）で、全国の35都道府県と8政令市で条例を制定している自治体の差別禁止条例は、一つ残らず障害者の人権擁護等に関するものばかりで、共生社会と銘打っているところもありますが、どこにもその内容がありませんでした。ただ、国の方針をそのまま丸映しているだけではないかと思われまます。 神奈川県では、障害者だけではなく、誰でもいつか一般の健康な人も障害を負うこととなるため、共に生きる社会づくりという条例として欲しい。 前文で、「当事者目線の障害福祉」が重要であると記載するのは構わないと思います。しかし、これまで、福祉先進県であった神奈川県が制定する条例の題名として、「当事者目線の障害福祉推進」とするのは、障害者自立支援法の具体的内容において、利用者本位のサービスと言っている訳であり、平成28年7月の津久井やまゆり園の衝撃が大きかった結果ということは分かりますが、あまりにも近視眼的な、直接的で容易な、その場限りの表現ではないかと思われまますし、5年も立てば、陳腐な名称となりはしないかと心配しています。	E	法制上、制定法令の題名の付け方に明確なルールはなく、今日、①その法令の内容の全貌をよく表現していること、②なるべく簡単な題名を付けることが重要とされています。今回の新たな条例の目指すものは「当事者目線の障害福祉の推進」と、そのことにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる「地域共生社会の実現」であるため、条例の題名（仮称）はその趣旨を端的に表したものとしています。
8	①	「当事者目線」が良いとは限らないし、「支援者目線」が悪いとも限らないのではないか。タイトルは、「ともに生きる神奈川条例」でいいのではないか。	E	法制上、制定法令の題名の付け方に明確なルールはなく、今日、①その法令の内容の全貌をよく表現していること、②なるべく簡単な題名を付けることが重要とされています。今回の新たな条例の目指すものは「当事者目線の障害福祉の推進」と、そのことにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる「地域共生社会の実現」であるため、条例の題名（仮称）はその趣旨を端的に表したものとしています。
9	①	「当事者目線」については一般的な表現に感じる。上から目線に感じるのであれば、「当事者視点」と変えてはどうか。	E	「当事者目線」とは、障がい者一人ひとりの立場に立って、その望みや願いを尊重するという意味を表しています。
10	①	「当事者目線」に違和感。どのように皆さんにご理解いただくのかなというところが疑問に感じた。障害がある方、福祉にかかわる人以外も自分も当事者の一員、自分事として考えて、うけとめてほしいという願いはある。そのための模索は必要だと思っている。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、障がいのある人、福祉にかかわる人以外の人に対しても、誰もが差別や虐待を受けることなく、自分らしく心豊かに暮らすことのできる地域共生社会を目指す当事者であって、自分事として考えていただけるよう、理念の普及啓発等に努めてまいります。
11	①	以前は、障害の「害」の字は漢字だったが、「障がい」と平仮名に変わったのはなぜか。平仮名だとピンとこない。漢字だとすんなりと分かる。	F	県の文書等では「障がい」とひらがな表記することを原則としております。一方で、条例は法令の一つであり、法律においては「障害」と表記していることを踏まえ、新たな条例においては、「障害」と漢字表記する予定としています。
12	②	前文に津久井やまゆり園という固有名詞が複数回出てくる。事件を契機としているので、1回はやむを得ないと感じるが、3回目は不適切支援があった施設として記載されている。実際は中井でも不適切支援があるわけなので、津久井だけ何度も特出しすることは不適切だと思う。固有名詞の使い方に配慮すべき。	A	ご意見も踏まえ、前文を整理し修正いたしました。
13	②	前文で事件に触れるのは良いが、不適切な支援などマイナスに関する記載が続き、これから進めていくうえで、モチベーションのあがらない文章から始まるのは次に繋がりづらいのではと思う。	A	ご意見も踏まえ、前文を整理し修正いたしました。
14	②	前文などから、津久井やまゆり園事件に引っ張られている印象があるが、障がい者の基本条例みたいにしてもらえるとよいと思う。	A	ご意見も踏まえ、条例素案の前文に「当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範としてこの条例を制定する」旨を記載しています。
15	②	「重度」という言葉を、県はどうとらえているか。条例の中の「強度行動障害」が突出してみえてしまう。他の障がいについてもきちんとやっていくと思うが、「強度行動障害」が強調されているように感じる。	A	ご意見も踏まえ、前文を整理し修正いたしました。
16	②	「安全優先」は当たり前のことなので「利用者の安全を優先するということを言い訳にしがちな」等と書くべきではないか。	A	ご意見も踏まえ、前文を整理し修正いたしました。
17	②	津久井やまゆり園事件後、当初、知事は施設の建替えを決定し、多くの反対を受けた。それを受け止めて考え方を変えたのはすごいことだと思う。前文にも、やまゆり園事件からの経緯が明確に書き込まれていると思う。	A	ご意見も踏まえ、前文を整理し修正いたしました。
18	②	条例の前文を読むと、津久井の件があったから条例を作るという印象がある。きっかけは津久井かもしれないが、神奈川全体の福祉というところを入れてもいいと思う。	A	ご意見も踏まえ、前文を整理し修正いたしました。
19	②	前文の中には津久井やまゆり園、県立障害者支援施設のことを書かれており、ここでの「当事者」は知的障がいの方のイメージしかない。誰が対象なのかはっきりさせた方がよい。	A	ご意見を踏まえ、前文を整理し修正するとともに、定義規定に、対象を障害者基本法に定義する「障害者」であることを明記しました

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
20	②	津久井やまゆり園事件を二度と起こさないように、障がいのある人のことを理解してほしい。話ができなくても同じ人間であり、うれしい、嫌だといった感情を持っています。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、「9 情報の提供及び意見の聴取」に、障がいへの理解を深める情報提供について記載しています。
21	②	津久井やまゆり園事件が契機になっているのは分かるが、あまりにも知的障がいに偏りすぎた条例になっている。施設のことだけしか書いていない。	A	ご意見を踏まえ、前文を整理し修正いたしました。
22	②	相手の気持ちになってみた形の条例を作りたいんだ、というのを条文でも前文でもいいから入れてほしい。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、条例素案の前文や条文において、障がい当事者の気持ちを踏まえた条例であることが分かるよう、記載を加えました。
23	②	前文と第3基本理念に「障がい当事者の心の声に耳を傾け」と表記されていますが、重い知的障がい、重い発達障がいのある人たちの心の声をどのように耳を傾けて聞こうとされているのか疑問に思います。長く生活をともにしている家族以外の人たちがどのように理解できるのか疑問です。家族から離れて長く施設に入所されている方は、施設職員とのコミュニケーションはとれるのかもしれませんが、この骨子案は当事者だけを対象にされているのだと思いますが、家族も含めての骨子案でなければ「心の声」はとどかないと思います。大変失礼だと思いますが、きれいな言葉をならべたてているとしか思えないです。	C	ご意見の趣旨は検討の視点とするとともに、今後の施策の参考にします。
24	②	「やまゆり園事件」、またその後発覚した「不適切な支援」の事例に対して、その原因を「当事者目線に立っていなかった」という「心構え」の問題に矮小化している。何が暴力をもたらすかを、「支援の内容」「組織運営の実態」の検証に基づいて明らかにしなければならない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
25	②	「支援者、周りの仲間にとっても喜びにつながる双方向の支援」ということは、仕事に従事している方も心が温まる、支え合う、いい仕事なんだと、そのようにお互いが幸せになっていくんだというふうに取り組みした。	C	ご意見のとおり、新たな条例は、障がい者本人と支援者等関わる人のお互いが幸せになり、お互いの心が輝くこと旨として、当事者目線の障がい福祉を推進することを目指すものです。この考えを県民の皆様にご理解いただけるよう、普及啓発に努めてまいります。
26	②	「心の声に耳を傾け」は重度知的障がいを意識しすぎた表現。多様な障がいを意識した言葉がほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
27	②	津久井事件が契機は確かだが、そのことの記載量が多く知的障がいに偏った印象を持つ。ある障がいに偏った書きぶりとならないよう配慮してほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
28	②	「本人の望みを第一に」など抽象的な表現が多く、どのように反映されるのかが不明瞭である。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にしました。障がい者の立場に立ち、その望みや願いを知るためには、関わりを重ねていくこと大切だと考えています。
29	②	県立障害者支援施設だけで課題のある支援が行われていたわけではなく、グループホームでも虐待等は発生している。いまの「県立施設で課題のある支援があった」ような書き方は、グループホーム推進派が言っていることがそのまま書かれたという印象を持つ。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
30	②	前文に記載している内容、書きぶり（「利用者のために～支援者の目線」）が、どの施設、事業者もそうしているのではないかとこのように受け取られるのではないかと事業者側の立場から思う。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
31	②	障がい者をサポートしてあげたら、にこっと笑ったから、やってもらったことが嬉しいと分かって、こちらが喜ぶというのは、すこし違うような気がする。そういう関係がそもそもおかしい。上から目線に感じる。輝かなくてよい。普通でよい。抽象的過ぎる。双方向の自然のかかわりができるのがよい。与える支援関係ではなくて。双方向の普通の関わりが自然にできればいいなと思う。障がい者が楽しく暮らせるという方が分かりやすい。「輝く」というと、一生懸命周りが努力するという感じになる。障がい者が喜ぶと、もっと喜んでもらおうと頑張りすぎる。もっと自然体で生活できるように。無理に輝きをつくらなくてもよいと思う	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
32	②	「障がい当事者の持つ無限の可能性に気付くとともに」の表現だが、県立施設で支援してきた職員が今までやってきた福祉を全否定されているような印象を受ける。まるで初めて気が付いたような記載では、今までの支援は何だったのか、と憤りを感じる。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、県立障害者支援施設における過去の支援のあり方の課題への認識を記したもので、全否定するものではありません。
33	②	前文の内容は、今まで神奈川県福祉に携わってきた人たちに対し、失礼な印象を受ける。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、過去の支援のあり方の課題への認識を記したもので、全否定するものではありません。
34	②	前文が上から目線。ネガティブなワードが多い。「不適切な支援」ではなく、適切な支援に対する知識が不足していた、足りなかったではないか。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、過去の支援のあり方の課題への認識を記したもので、全否定するものではありません。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
35	②	「いのち輝かせる」等、「輝く」の表現は、障がいがあったら輝かなくてはいけないのか、となる。当たり前の生活を送ることが困難な状況の中、当たり前の生活、普通の暮らしではだめなのか。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。障がいを理由とする差別及び虐待を受けることなく、その人らしく暮らすことができる地域共生社会を目指して、取り組んでまいります。
36	②	今までの支援があり、足りない部分があった、だから「ともに生きる」ために条例を作る方がよい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。より良い支援のあり方を模索する中で、改めて、障がい当事者の目線に立ち、本人の意思を尊重することが大切であると考えます。
37	②	支援のあり方は時代とともに変化する。過去の支援のあり方まで全否定するような前文はやめた方がよい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、過去の支援のあり方の課題への認識を記したもので、全否定するものではありません。
38	②	津久井やまゆり園で働いていた職員がこの前文を読んだらどう感じるか、今も施設等で働いている職員が見たらどう感じるか、頑張っている職員がやる気をなくしてしまう内容に感じる。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にしました。なお、県立障害者支援施設における過去の支援のあり方の課題への認識を記したもので、全否定するものではありません。
39	②	決意のこもった条例であるなら、もう少し明るい前文にしてほしい。対立構造になってしまう書き方ではなく、誰もが共感できるよう、シンプルにするとよい。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にしました。条例素案の前文を整理しておりますが、条例の普及啓発の際には、丁寧に説明し、内容等をご理解いただけるよう努めてまいります。
40	②	前文に県の反省を書くなら、反省文ではなく希望を書いた方がよい。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にしました。
41	②	言葉遣いにもっと慎重になってほしい。「どんなに重い障がいがあっても」は、障がい重い方の保護者はこれを見てどう感じるか。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にしました。条例素案の前文を整理しておりますが、条例の普及啓発の際には、丁寧に説明し、内容等をご理解いただけるよう努めてまいります。
42	②	前文の「こうした津久井やまゆり園の再生の過程において、県立障害者支援施設での支援が不適切であるという複数の通報を受け、支援の内容について、有識者による検証が行われた結果、長時間の居室施錠など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたことが明らかとなり、さらに、本来、指導すべき立場にある県自身も、不適切な支援に関する正しい知識が不足していたことが判明した。」は次の「長時間の居室施錠など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたことが明らかとなり、」について、長時間の施錠は明らかな虐待であること、既に市町村により虐待認定されていること、長時間の居室施錠に対し、神奈川県及び多数の市町村が虐待の認識が不足していたことから「長時間の居室施錠などの虐待が長期にわたり行われてきたことが明らかとなり、」と長時間の居室施錠が明らかな虐待と明記すべき。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。条例素案の前文には、「利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという管理的な支援が行われてきており」と記載しました。
43	②	前文の「こうした過程を経て、県は、これまでの支援者目線の障がい福祉から福祉から当事者目線の障がい福祉に大転換し、ともに生きる社会を実現すべく全力を尽くすという決意を明らかにするため、令和3年11月、芹が谷やまゆり園の開所式において「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信した。」に県民に広く県の決意を知らしめる為にも当事者目線の障がい福祉実現宣言の前文を追記すべき。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。前文は、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」の内容も踏まえ、骨子案に検討を加え、修正を行っています。
44	②	元養護学校の教員です。卒業生がお世話になっている県立障害者施設に対する実感から、前文の（「当事者目線の障がい福祉」への転換）部分の記載が一面的だと感じました。骨子案では、「こうした津久井やまゆり園の再生の過程において、県立障害者支援施設での支援が不適切であるという複数の通報を受け、支援の内容や組織運営の実態について、有識者による検証が行われた結果、長時間の居室施錠など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたことが明らかとなり、さらに、本来、指導すべき立場にある県自身も、不適切な支援に関する正しい知識が不足していたことが判明した。」となっていますが、この表現ですと、県立障害者支援施設での支援がすべて不適切であるかのように、また、すべての人に対して長時間の居室施錠など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたように受け取られてしまいます。実態としてそういう事例があったという事実が正確に伝わるようにするために、以下のような修正が必要だと思います。 「県立障害者支援施設での支援が不適切であるという複数の通報を受け」 →「県立障害者支援施設で不適切な支援があるという複数の通報を受け」 「長時間の居室施錠など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたことが明らかとなり」 →「長時間の居室施錠など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきた事例が明らかとなり」 事実を事実として記載することが大切だと思います。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、県立障害者支援施設の過去の支援のあり方の課題への認識を記したもので、全否定するものではありません。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
45	②	<p>この条例が障がい者の福祉の向上に役立つものなら、作ることは大いに賛成ですが、読んで感じるのは、津久井やまゆり園事件やその後明らかになった複数の県立障害者支援施設で、長時間の居室施設など、虐待が疑われる不適切な支援について、これを「支援者目線」の施設のせいにして、あたかも「当事者」目線に変えれば、解決するかのような具体性に乏しい無責任な条例と感じます。「不適切な支援」の原因は強度行動障がいの多様な状況にも、身体拘束3原則に従ってさえいれば、良いとする指導を行っていた、「お役所目線の」県の姿勢にあるのではないのでしょうか。管理面で、問題を起こさないように施設にプレッシャーをかけるのみで、特別に配慮された支援が必要な障がい者に対する考慮を行わず、専門性の高い職員の定員を増やさず、待遇の改善も怠って、職員の過重労働やサービス残業、ボランティアの皆さんの協力も得て、やっと回っている福祉の現場の実態を見ていないものと感じます。</p> <p>まず、条例を考えるなら、基本は日本も批准している障害者権利条約にあるはずで、障害者権利条約の19条には「特定の生活様式で生活する義務を負わない」と規定しています。問題は住む場所ではなく、暮らしの質にあります。障がい者が社会の中でその構成員として、人間らしく暮らしていけるように、どう支援するかです。入所施設的生活環境の改善に消極的なまま、具体的に改善する方向性も出さず、地域移行へ誘導しようとする姑息な手法は、「当事者目線」とは真逆ではないのでしょうか。</p>	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
46	②	<p>前文について、1ページ（「当事者目線の障がい福祉」への転換）において、当事者目線の障がい福祉が重要であるとの認識に至った経緯が述べられ、2ページ（当事者目線の障がい福祉推進条例の制定）においては「どんなに重い障がいがあっても、支え合い、愛と思いやりにあふれ、誰もがいのちを輝かせる～（中略）～「ともに生きる社会」を築くことにつながるものと確信している」と述べられています。ただ、「愛と思いやり」は具体的でなく、あやふやでわかりづらい表現だと感じます。「誰一人取り残さない」「どんな人でも受け入れる」「見捨てない」等、本気度が分かる表現にしていただければと思います。</p>	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にしました。
47	②	<p>骨子案を読んだところ、前文の（「当事者目線の障がい福祉」への転換）部分の記載に一面的な表現があると思います。主旨は、いくつかの事例がすべてであるかのような針小棒大を生まないためのものなのでお願いします。</p> <p>骨子案では、「こうした津久井やまゆり園の再生の過程において、県立障害者支援施設での支援が不適切であるという複数の通報を受け、支援の内容や組織運営の実態について、有識者による検証が行われた結果、長時間の居室施設など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたことが明らかとなり、さらに、本来、指導すべき立場にある県自身も、不適切な支援に関する正しい知識が不足していたことが判明した。」となっており、この表現だと、県立障害者支援施設での支援がすべて不適切であるかのように受け取られ、また、すべての人に対して長時間の居室施設など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたように受け取られてしまいます。</p> <p>実態としてそういう事例があったという事実が正確に伝わるようにするためには、以下のような修正が必要だと思いました。</p> <p>○県立障害者支援施設での支援が不適切であるという複数の通報を受け → 「県立障害者支援施設で不適切な支援があるという複数の通報を受け」</p> <p>○「長時間の居室施設など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきたことが明らかとなり」 → 「長時間の居室施設など虐待が疑われる身体拘束が長期にわたり行われてきた事例が明らかとなり」</p>	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、県立障害者支援施設の過去の支援のあり方の課題への認識を記したもので、全否定するものではありません。
48	②	前文の中の「耳を傾け」は、表現は大丈夫か。聴覚障がいのある方への配慮は検討されたか。	D	「当事者目線の障がい福祉実現宣言」の際に同様の議論があり、聴覚障がいの方にもご意見を伺ったところです。新しい条例の検討においても、聴覚障がいの団体の皆さまともしっかりと意見交換を行ってまいります。
49	②	「当事者目線の障がい福祉」とあるが、「利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち」というのは、当たり前のことである。意思にもいろいろなレベルがある。意思がないという価値判断は入れない方がよい。誤解される。明確に意思を読み取れる利用者を対象にしている人の発言だろう。県立施設の利用者は重度であり、意思を読み取ろうとしても、それがうまくいかない人を相手にしている。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
50	②	前文真ん中より下「当事者目線の障がい福祉が重要であると認識を強めていった。この新たな福祉の実践は、当事者の幸せとともに、支援者、周りの仲間にとっても喜びにつながる双方向の支援であり」…双方の喜びにつながるものだと定義しているのはとても良いことだと思う。当事者の幸せとともに、支援者、周りの仲間にとっても幸せにつながる双方向の支援でよいと思うが、あえて当事者の幸せ、支援者にとっては「喜び」とあえて書いてるのはなぜか。	F	骨子案の前文においては、当事者の方の幸せにより、その結果、支援者や周りの仲間は「喜び」を感じるという趣旨で記載しておりました。ご意見の趣旨も参考に検討を加え、条例素案では、より広く「障害者に関わる人々の喜びにつながり」としました。
51	②	「お互いの心が輝くこと」の説明分がわかりづらい。「お互いの心が輝く」という表現が、どういう意味かわかりづらい。一般の方が輝くということがどういうことか、疑問に感じるのではないか。	F	「お互いの心が輝く」とは、例えば、障がい者の方が望む暮らしを実現することで喜びを感じ、それにより、関わる人々も喜びを感じる状態を表しています。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
52	②	「適切な支援」ではなく「不適切な支援」とした理由を知りたい	F	有識者による県立障害者支援施設の支援の内容についての検証の結果、やむを得ず身体拘束を実施する場合は「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件全てが揃っていないなければならないところ、1つの要件のみで身体拘束を実施していた、という不適切な支援が複数の県立施設で行われていた事実が明らかになったことを背景に記載しました。
53	②	条例の前文にずっと津久井やまゆり園事件が残るのは、そこを利用している利用者さんやご家族はどう感じるか、何か配慮ができないのかな、と感じる。	F	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とします。
54	②	前文の「利用者の安全を優先するのは支援者の目線」とあるが、我々の目線は利用者目線ではなかったのか？不適切な支援は、学識者の見解であって、県が必要な知識が足りないとは口が裂けても言ってはいけない。虐待ではないのに、虐待と言ってしまうのか。津久井やまゆり園の事件とつながるような書き方だが、どうつながるのか、意味が分からない。	F	骨子案の前文の記載は、県立障害者支援施設におけるこれまでの支援を全否定するものではなく、反省すべき点は反省し、改善してゆくという趣旨で、その考えは、条例素案においても変更ありません。また、津久井やまゆり園事件を契機に県の障がい福祉のあり方を見直す過程を、条例制定の背景として明記する必要があると考え、条例素案のとおり記載しております。
55	③	障がい者やその家族が望むものは、一人の人間として、差別をしないでほしい、虐待しないでほしいという思いです。その思いを最大限に守るための条例を制定することがこれからの神奈川県 <small>の障がい福祉施策に反映されると考えます。</small>	A	差別をしないでほしい、虐待しないでほしいという思いを、最大限に守るための条例となるよう、検討を進めてまいります。
56	③	第1の目的「県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに」について、「当事者に相対する、重要で大きな存在の支援者」が出てきていません。他とは分離独立すべきものと考えます。将来展望検討委員会報告書では福祉人材の確保・育成としてまとめ・触れられる（81～89頁）とともに、今後、長期にわたって続く極めて難しい課題であるとされています。そこには多くの県の役割が挙げられ県のリーダーシップの発揮が求められています。しかし推進条例では第11（7）での項目の記述に留まり、その骨子が触れられることなく曖昧となっています。支援者（福祉人材）が、きちんと位置付けられ、尊重される存在として扱われていないと感じられます。第1目的への追加や、条項を設けて明確にされるなどの検討をお願いします。	C	障害福祉サービス提供体制を整備していくには、支援者が支援の仕事にやりがいを感じ、心豊かな暮らしを実現できることが重要だと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
57	③	条例を作るという動きは大変よいと思う。目的は「当事者目線」だが、それに、皆でどう向かっていくかが大事だと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、県民、障がい当事者、事業者等と連携し、取組みを進めてまいります。
58	③	作業所によっては、触手話を使って会話できる仲間も職員もいないところもあり、コミュニケーションを取れなくなってしまう。手のひら書きなどを繰り返し、本人にあったコミュニケーションをすることで、徐々にコミュニケーションが取れるようになってきた。コミュニケーションはとても大事である。盲ろう者だけでなく、精神障がいや言語障がいなど、音声だけではコミュニケーションを取れない人もいる。障がい特性に合わせ、触手話、接近手話、指点字、音声など、一人ひとりに合わせて、毎日コミュニケーションをとれる環境を作ることが大切であり、そうしたことを通じて世界を広げることで、気持ちを話すことができる。一人ひとりの特性に合わせたコミュニケーションの工夫が必要であり、前文や基本理念に、日頃のコミュニケーションをすることを載せることが大事だと思う。意思疎通支援は載っているがあまり強く表現されていないように思う。意思決定の支援は大切だが、その定義が分からない。当事者の意思決定を奨励するという意味の言葉だと思うが、コミュニケーションの支援はもっと強く表出する必要があると思うので、条例に入れてほしい。	C	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「11 基本計画に定める施策」（8）において、コミュニケーション支援について記載しています。
59	③	当事者は共生社会の実現を望んでいる。	F	共生社会の実現につながる条例となるよう、検討を進めてまいります。
60	③	基本条例として位置付け、制定すること自体は妥当である。	F	当事者目線の障がい福祉を進めていくための基本的な規範として位置付け、制定作業を進めてまいります。
61	③	条例ができることで、障がい当事者の生活の何が変わるのか。またできないと、障がい当事者にとって何が困るのか。	F	県の障がい関係施策の基本的な事項を定めるとともに、条例に基づき「基本的な計画」を策定し、当事者目線の障がい福祉を推進するための諸施策を総合的、計画的に実施してまいります。
62	④	「当事者目線」の定義を示してほしい	A	条例素案の「2 定義」に、「当事者目線の障害福祉」の用語を追加しています。
63	④	当事者目線とはどういうことか。言葉の定義につながると思うが。	A	条例素案の「2 定義」において、「当事者目線の障害福祉」の定義を置いています。
64	④	難病患者も障がい者であることを明記していただきたい	A	条例素案「2 定義」において、「障害者」の定義を、障害者基本法に定義する障害者であるとしています。同法でいう障害者は、平成23年の改正で、身体障害、知的障害、精神障害のある人に加え、「その他の心身の機能の障害がある人」が追加されました。その具体的な内容は、国会審議で「難病による心身の機能障害も含まれる」と答弁がなされていると承知しております。従いまして、難病患者の人も、この条例でいう障害者に含まれます。
65	④	意思決定支援の定義はされるのか。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「2 定義」において、新たな条例における「意思決定支援」の定義を記載しています。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
66	④	オール神奈川の定義をきちんとしてほしい。	C	「3 基本理念」（6）において、当事者目線の推進は、「（略）全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと」を旨として図らねばならない、と記述しております。なお、条例において「オール神奈川」という文言そのものは使わないため、定義規定等で定義する予定はございません。
67	④	「盲ろう者」という障がいを書いていない。国が盲ろう者という定義を認めていないという背景もあると思うが、コミュニケーションの課題が盲ろう者にはあり、まとめてこれというものはないので、盲ろう者の定義も表せない状態である。盲ろう者を障がいとして認めて入れてほしい。	C	条例素案では、「2 定義」において、新たな条例における「障害者」の定義を障害者基本法に定める「障害者」としています。同法の「障害者」には、当然に盲ろう者も含まれます。新たな条例では、すべての障がいを念頭に置いての普遍的な規定とすることとし、個別の障がい種別に言及するような規定は置かない予定ですが、今後の障がい施策においては、「盲ろう者」も含め、障がい特性を十分理解した上で実施されるよう、配慮してまいります。
68	④	「障がい者」との記載だけでは、「障がい児」が含まれていないのではないかと、との印象を受ける。「障がい児・者」の表記にした方がよい。	D	条例では、「障害者」の定義を障害者基本法に定義する障害者であるとする予定です。同法の障害者は障害「児」も含むこととされていますが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（平成17年法律第123号）においては、18歳以上の人を障害者としていることから、条例の解説等において、混乱が起きないように説明することとします。
69	④	「地域共生社会」について定義を置くこととされていますが、国が使用する「地域共生社会」は障がい者のみを対象としたものではありません。一方、障害者基本法で定義される「共生社会」は、障がいの有無にかかわらず共生する社会のことを指しています。この条例は「（当事者目線の）障がい福祉」を実現する目的で制定されるものであり、混同を避ける意味でも「共生社会」の使用が適当であると考えます。例としては「地域における共生を実現する社会」といった表記にしてはどうかと考えます。	D	「地域共生社会」は、今日、一般的に使用されている用語であることから、定義規定等で定義は置かない取扱いとしました。国は、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としており、この条例の究極的な目的として掲げているものです。
70	④	骨子案の「当事者目線」という表現があったが、「当事者」には、障がい者本人だけでなく、支援する方も含まれているのかなというイメージもあったが、その辺りの議論はあったのか。	F	条例では、「当事者目線」の「当事者」は、障がい者本人を指すことを考えていますが、「当事者目線」は多義的な用語であり、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」報告書においては、障がい者本人だけではなく、生活課題の解決に関わる全ての人への広がりについて言及されています。
71	④	定義について、障害の「害」は、神奈川県においては、今後ひらがなで周知していくということか。	F	現在、県の行政文書においては、法律用語等を除きひらがな表記を行っています。一方、条約や法律では「障害」と表記されており、条例が法令の一つとして整理されていることから、これに倣うこととしています。
72	④	当事者の定義はどのようになるのか。障がい者本人だけか。家族も含むのか。	F	条例では、障がい者本人を指すことを考えています。なお、「当事者目線」は多義的な用語であり、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」報告書においては、障がい者本人だけではなく、生活課題の解決に関わる全ての人への広がりについて言及されています。
73	⑤	住み慣れた地域や知人、友人がいるという中で、住まいの場を障がい者が選べるのが大事である。	A	本人が希望する場所で暮らせるようにする旨を条例素案の「3 基本理念」に記載しました。
74	⑤	「障がい者は地域社会を構成する一員であり、本人が希望する場所で、尊厳をもって、その人らしく暮らすことが当たり前であること」とあるが、障がい者が地域で生きていくのは当たり前、という視点に立っていないことが逆に強調される。	A	ご意見も踏まえ、「当たり前であること」の記述を削除し、「障害者本人が希望する場所で、その人らしく暮らせるよう配慮すること」といたしました。
75	⑤	「本人の可能性を最大限引き出すこと」とあるが、「最大限に引き出す」かどうかは本人が決めることであって、「障がい者だから可能性を最大限引き出す」というのは障がいを医療モデルとしかとらえていない差別である。	A	ご意見も踏まえ、「可能性を最大限に引き出す」を「障害者個人の持つ可能性が尊重されること」といたしました。
76	⑤	医療・保健・福祉に共通する原点に「尊厳」と「自立」という視点があります。今、これまでのことを反省し、これからのことを考えるのであれば、障がいのある方に接する、すべてのことに、すべてのもの、すべての瞬間に、「尊厳と自立の視点」が不足、欠如していたことを反省し、これからのすべてのことに「尊厳と自立」が加味されているか確認し行動することを普及、推進、お願い、そして広く気づきを与えることが大切なのではないでしょうか。「当事者目線とは何か」がその立ち位置や関わり方で異なりかねないものであり、漠然とした使い方は、結果的に「障がい者になってみないとわからないよ」という叫びを助長するものではないかと思えます。そうであれば、原点の原点である、尊厳と自立を考えよう、人に関わる時はすべてのことにおいて、そして障がいがある方に関わる時はさらに強く最大限に、全ての事象と言動が、その方の尊厳と自立にたどり着くか考え行動するよう求めていくことが大切であり、その方が、広く多くの方も理解しやすいのではないのでしょうか。すべてのことに、尊厳と自立を考え、尊厳と自立を実行し、尊厳と自立に回帰する障がい福祉推進条例であることを深く希望します。原点の追求こそ、今の時代に忘れられがちなことであり、これから目指す、ともに生きる社会への取り組みではないかと考え意見申し上げます。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「2 定義」において、「当事者目線の障害福祉」の定義を記載しました。引き続き、尊厳と自立を大切にする社会を目指し、条例案を検討してまいります。
77	⑤	障がい者一人ひとりの尊厳と権利を守り、主体的に社会で自立して生きていくために支えとなる条例の構築を、強く要望いたします。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「3 基本理念」において、当事者目線の障がい福祉の推進は、個人の尊厳が重んぜられることを旨に図られることを記載しています。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
78	⑤	障がい当事者と支援者は、支援上、対等な関係はあり得ず、どうしても支援者が優位になってしまう。そのことを前提にしながら、条例では、障がい当事者の人権に立ち返り、当事者中心ということの規定することが大事だと思う。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「3 基本理念」において、障がい者一人ひとりの自己決定を尊重する旨を記載しています。
79	⑤	基本理念③「本人が希望する場所で」とあるが、ショートステイを渡り歩くなど、不安定な生活をしている人が多い。	C	基本理念は、条例の目的に関し、具体的な考え方として表したものです。条例に基づき、誰もがその人らしい暮らしを実現できるよう、各般の施策を講じていく必要があります。ご意見を踏まえ、今後、具体的な施策として基本的な計画等に反映してまいります。
80	⑤	令和4年第1回県議会定例会厚生常任委員会の報告資料に記載されていた「個別のサポート」という言葉が、骨子案の基本理念には記載がない。基本理念③に、「個別のサポート」という言葉はあったほうがよいと思う。	C	ご意見のとおり、障がい関係施策は、お一人おひとりの状態像に応じた個別の支援を実施することが重要です。法令上の観点から、条文に「個別のサポート」の文言は書けませんでした。ご意見を踏まえ、基本的な計画に盛り込む具体的な施策に反映させたいと考えます。
81	⑤	意思決定に際しては十分な情報の提供がなされることが重要である。重度訪問介護という制度があることを全ての障がい者、特に難病の申請に来られた人に書面、または口頭でどのような制度なのか説明をすることを義務化してほしい。	C	ご本人の地域生活において、障害福祉サービスである重度訪問介護も含めて、様々な体験の機会や情報の提供が行われる必要があります。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし適切に情報の提供がなされるよう努めてまいります。
82	⑤	ALS患者の意思決定については、ALSが進行性の病気であることに配慮する必要がある。意思決定は連続したものであり、意思が変化することもあるので、それも考慮してほしい。	C	意思決定支援において、人の意思は常に揺れ動き意思は常に変わりゆくものだとすることを理解し、その前提のもと進めておりますが、実践に当たり、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
83	⑤	基本理念に、基本的人権のことが記載されていない。中井やまゆり園等の問題は、人権感覚がないから起きていると思う。障害者基本法や総合支援法に記載されていることが分かっているならば、このような問題は起きないのではないか。基本的人権のことをしっかり理解することが大事だと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、「人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができる」「個人としての尊厳が重んぜられること」など、本条例の目的や理念、基本的人権等の理解の促進に努めてまいります。
84	⑤	条例では、障害者権利条約の理念を実現することを考えるべきである。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
85	⑤	「心の声」「心を輝かせる」などたんなる美辞麗句に過ぎない。基本理念であるから3項目ぐらいに整理し、「地域社会で主体的に生きる」障がい者像を際立たせるべき。	D	条例は、ご意見と同じく、障がい当事者が主体的に自らの生き方を追求し、その人らしく暮らしていくことができるよう、県等が必要な施策等を講ずる旨、基本理念で明らかにしています。これは、障害者権利条約や障害者基本法の理念と軌を一にするものです。
86	⑤	基本理念は「①全ての県民が、個人として尊重され、人格的に自立した存在として主体的に自らの生き方を追求する権利を有すること」と、「⑦全ての県民がお互いを理解し、誰もが支え、支えられる社会を目指し、県民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと」で十分です。かながわ憲章に織り込んでいますが。	D	基本理念は、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」において、20年後の神奈川の障がい福祉のあり方を展望した際、今後どのような理念を基本に据えて、施策等に取り組んでいくかという視点から、議論していただいたものを基礎としています。また、基本理念は、構造的には、条例の目的に関し、条例全体を貫く具体的な考え方として表すものですので、簡略化することでかえって分かりにくくする恐れがあります。
87	⑥	「県と市町村の連携」とはどういうことか？ 障害福祉サービスの提供主体は市町村である。「県と市町村の連携」との文言は多く見るが、殆ど機能していない。県が出すぎることは良くないが、県の福祉を底上げするつもりなら、国の通知の伝達程度ではなく、月1回程度定期的に会議を行うことや、市町村の差を見て、働きかけていくような姿勢が必要である。	A	条例素案では、「県は、市町村が当事者目線の障害福祉の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うものとする」としています。また、県は、障害福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努める旨も盛り込んでいるところです。
88	⑥	第4項「県の責務」及び第5項「県民及び事業者の責務」について、市町村の責務と役割の認識を図る文言を加えていただきたい。現場（実務）レベルでは、市町村との温度差を感じる。本条例の推進に当たり、市町村行政のあり方は、地域で暮らす障がいのある方々の生活にもっとも影響を与えるという観点から、市町村の責務に係る文言を加えることをご検討いただきたい。	A	地方自治法では、県と市町村とは対等の関係とされています。市町村は基礎自治体として、県は広域自治体として、それぞれ機能、役割を果たすこととされています。こうしたことから、条例素案では、県は、市町村が関係施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うこととし、また、障害福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めることとしています。ご意見の趣旨を踏まえ、今後、各市町村と顔の見える関係づくりを進め、しっかりと連携、協力しながら、障がい関係施策を推進してまいります。
89	⑥	政令指定都市、中核市も含めて市町村と事務的なやり取りなどを、しっかりと取り組んでほしい。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、今後、実務面の意見交換を適時に実施するなど、各市町村と顔の見える関係づくりを進め、しっかりと連携、協力しながら、障がい関係施策を推進してまいります。
90	⑥	県が作る条例だから県の責務となっているが、今の障がい福祉の制度では市町村の役割が非常に大きい。市町村と連携することについて、県民と連携するのと大体同じようなレベルで、市町村の立ち位置を表現しているが、今の制度を踏まえ、市町村との立ち位置について、どう考えていくのか。	A	地方自治法では、県と市町村とは対等の関係とされています。市町村は基礎自治体として、県は広域自治体として、それぞれ機能、役割を果たすこととされています。こうしたことから、条例素案では、県は、市町村が関係施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うこととし、また、障害福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めることとしています。ご意見の趣旨を踏まえ、今後、実務面の意見交換を適時に実施するなど、各市町村と顔の見える関係づくりを進め、しっかりと連携、協力しながら、障がい関係施策を推進してまいります。



番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
91	⑥	県はいろいろとやるが、何年後かにはしごを外されるのでは、と市町村は警戒していないか。	A	地方自治法では、県と市町村とは対等の関係とされています。市町村は基礎自治体として、県は広域自治体として、それぞれ機能、役割を果たすこととされています。こうしたことから、条例素案では、県は、市町村が関係施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うこととし、また、障害福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めています。「はしごを外す」ということが具体的にどのようなことか判然としませんが、今後、実務面の意見交換を適時に実施するなど、各市町村と顔の見える関係づくりを進め、しっかりと連携、協力しながら、障がい関係施策を推進してまいります。
92	⑥	福祉施策の実施主体は市町村であるので、県と市町村がこの条例案を相互に理解し、共に手を携えて推進するという決意を持って臨んでいただきたい。	A	条例素案では、県は、市町村が関係施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うこととし、また、障害福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めることとしています。今後、実務面の意見交換を適時に実施するなど、各市町村と顔の見える関係づくりを進め、しっかりと連携、協力しながら、障がい関係施策を推進してまいります。
93	⑥	条例の目的や理念の共有は最低限の必須ラインで、事業者などの関係者が、自分たちがどのような役割を担うのか理解する必要がある。	A	条例素案では、「7 県民及び事業者の役割」「8 障害福祉サービス提供事業者の役割」において、当事者目線の障がい福祉を推進していくために、県民の皆さま、事業者、障害福祉サービス提供事業者の皆さまに、どのような役割を果たしていただきたいのかを明らかにしています。条例の目的や理念も含め、県民及び事業者の皆さまにご理解いただけるよう普及啓発に取り組んでまいります。
94	⑥	県民、事業者が「県が実施する施策に協力する」というのは、権威的に感じる。どんな施策か分からないし、施策には様々な意見があると思うので、義務付けて良いのだろうかと思う。県民や事業者を対象にするのは違うのではないか。第5（2）については、障害福祉サービス提供事業者は、県の条例に従う責務や監査等を受ける立場なので良いとは思う。「理念を深めて推進に協力する」というような形であれば違和感なく受け入れられる。	A	ご意見を踏まえ、「施策に協力するものとします」という表現を修正し、「施策の実施に協力するよう努めるものとする」としています。
95	⑥	第5に「市町村」というキーワードがないので連携にあたり、「市町村」の立ち位置があやふやになるのではないか。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では「市町村との連携」について明記しています。
96	⑥	市町村の役割を明示的に記載してほしい。「市町村は、障がい当事者の自己決定を尊重し、本人の願いや望みに寄り添い、当事者の目線にあった支援の実施に努めるものとします。」を追加してはどうか。	A	地方自治法では、県と市町村とは対等の関係とされており、市町村は基礎自治体として、県は広域自治体として、それぞれ機能、役割を果たすこととされています。こうしたことから、県の条例で市町村の事務を新たに規定することは困難ですが、条例素案では、県は、市町村が関係施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うこととしており、市町村においても、条例の趣旨に沿った施策の実施に期待するところです。今後、実務面の意見交換を適時に実施するなど、各市町村と顔の見える関係づくりを進め、しっかりと連携、協力しながら、障がい関係施策を推進してまいります。
97	⑥	第5の県民及び事業者の役割「（1）県民及び事業者は、地域共生社会についての理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するものとします。」の「県民及び事業者は、地域共生社会についての理解を深める」には大いに賛同いたしますが、「県が実施する施策に協力するものとする。」は、具体的な県の施策の明示もなく県民及び事業者に対し無条件で協力するものとする不当な条文であり、「（1）県民及び事業者は、地域共生社会についての理解を深めるとともに、県とともに当事者目線の障がい福祉を推進するものとします。」と修正すべき。	A	ご意見も踏まえ、「施策に協力するものとします」という表現を修正し、「施策の実施に協力するよう努めなければならない」としています。
98	⑥	市町村等との連携等の項目を設けた方がよい。「県は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村、神奈川県民、事業者、障がいのある人の福祉を目的としている団体等と連携するものとする。」「県は、市町村が障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。」といった内容にしたらどうか。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「6 市町村との連携」を設け、県が市町村等との連携して施策を進める旨を記載しています。
99	⑥	県の責務の中に啓発活動が置かれていないが、ともに生きる社会かながわの実現には社会が支える障がい福祉が重要であり、社会が支える障がい福祉を目指すには、県が県民や社会に対して積極的に啓発活動を行うことが必要である。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「9 情報の提供及び意見の聴取」において、県は障がいについての理解促進のための県民への情報の提供、普及啓発を行う旨について記載しました。
100	⑥	手話通訳者の募集や市町村の地域支援事業（日常生活用具）において、県が市町村任せの姿勢をとっていると感じている。県は条例を作った後も、その姿勢を続けていくのか。県、県職員の姿勢が大切である。	C	ご意見のとおり、県は、県下各市町村において、必要な障害福祉サービスがきちんと提供されるよう、総合調整を行う立場にあると考えます。条例素案では、「県は、市町村が（略）施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言、その他の必要な支援を行うものとする」とし、また、障害福祉サービスの実施について、地域間の均衡が図られるよう努めることとしており、市町村任せにならないよう連携、協力体制を構築してまいります。
101	⑥	家庭の機能が衰えたときに、県が主導して市町村が取り組めるようにすべきではないか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。条例素案の第6に「市町村との連携」について記載しており、市町村と連携した取組みに努めてまいります。
102	⑥	骨子案には様々なことが書いてあるが、優先順位が必要と考える。例えば、労務調査を実施するか、「まずはこれ」ということと実行して、当事者目線の障壁を一つずつ、潰していく必要があるのではないか。何が障壁になって「当事者目線」の支援ができない人がいるのか、考えることが重要である。	C	条例素案では、「10 基本的な計画の策定」「11 基本計画に定める施策」において、障がい関係施策を総合的かつ計画的に実施するための「基本計画」の策定及び同計画に盛り込む施策分野について記載しています。条例が目指す、当事者目線の障がい福祉の推進及び地域共生社会の実現に向け、どのような関係施策をいつまでに行うのか、この「基本計画」を策定する過程で、施策の優先順位も含めて議論してまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
103	⑥	骨子案の第5（県民及び事業者の役割）、第10（当事者目線の障がい福祉を推進するための施策等）、第11（総合的・計画的な施策の推進体制の整備）など、県民にどこまで役割を求めるのか。	C	当事者目線の障がい福祉の推進に当たっては、県民の皆様や事業者の理解と協力が必要です。県民の皆様は、この条例の目的や理念等をご理解いただけるよう普及啓発に努めてまいります。
104	⑥	話が合わない人だとストレスがたまる。話を聞いてもらいと気持ちが楽になる。理解しようとしている人が近くにいと安心して暮らせる。	C	ご意見の趣旨も踏まえ、障がいや障がい者の理解の促進に努めてまいります。
105	⑥	CDショップで買い物をするときに、僕の言っていることが通じない時があります。僕の言っていることは分かりにくいのかな。町の人たちに僕の話聞いてほしいです。	C	ご意見の趣旨も踏まえ、障がいや障がい者の理解の促進に努めてまいります。
106	⑥	当事者目線の条例の文案に反対はないが、手話言語条例等とは違い、抽象的なものになる。条文で具体的に言う必要はないが、例えば市町村、事業者、県民との連携とは具体的にどういうことかを県が考えて持つておく必要がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、市町村、事業者、県民とのより具体的な連携ができるよう努めてまいります。
107	⑥	神奈川県と政令市とがうまくリンクしていない印象がある。県は県、市は市とされると、どちらを向いたらいいのか困ってしまう。違うことをやっているわけではないのに、もったいない。政令市と手を組んで連携できるような仕組みを条例でできるか分からないが、市に事業所がある県民としては身を割かれる思いである。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。条例素案では、「6 市町村との連携」の旨記載しております。
108	⑥	事業者の運営者に対して、県が責任を持って、適切に運営しているかを確認していくことが必要である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
109	⑥	本人がしんどさや辛さを言うことができれば、精神障がいにならない。精神障がい者が、しんどさや辛さを言いやすいような土台作りが必要だと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、障害者就業・生活支援センターでは、精神障がい者のニーズに応じた支援を行えるよう、専門性のある人員を配置して対応に当たっています。
110	⑥	条例において、県が主語となっているのがあるが、どの事業者でも最低限の支援の質は担保されなければならないが、サポート内容が事業者によって異なると言われることがある。最低限の支援の質の担保が図られるようお願いしたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
111	⑥	親戚の集まりにいった際、盲ろう者に対する理解はあり、あいさつなどはしてくれたが、食事や会話が始めると、皆は盛り上がっていたが、私（盲ろう者）だけが取り残された感じがした。周囲の理解はあっても、積極的にコミュニケーションを取ってくれない。もっとコミュニケーションを大切にしてほしい。障がい者とともに生きる、お互いにいのち輝くと県が考えるのであれば、コミュニケーションをもっと大切にしてほしい。県民皆が、音声だけではなく、様々なコミュニケーションの方法を考えてほしい。	C	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「11 基本計画に定める施策」（8）において、情報アクセシビリティに関する施策について記載しています。
112	⑥	障がい者とは何なのか。一般の人が障がい者を特別な存在のように見ている見方があると思う。実際に話してみるといろいろ分かることがある。関わる機会とコミュニケーションを重ねることで、一般の皆さんも障がい者のことが分かってくると思うので、そのような環境づくりも大切と思う。	C	ご意見のとおり、障がい及び障がい者に対する理解を深めるためには、直接関わるが大変重要であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
113	⑥	障害福祉サービス提供事業者の役割について、努力義務となっているが、もう一步踏み込んでもよいのではないかと。支援者目線というか、事業者目線になっているところは、まだまだ多い。相談の立場で、様々な事業者の情報が入るが、実際に意識等を変えていくのは難しい。県にも、しっかりと支援の現場を見つけてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、本条例の目的や理念等を障害福祉サービス提供事業者にご理解いただき、取り組んでいただけるよう、普及啓発に努めてまいります。
114	⑥	政令市、中核市、県域で補助金の体制も違い、どのようにして県がリードしていくか、課題である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
115	⑥	市町村に条例の理念がしっかりと伝わった障がい福祉が実現すると良いと思う。市町村に丁寧に条例の内容を説明してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
116	⑥	当事者の立場に立つのは大事だが、家族や親の存在も重要。家族の役割が明示されていないと思う。	D	ご意見のとおり、障がい当事者の生活において家族や親の存在は重要です。家族も含めた地域全体で障がい当事者の地域生活を支えていくという視点に立ち、条例素案の第7では、家族も含めた「県民」の役割としてしています。
117	⑥	第5「県民及び事業者の役割」となっているが、県民と事業者を分けて、県民の役割を独立させてほしい。ともに生きる社会を実現するには、県民の皆さんが受け入れることが大切である。寛容になってほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とて参考とします。障がいや障がい者に関する正しい理解の普及に努めてまいります。
118	⑥	県民及び事業者の役割について、県民と事業者は分けて書いた方がよい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とて参考とします。
119	⑥	県の職員に不適切な支援があったということは、県の風土のようなものがあつたのかもしれない。条例ができ、自分事として取り組めるように、県の責務として入れたほうがよい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とて参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
120	⑥	第5の県民及び事業者の役割について、「県民」を削除し、「事業者は、地域共生社会についての理解～略～」と記載すべき。	E	当事者目線の障がい福祉の推進に当たっては、県、事業者だけでなく、県民の皆さまのご理解とご協力が必要であり、施策の実施に協力いただくよう求めてまいります。
121	⑥	事業者と障害福祉サービス提供事業者と使い分けしている理由を知りたい。	F	一般の事業者の役割と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき障がい者の福祉に直接関わる事業者の役割を、それぞれ規定するために分けております。
122	⑦	条例を作っただけで劇的な変化はないにせよ、「条例を作ったのになにも変わらない」と言われないような実施計画を立てることが大切である。	A	条例が制定されれば、条例に基づき、基本的な計画を策定することとなりますが、ご意見のとおり、実効性のある計画とすることが重要です。自治体、障害福祉サービス提供事業者その他関係者としっかりと議論を行い、総合的かつ計画的に施策等が着実に実施されるよう努めてまいります。
123	⑦	条例を作った後、どう実践していくかが大事だと考えている。	A	条例が制定されれば、条例に基づき、基本的な計画を策定することとなります。ご意見のとおり、着実に施策を実行し、評価、改善するというPDCAサイクルをしっかりと行うよう努めてまいります。
124	⑦	障がい者のための施策に関する基本計画を策定するときは、他の関連する諸計画との整合性を図るとともに、県の他の計画においても、本条例の趣旨が適切に反映されるように努めなければならないと考える。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、関連する計画等に本条例の趣旨が反映されるよう努めてまいります。
125	⑦	第6項「基本的な計画の策定」について、計画実施の管理や必要に応じて計画を改定する旨を追記する事について、その実効性を担保する観点からご検討いただきたい。	C	基本的な計画に定めた施策を着実に実施するためには、いわゆるPDCAサイクルを回す、すなわち、進捗状況を管理し、未達であれば、その要因を分析し、元の計画を評価した上で、必要な変更、修正を実施するという取組みは重要です。ご意見も踏まえ、適切な計画の実施管理体制の構築について検討してまいります。
126	⑦	障がい福祉計画と、障がい者計画の2つは一つにして「基本計画」とした方がよい。	C	「基本計画」を具体にどのように策定するのか、ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、関係の皆さまの声を広く聞きながら、検討を進めてまいります。
127	⑦	障がい者計画と、障がい福祉計画を一本化する話があるが、是非、一本化してほしい。	C	「基本計画」を具体にどのように策定するのか、ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、関係の皆さまの声を広く聞きながら、検討を進めてまいります。
128	⑦	条例には、概ね3年間の「障がい福祉計画」の中に位置付けられている内容も多く、条例とすべき内容か、今の神奈川県への対応とどう変わるのかが、よく分からないところがあります。障がい者の命や生活を守る条例としてふさわしいものを、条例の重みを踏まえて再度検討していただきたいと思っております。	D	条例には今後の施策の方向性を規定し、具体的な施策については基本的な計画で位置付けることとしています。
129	⑦	「基本的な計画」とは何を指しますか。障害基本計画、障害福祉計画、地域福祉活動計画、医療計画等ですか。これらの計画ですと「県民が取り組む」とは、県民が協力することですか。県民に責務を負わせますか。県民を削除した方がよいです。	E	条例素案に盛り込んだ「基本的な計画」については、現行の「かながわ障がい者計画」及び「神奈川県障がい福祉計画」を一体的なものに再編することも視野に入れて議論を行っているところです。当事者目線の障がい福祉の推進に当たっては、県民の皆さまのご理解とご協力が大変重要だと考えていますので、「基本的な計画」に盛り込む施策に関しても、必要に応じて県民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、着実な実施に努めてまいります。
130	⑧	骨子案第7の障がい者の会議への参加は、推進すべき県が努力義務でよいのかと思う。民間等であれば努力義務として理解できる。どんな会議でも当事者抜きで決めないでという時代になっている。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では、「障害福祉の政策立案過程への障害者の参加」について「推進するものとする」とし、県の義務とすることとしています。
131	⑧	骨子案第7の「政策立案過程への障がい者の参加」に関して、条例で「県」と「県民」の義務、努力義務についてはしっかり分けて考えた方がよい。	A	ご意見も踏まえ、骨子案第7の(1)及び(2)の障がい者主体の活動に関することについては、条例素案では県の努力義務とし、骨子案第7(3)に記載している政策立案過程への参加についても県の義務としています。
132	⑧	当事者目線の障がい福祉の将来展望検討委員会は、当事者がたくさん発言をし、知事が毎回出席してそれを直接聞いて対話しているという、他に類をみない委員会で、すごいことだと思う。このことを伝えていくべきだと考える。今までは支援者が代弁してしまうことが多かった。当事者の参加がどう担保されるかが重要。	A	ご意見も踏まえ、「障害福祉の政策立案過程への障害者の参加」について「推進するものとする」とし、県の義務とすることとしています。
133	⑧	県がやるべき事項や推進すべき事項等について、「～努めるものとする」と記載しているが、当事者目線の観点からは「努力目標」的な記述はそぐわない。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では「障害福祉の政策立案過程への障害者の参加」について「推進するものとする」とし、県の義務としています。全てを義務規定とすることはできませんが、上記以外の規定についても整理しました。
134	⑧	第7の「政策立案過程への障がい者の参加と本人活動の推進」について、「努めるものとしませず」では推進されない。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では「障害福祉の政策立案過程への障害者の参加」について「推進するものとする」とし、県の義務としています。
135	⑧	障がいのある人が発言し続けることが大切である。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では「障害福祉の政策立案過程への障害者の参加」について「推進するものとする」とし、県の義務としています。
136	⑧	障がい福祉の政策立案において障がい者の参加は前提であり、「参加を推進するよう努めるものとしませず」という記載ぶりはあまりにも後ろ向きです。少なくとも「参加に努めるものとしませず」といった表記が不可欠であります。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では「障害福祉の政策立案過程への障害者の参加」について「推進するものとする」とし、県の義務としています。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
137	⑧	第7（3）政策立案過程への障がい者の参加について、推進するように「努めるものとします」では弱い。もっと踏み込んだ書き方をしてほしい。	A	骨子案では「努めるものとします」としていたところ、ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「推進するものとします」に修正しています。
138	⑧	ピアサポーターの登録をして、退院促進のために病院訪問などを行っているというが、ピアサポーターの登録について十分に周知されていないところがある。自分は知らない。ピアサポーターに登録しなくても、例えば「やまゆり会」など、同様の活動を行っている人はいっぱいいる。	C	引き続き、県事業として行っているピアサポーター活動についての周知を図ってまいります。
139	⑧	障がい当事者の出番を作るというが、市でお金がなくなったからと、以前行っていた展示会がなくなった。別の市でも以前は力を入れていたが、縮小している現状がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者の方々の展示会等の機会の創出に取り組んでまいります。
140	⑧	会議等にも当事者が参加しているが、1人、2人の当事者を入れて会議をするのではなく、いろいろな当事者と対話をして、意見を聞いて考えて活かすことが大切である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、様々な当事者の方からの御意見を伺えるよう、取り組んでまいります。
141	⑧	精神障がいの当事者の声を聞いてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい当事者の方の声を伺えるよう、取り組んでまいります。
142	⑧	本人の会やグループ活動をやるのに、ボランティアさんが中心となってやっているが、高齢になってやらなくなったサークルもある。障がい者のことを知ってもらうため、大学で話し合いができるようにしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいの理解に関する普及啓発に努め、障がい者のことを若い世代の方々にも知っていただけるよう努めてまいります。
143	⑧	障がい者の政策立案過程への参加の推進について記載してあるが、将来展望検討委員会に当事者が3名参加したというのは、今までにないので良いことだと思う。しかし、自分から発信が難しい障がいのある方の意思を確認することも大切にしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
144	⑧	健全者だけではなく、ろうあ者による人材確保も考えられるのではないか。例えば、展示会や食事会などに行くときなどは、ろうあ者が支援することも考えられる。障がい者でも支援ができる人はたくさんいるので、障がい者を支援の人材として雇用するという方法も考えられると思うので検討してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
145	⑧	「本人活動の推進」に係るが、手話通訳者の広域派遣では、障がい者団体が費用負担する形になっている。横浜市内の人や、横浜市内で開催されるものであれば、情報保障に関しては無料だが、県域や関東ブロックでの会議への出席では、有料となる。聴覚障がい者団体としては負担が大きいと感じる。負担額では地域差も生じている。市にも費用負担の件で要望を出しているところではあるが、条文にコミュニケーションの支援というところに入るのであれば、盛り込んでほしい。	C	障がい福祉に係るサービス基盤の地域間の均衡を図る取組に関しては、条例素案では、「24 地域間の均衡」において記載しています。ご意見は、横浜市が実施する派遣制度に関するものと思われませんが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
146	⑧	「本人活動」より、「本人の活動」の方が分かりやすい。	D	障がい当事者の皆さまから、「本人活動」が主に知的障がい者の活動を表す用語として定着しているため、他の障がい者も含めた表現にしてはどうか、とのご意見をいただき、条例素案では、「19 障害者主体の活動の促進」において、「障害者主体の活動」として記載しています。
147	⑧	「参加」であると受動的な印象のため「参画」としてほしい。	E	政策立案を行うプロセスに障がい当事者の皆さんが関わっていただく、その形態は様々想定されると思います。「参画」ということでは関わり方は極めてハードルが高くなってしまいますので、「参画」も含めた広い概念として「参加」という文言を用いて、関わり方の、いわば「間口」を広げた表現にしています。
148	⑨	合理的配慮の実施について規定した方がよい。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では「15 社会的障壁の除去」として、合理的配慮について追加しました。
149	⑨	精神障がい者についての啓発をしてほしい。社会や当事者、家族の中にまだ偏見がある。偏見を取り除くには教育、地域への啓発が必要である。人権教育が必要である。	A	ご意見も踏まえ、条例素案では「9 情報の提供及び意見の聴取」に、障がいについての理解を深める情報提供について記載しました。
150	⑨	条例ができることは喜ばしい。障害者差別解消法が社会に根付いていない。解消法の内容が取り込まれるのは良い。	A	ご意見も踏まえ、条例素案に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容を取り込みました。
151	⑨	県に差別解消法に基づく条例がないのであれば、差別解消の点だけでも別で条例を制定した方がよい。	A	ご意見を踏まえ、条例素案に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容を取り込みました。
152	⑨	骨子案第8に直接差別しか書いていないのはなぜか。間接差別、合理的配慮の提供義務が配慮されておらず、法律より後退しているように見える。他自治体の条例をみると、中には民間の合理的配慮提供義務が任意の時から義務として、法律よりも規定しているところもある。差別解消法の意義は直接差別ではない間接差別、合理的配慮の提供についても明確にした。そこを条例でもフォローしないといけないと思う。	A	ご意見も踏まえ、条例素案に「15 社会的障壁の除去」として、合理的配慮について追加しました。
153	⑨	具体的に盛り込まなくてもよいが、差別解消に向けた相談を受けとめる、県内の差別事案についてのADR紛争解決という意味での機関、体制を作ること盛り込んでいただきたい。各自治体の差別解消に関する条例の意義はそこにある。少なくともこの条例で方向性は示してもらわないと意味がないと感じる。	A	ご意見も踏まえ、条例素案に「14 障害を理由とする差別に関する相談、助言等」に相談体制その他必要な体制の整備を追加しました。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
154	⑨	「害」という漢字は自分では書きたくなくて、ひらがな使っている。地域共生社会といっても、施設の立ち上げとなると反対とかになる。当事者目線といっても、それを理解できていない人にかに理解してもらおうか。知らず知らずに差別している可能性もある。皆さんに知らせていくことが大事だと思う。地域で排除することなくみんなということを進めてほしい。	A	差別及び虐待を受けることなく、誰もがその人らしく暮らせる地域共生社会を目指す条例を検討してまいります。ご意見を踏まえ、条例素案では「9 情報の提供及び意見の聴取」に、「障害についての理解の促進に資する情報を提供するとともに、当事者目線の障害福祉を理解を深めるための普及啓発を行う」ことについて規定しました。
155	⑨	第8の障がい者の権利擁護及び障がい者差別「解消」ではなく「禁止」のための措置ではないか。	A	条例素案では、「4 障害を理由とする差別、虐待等の禁止」を明記するとともに、「14 障害を理由とする差別に関する相談、助言等」「15 社会的障壁の除去」を規定しました。
156	⑨	全国では35都道府県で「共に生きる社会」を目指して障害者差別解消法推進条例が施行されています。しかし、神奈川県は法律の施行から6年経った現在でも考えようとしません。「やまゆり園事件」に基づく条例策定ならば、「差別の禁止」や「権利擁護」を柱とする差別解消条例に取り組むべきであり、障がい者を福祉の世界にのみ押し込めず、教育、労働、地域、交通など、社会生活のすべての分野で、どんな障がいがあっても排除せず、人として生きていくための施策を考えるべきです。	A	ご意見を踏まえ、条例素案には「4 障害を理由とする差、虐待等の禁止」「14 障害を理由とする差別に関する相談、助言等」「15 社会的障壁の除去」を規定しました。
157	⑨	他の自治体では差別解消や虐待防止の条例が制定されています。「津久井やまゆり園事件」が契機となり条例を作るのであれば、今回の条例は「虐待防止」「差別解消」と同等と言えるような条例にしたいと考えています。しかしながら、今回の条例案では障がい者の権利擁護及び障がい者差別解消のための措置や、障がい者虐待の禁止と救済措置については簡素で重みのないものになっていると考えています。	A	ご意見を踏まえ、条例素案には「4 障害を理由とする差、虐待等の禁止」「13 障害者の権利擁護」「14 障害を理由とする差別に関する相談、助言等」「15 社会的障壁の除去」「16 虐待等の防止」「障害者に対する虐待の早期発見及び通報等」を規定しました。
158	⑨	昔は障がいは身体的なこととして捉えられていた。しかし、社会的に障がいを作られていくのだということを理解する必要があるのではないか。	A	条例素案では、「2 定義」において、条例における「障害者」の定義について、障害者基本法で規定する「障害者」の定義を引用しています。同法で定義する「障害者」は「社会モデル」と言われるもので、ご意見の趣旨も踏まえたものです。また、条例素案の「15 社会的障壁の除去」において、「社会的障壁」について明らかにしています。
159	⑨	障がいの原因を、人の体に考えないでほしい。障がい者個人に障がいがあるとすることはなく、社会のあり方に障がいがあると理解することが重要。	A	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、「15 社会的障壁の除去」などを記載しました。また、障がい及び障がい者の理解の促進に努めてまいります。
160	⑨	一人ひとりが、障がいを作らないようにするにはどうしたらいいか、社会のあり方を考えることで障がいを取り除かれるという理解の普及をしていくことが重要。	A	ご意見の趣旨等も踏まえ、条例素案では、「15 社会的障壁の除去」において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同法の上乗せを行う旨を記載しています。引き続き、障がい者差別の解消を目指し、障がい、障がい者等の理解の促進に努めてまいります。
161	⑨	「ともに」と言いつつ、障がい者の地域生活が進まないことが問題です。障がい者が地域で生きようとするすると反対運動が起き、一人暮らしをしようとするすると様々な社会的障壁に直面します。障壁一つ一つを取り除く努力が行政に求められています。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「15 社会的障壁の除去」において、合理的配慮について記載しています。引き続き、障がい、障がい者の理解の促進に努めてまいります。
162	⑨	「意思決定支援の不作为」とあるが、何を不作为とするのか基準がなく揉めるおそれがある。県版のガイドラインがスタンダードとなると思う。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「12 意思決定支援の推進」において、意思決定支援の推進について記載するとともに、「13 障害者の権利擁護」において、意思決定支援の不作为を禁止する旨の記載ではなく、関係者は、意思決定を必要とする障がい者に対し、適切に意思決定支援が行われるよう努める旨を記載しました。
163	⑨	事業者の合理的配慮について入れていただきたい。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「15 社会的障壁の除去」(2)において、事業者の合理的配慮について記載しました。なお、この「15 社会的障壁の除去」の記載内容については、新たな条例において、障害者差別解消法の上乗せの規定となる予定です。
164	⑨	国の差別解消法と、県の条例との関係性が分かるようにしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、条例素案には、差別解消法に関連する条項を記載しており、関連法との調和を図りながら施策の推進に努めてまいります。
165	⑨	差別解消のための措置について、罰則規定（世間、社会への公表）を設けるべきであり、書き込んでほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
166	⑨	行政の窓口は、昔と比べて、精神障がい者を尊重するようになってきた。しかし、コロナの影響で、行政機関の施設は利用制限しており、人数を集めて利用者の意見を聞くことができない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、コロナの制限下でも工夫をして、障がい当事者の方のご意見を伺える機会の確保に努めてまいります。
167	⑨	就労A型で働いていた人が、事業所の都合で就労A型の看板を下ろしたら、その人は就労B型で働くことになるのは、人権侵害ではないか、と思う。	C	就労継続支援A型事業所を廃止する際は、法令に基づき、利用者の意向を踏まえた対応をするよう、事業者を指導してまいります。
168	⑨	差別解消法について、まだまだ一般的に浸透していない。	C	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容を条例に取り込み、普及啓発に努めてまいります。
169	⑨	第8「障がい者の権利擁護及び障がい者差別解消のための措置」の(4)について、「相談、助言等の措置を講ずること」ではなく、「公表する」の方がよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
170	⑨	意思決定支援が分かりづらい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
171	⑨	障害のあるなしだけでなく、老若男女等含め、皆が平等であればいいと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例素案の第3基本理念の（1）にあるように、全ての県民がその個人としての尊厳が重んぜられることを旨とし、施策に取り組んでまいります。
172	⑨	差別や虐待の相談をして、注意をしても、注意を聞かない場合はどうすればよいか問題だと思う。相談を受けた人だけでなく、上の人や、他の人も相談の内容を知った上で注意しなければならないと思う。差別や虐待を受けた人、差別や虐待をしてしまった人、支援者、家族、関係機関などが情報をやり取りする必要がある。	C	条例素案に「14 障害を理由とする差別に関する相談、助言等」について記載しました。取組を進めるに当たり、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
173	⑨	グループホームの世話人が、障がいの重い人に対して厳しく支援することがある。仲間として嫌だし、自分は他の人のことが気になるので、自分が言われたわけではないが嫌な感じになることがあった。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいについての理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。
174	⑨	電車のドア付近で携帯電話（スマホ）をいじっている人がいて、邪魔だ・目障りだと思った。電車内では優しい人もいて、席に座りますかと聞いてくれたこともあった。自分も気分がよかった。知人の話だが、杖をついた人が席を譲ってもらえなかったことがあったと聞いた。分かってもらいやすいように自分はヘルプカードを付けているので、その人にもヘルプカードを付けることを勧めてみた。	C	外見からは分かりにくい内部障がい等の方が、必要な援助や配慮を受けられるようにするため、引き続きヘルプマークの普及に努めてまいります。
175	⑨	障がい者を理解してくれない人が多いと感じる。短い時間ではあるが障がい者を警戒したような顔で見たり、迷惑そうな、嫌そうな顔をされる。子どもはじろじろと不思議そうに見る。母親はその子に対して「あの人は病気なんだから近寄っちゃだめよ」と言う。それを聞いて変な気分になった。以前、喫茶店で、子どもとおじいさんが来店した際、子どもが「この人、手がない」と言った。それに対して、おじいさんが「このお姉さんはジュースとか運んでくれているんだからそんなことを言うんじゃない!」と叱った。それを聞いてスカッとした気分になった。きちんと働いているのに障がい者だからということで変な目で見るのだけは、本当に勘弁してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいについての理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。
176	⑨	例えば、今、在宅で知的障がい者を介護している親たちにとって、自身の高齢化などの状況から、短期入所も含め、頼れる入所施設などが不足していることは、大変に深刻です。県内の入所施設の場所も偏在しており、住まいの近くにそういった施設がないことは早急に改善すべきです。ところが、条例骨子案の第8の中には、親などが本人の意思を無視して、施設入所を強制しているかのように描いた上で、「障がい者の意思に反した施設入所やサービスの利用の強制は禁止」と入所待ちの多くの障がい者がいる実態を無視して、入所希望を辞退するようにしむけるものとなっています。一方、施設の増設は検討すらしていません。	C	条例素案では「3 基本理念」に、「(4) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること」と規定しています。ご家族が安心できるよう、地域生活の支援や資源を充実していくため、当事者目線を大切にされた条例の制定とその実現に向けて取り組んでまいります。
177	⑨	差別解消法や今回の条例制定は、障がい者の間だけで広まっても、意味はありません。世の中は健常な方々の使いやすいうようにできているのに、今回のことで障がい者のために変えるように思われるのも良くないです。あくまでも両者にとってプラスになるとアピールしてください。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいについての理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。
178	⑨	骨子案第8の「権利擁護と障害者差別解消」、第9の「虐待の禁止と救済措置」をしっかりと進めてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
179	⑨	皆、障がいのことを知らないから嫌だなと感じたり、変だなと感じて、それが差別につながるのではと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
180	⑨	障害者差別解消法が機能してないと感じる出来事があった。認知度も低いと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障害者差別解消法の認知度が上がるよう、普及啓発に努めてまいります。
181	⑨	障がい者の恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てについて、市の計画に入れてほしいと要望を伝えて、入れてもらった経過がある。妊娠時、主治医からは出産を反対されたが、自分の意見を伝え、出産した。周囲の意見で当事者が自分のやりたいことをできないのはよくない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、ご本人が自己選択・自己決定していける仕組づくりに努めてまいります。
182	⑨	根っこの人権意識について、どういう形で対応していくべきかを、まずは県が定着させていくことが大事。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
183	⑨	県民の理解、人材の確保含めて、しっかりやってほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
184	⑨	意思決定支援について、精神障がい者の人は自分の気持ちを言いにくいこともある。選択をしないという選択肢があってもよいのではないか。	C	ご意見のとおり、意思に基づいて選択をしないという選択肢も当然にあると考えます。条例素案では、「13 障害者の権利擁護」（0）において、意思決定支援は、障がい者ご本人が希望する場合に、その希望を十分尊重して行う旨を記載しています。ご意見の趣旨は今後の普及啓発等の際の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
185	⑨	身体拘束の何をもってダメとするのか。体幹維持ができない、あるいは転倒防止のためのベルトも身体拘束と言われてしまう。遊園地のジェットコースターの拘束ベルトは許されるのはなぜか。致し方ない必要な身体拘束と、悪意のある身体拘束がある。言葉だけ使われてしまうと、危ないかなと思う。強度行動障がいの方についても、残念ながら親御さんの中には、「拘束していただかない」と思っている方もいる。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。
186	⑨	第8の障がい者の権利擁護及び障がい者の差別解消のための措置に、普及啓発に関して責務が書かれており、一方で第10（2）にインクルーシブ教育の推進が書かれている。福祉教育を幼少期から行うことが障がい者への適切な対応につながるので、バラバラではなく、第8と第10（3）をまとめて書いてほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。
187	⑨	「障がい者の意思に反した施設入所」との記載があるが、施設入所を目の敵にしている印象がある。入所施設に入所してみると、「入所施設の方が良い」と思うこともあるので、入所施設そのものが悪いというわけではないと思う。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。なお、条例素案では、「第3 基本理念」において、当事者目線の障がい福祉の推進は、障がい者一人ひとりの自己決定を尊重すること旨として図られることを記載しています。また、「13 障害者の権利擁護」における、「障害者の障害福祉サービスを行う施設への入所その他の障害福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない」との記載については、入所施設それ自体が悪い存在であるという趣旨ではなく、障がい者本人の自己選択、自己決定を尊重し、意思が反映されるべき旨を記載しているものです。
188	⑨	骨子案第8（3）については、適切な意思決定支援を受ける「権利」と言い切った方がいいが、県がその権利を保障すると解釈されてしまう懸念もある。この権利は、社会全体で保障していくことが大切。誰がどのように保障するのか、もう少し詳しく書いた方がよい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。なお、条例素案では「12 意思決定支援の推進」において、意思決定支援の推進について記載するとともに、「13 障害者の権利擁護」において、関係者は、意思決定を必要とする障がい者に対し、適切に意思決定支援が行われるよう努める旨を記載しました。
189	⑨	平成28年に条例制定の話も出たが、結果「ともに生きる社会かながわ憲章」で収めたと理解している。平成30年以降、各都道府県で障害者差別禁止関連の条例は制定されていない。障害差別解消関係の条例は、障害者権利条約批准や国の差別解消法の制定によるものと認識している。	F	平成28年に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」については、今後も理念の浸透に努めてまいります。また、平成30年以降も各都道府県において障害者差別解消の条例が制定された事例が複数あると承知しております。
190	⑩	骨子案第9の虐待の項目は、当たり前のことを書いているだけである。分かりやすい具体例を出したのかもしれないが、これだけだと虐待防止法の一部だけを取り上げているので、法律より後退しているように見える。	A	ご意見を踏まえ、条例素案では規定内容を見直し、「4 障害を理由とする差別、虐待等の禁止」として、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない旨を規定するとともに、「16 虐待等の防止」「17 障害者に対する虐待の早期発見及び通報等」を規定しました。
191	⑩	障害者虐待防止法では学校や精神科病院は対象外ではあるが、障がい者虐待の禁止について、一定の効果はあった。条例に虐待に関する規定をおくことは必要である。	A	ご意見を踏まえ、条例素案では「4 障害を理由とする差別、虐待等の禁止」「16 虐待等の防止」等を規定しました。
192	⑩	第9障がい者虐待の禁止と救済措置の「（1）障がい者に対する暴行、わいせつな行為、長時間の放置、心理的外傷を与える言動、不当な財産の処分を禁止するものとします。」に条例制定の起点となったには県立障害者支援施設による長時間の居室施錠であることは明確であることから「長時間の居室施錠」も含めるべき。よって、「（1）障がい者に対する長時間の居室施錠、暴行、わいせつな行為、長時間の放置、心理的外傷を与える言動、不当な財産の処分を禁止するものとします。」と修正すべき。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、長時間の居室施錠も含めあらゆる虐待行為、その他個人の尊厳を害する行為を禁止する観点から規定内容を修正しました。
193	⑩	「障がい者に対する暴行、わいせつな行為、長時間の放置、心理的外傷を与える言動、不当な財産の処分を禁止するものとします」は、条例で規定されなくても立派な犯罪で、刑法で処罰されること。	A	ご意見を踏まえ、条例素案では規定内容を見直し、「4 障害を理由とする差別、虐待等の禁止」として、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない旨を規定するとともに、「16 虐待等の防止」「17 障害者に対する虐待の早期発見及び通報等」を規定しました。
194	⑩	今年度から障がい者虐待防止の研修が必須となったが、その内容についても法人等によって差異があるので、最低限の質の担保をお願いしたい。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「16 虐待等の防止」「17 障害者に対する虐待の早期発見及び通報等」において、虐待等の防止に関する研修等について記載しています。
195	⑩	救済措置は必要か。虐待があれば、当然「是正措置」が必要である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
196	⑩	不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調査等、必要な体制を整備してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、条例素案には「14 障害を理由とする差別に関する相談、助言等」について記載しました。
197	⑩	骨子案第9（2）に関して、虐待の通報者保護を書いた方がよい。これを入れると他自治体よりも進んだものになる。現在虐待は通報、届けに基づいている。先日、中井やまゆり園でも通報者の不利益扱いについての新聞報道を見た。県として特にそこは変える、条例に取り込む必要がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
198	⑩	虐待通報があった際、県が現地に行かないのは問題だと思う。施設や社会福祉法人など、事業を実施しているところには行くべきだと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、個別の事案に応じて関係機関と連携を図ってまいります。
199	⑩	暴力で言うことを聞かせないでほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいについての理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
200	⑩	職員が悪口を言ったりするので怖いです。それはどうやって直したらいいでしょう。困っています。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいについての理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。
201	⑩	暴力ではなく、会話で解決できなかったらと思う。私たち障がいを持っていても人から大事にされたいです。こんなことをするために職員になったのだろうか？と思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいについての理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。
202	⑩	第9の障がい者虐待の禁止と救済措置の「（2）県は、虐待が疑われる旨の情報を得た場合、市町村を通じて、必要な調査を行い、必要に応じて是正措置を講ずるものとします。」について、大半の市町村が先般の県立障害者支援施設における長時間の居室施錠を虐待認定しなかったこと、県立障害者支援施設及び県自身も虐待認定できる立場にありながら虐待認定しなかったこと、市町村は一義的には市町村による虐待通報を認めながら県に直接虐待通報することを暗に促す対応などがなされたこと、などから県立障害者支援施設及び県にも調査を義務付けるべき。また、県立障害者支援施設における長時間の居室施錠が多数の市町村によって虐待認定がなされていないことから、複数機関による調査が必要。よって「（2）県及び県立障害者施設は、虐待が疑われる旨の情報を得た場合、直ちに市町村に通報するとともに市町村とは別に必要な調査を行い、必要に応じて是正するものとします。」とすべき。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、個別の事案に応じて関係機関と連携を図ってまいります。
203	⑩	中井やまゆり園の件を公表したことは評価できる。虐待関係の規定を置くのであれば、中井の件のように内部告発した職員や通報した人を守るといった内容を置くべきである。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、内部告発した職員や通報した人が守られるよう、取組みを進めてまいります。
204	⑩	市町村障害者虐待防止センターは、5時まで職員がいて、警備の人なども含めて24時間電話対応ができるようにしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
205	⑩	既に障害者虐待防止法がある中で、上乘せこの項目を条例で規定する以上、一般原則ではなく具体的な施策を明記すべきであると考えます。具体的には、幼稚園、保育所、学校、医療機関など現行の障害者虐待防止法では通報対象となっていない施設も対象であることを明示した上で、そうした施設での虐待行為の情報を得た場合には調査や是正措置が行われるというスキームを示すべきと考えます。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。条例素案においては、虐待のほか、その他個人の尊厳を害する行為をしてはならない旨を記載し、障害者虐待防止法に上乘せした規定を置きました。
206	⑩	理念は日常生活、経済活動、文化、スポーツ、芸術活動まで広く網羅されており素晴らしい内容です。一方、骨子案第9の救済措置に具体策がほぼ見当たらないのは、私の理解力のためでしょうか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。条例素案においては、虐待防止や早期発見に関する規定を記載しました。
207	⑩	なぜ施設では部屋に鍵をかけるのか。施設に機械警備は付いているのか。ないならば付けるべき。新しいやまゆり園は、虐待のない施設にしてほしい。	C	施設での居室の施錠は、各施設によって考え方が異なる場所かと思えます。機械警備についても、各々の施設によって対応はことなるかと思えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
208	⑩	不適切な支援や虐待等が起こるのは、組織風土、風通しが悪いことが課題にあると思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
209	⑩	条例の内容は、入所施設、重度・高齢障がい者が、主たる対象となってくるだろうと思っているが、虐待被害の視点から見ると、中軽度の障がい者を雇用する企業等にも啓発等をしていく必要があると感じている。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
210	⑩	第9の障がい者虐待の禁止と「救済措置」の表現を改め、「是正措置」とする。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。条例素案において虐待の防止に関する規定を記載しました。
211	⑪	経済的負担について「年金」は国の制度であり、県の条例に書き込むなら「手当」等であるべき。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、条例素案では、「11 基本計画に定める施策」の（9）として、国制度の障害者年金は除き、経済的負担の軽減を図る趣旨を記載しました。
212	⑪	第10項「当事者目線の障がい福祉を推進するための施策等」の（7）相談等を上位項目として変更していただきたい。意思決定支援は本条例の要であると思う。その中核的役割を担う相談支援事業の責務は重要である。（2）くらいにしてもらいたい。介護保険制度の中ではケアマネは必須と捉えられているが、障害者総合支援法の中では、相談の報酬のことも含め、評価が低い。しかし、そのような現状だからこそ、障害の相談支援体制のレベルを上げることに重きを置く必要がある。また、他の項目との連動・連携を推進するという観点からも、相談等の項目は上位に位置付ける必要がある。	A	当事者目線の障がい福祉を推進するにあたり、相談支援事業が担う役割や他の項目との連動・連携は重要であると考えています。ご意見の趣旨も踏まえ、「相談等」の項目の記載順を上げ、「11 基本計画に定める施策（2）」に記載しました。
213	⑪	今国会で成立が予定されている「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法案」で障害の種類や程度にかかわらず、必要な情報を得やすくする施策が自治体に求められる。第10（6）情報の利用におけるバリアフリー化等に「情報の取得」を書き込む。この法律で、「県が進めている意思決定支援」に影響があると考えます。	A	ご意見も踏まえ、条例素案には、情報アクセシビリティについての国の新法の趣旨を反映しています。
214	⑪	ここは身体拘束の禁止のみを第8に残したままで、第10の中では、「障害者の希望に基づく多様な生活の場の確保、暮らしの質の改善に努める」とする項目を設けるべきです。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「11 基本計画に定める施策」の本文中（1）に「多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策」と記載しています。



番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
215	⑪	50年前に、障がいのあるなしに関わらず、命の等価性を学んだ。やっとうこういった発想がでてきたのかと少し嬉しく思うが、これがもっと具体化されて、社会が本当に共生社会になるにはまだまだ先なんだと思う。当事者の声を聴くのは絶対である。障がいのあるなし関係なく、命は同じで対等として向き合う、支援する側の感覚が、「支援するということではない。すべての命は同じなんだ」という感覚を育む。皆がそういう感性に代わっていくことが大事。子どもの頃からの環境、共に育つ環境、地域づくり・子どもの教育環境が必要と感じる。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「11 基本計画に定める施策」（3）において、教育に関連する施策について記載しています。
216	⑪	第10の「当事者目線の障がい福祉を推進するための施策等及び推進体制」の項目に、「障がい者理解の推進」を入れてほしい。	A	ご意見を踏まえ、条例素案では、「9 情報の提供及び意見の聴取」において、県は、県民等に対し、障がいについての理解の促進に資する情報を提供する旨を記載しています。
217	⑪	障害基礎年金、生活保護でアンバランスさがある。障がいがある人はなかなか働くのが難しいから、即生活保護ということがあるが、収入がないから生活保護というのは当たり前なのかという思いがある。	B	ご意見の趣旨は、生活保護制度所管部門とも共有し、今後の施策の参考とします。
218	⑪	障害者手当を増額してください（特別障害者手当）	B	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
219	⑪	国の方針は、障がい者年金も、減額の方角、物価が急上昇なので、ファイナンシャルプランナーに相談した人生設計でさえ見直しが必要になると言われています。障がい者年金は、本当に最後の命綱ですので、減額などはないようにお願いします。	B	障がい者年金の支給額については、国民年金法、厚生年金保険法に基づき算定されています。国において制度設計がなされていますので、新たな条例に反映することは困難と考えます。
220	⑪	聴覚障がい者専用のグループホームを設置してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
221	⑪	老人ホーム入所後も手話通訳が必要であるが、以前、足柄上地区で希望した際に派遣できないと言われた。生活上必要なときに利用できず困っている。会議などばかりでなく、生活において利用できる体制を整備してほしい。また、病院への手話通訳者の設置を求める。手話通訳者がおらず避難訓練にも参加できていない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。手話通訳派遣については、地域間で差があることは承知しています。こうしたことを踏まえ、地域間でのサービス基盤の均衡が図られるよう努めてまいります。
222	⑪	インクルーシブ教育の推進やその環境の整備に当たっては、盲学校から一般校に対して人材（教職員等）の派遣やアウトリーチを行うこと、視覚障がい者用の教材（地図や実験道具）の貸出の充実が必要であり、施策として盛り込むべきではないか	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
223	⑪	次の点を組み込んでいただきたい ・公的機関でのヘルスキーパーなどの雇用の促進 ・「重度障害者等就労支援特別事業」について、各市町村の地域生活支援事業の任意事業となっているため実現化に向けてのハードルが非常に高くなっている、雇用施策の中で実施していくことが必要と考える	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とします。
224	⑪	次の整備などが必要と考えますが、努力目標でも良いので入れておくことが必要。次の点を組み込んでいただきたい ・ホームドアや設備などの設置は、視覚障害者だけでなく、高齢者や幼児・児童の安全な移送には不可欠であるので書き込めれば良いと考える ・この条例は、JRや民間鉄道にも適用化？適用でなければ努力目標的なものとして書き込めると良いと考えます	C	ホームドアの設置については、条例骨子案の「移動しやすい環境の整備等」の中に含まれています。また、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」の中で、1日当たりの平均利用者数10万人以上の鉄道駅におけるホームドアの設置駅数を2022年度に26駅とすることを、設置目標として設定しています。
225	⑪	市町村の広報誌や通知、イベントなどでの配布物などの、点字化、音訳化、拡大文字での提供などを盛り込むことが必要。特に市町村長・議員の選挙における公報の点字・音訳などの必要性が盛り込まれることを望みます。状況によっては製作体制などについては注釈などで説明を加えることも可能であれば行っていただきたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
226	⑪	相談対応者の充実について、当事者の相談員やピアカウンセリングやピアサポートの充実を図っていただきたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、ピアカウンセリングやピアサポートの充実に取り組んでまいります。
227	⑪	新生児聴覚検査体制整備事業や母子保健対策強化事業【新規】がある中、乳幼児を対象とした視覚障害のスクリーニングテストは行われていない。テスト機は1台100万円が安い。視覚障害者はごく少ない対象ではありません。障がいの種別を超えて、バランスよく事業を実施することが必要と考えます。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、母子保健対策強化事業は、視覚検査のための屈折検査機器の購入費用を補助対象としていますので、市町村のスクリーニング検査の実施に本事業を活用することができます。
228	⑪	今後、障害者支援施設を通過型（循環型）施設とするのであれば、通過型（循環型）施設において、過齢児・強度行動障がい者などの積極的な受入れ等を期待したい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
229	⑪	行政は、実践の場として障害者支援施設を持つことが必要だと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、県立施設が、当事者目線の障がい福祉を自ら実践していくとともに、県が継続的にリーダーシップが取れるような施設となるよう取り組んでまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
230	⑪	住宅確保について、「重度障がい者の共同生活事業（グループホーム）を行政の責務で設置する」等、行政の責務として取り組むことと記載してほしい。	C	条例素案では「11 基本計画に定める施策」に、「(6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策」を記載しており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
231	⑪	家族支援がなければ地域での在宅生活は送れない。(1) 医療、介護、福祉等、(2) 教育、(3) 療育に必要。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、家族支援に取り組んでまいります。
232	⑪	情報の利用によるバリアフリー化等、情報機器の開発促進を加えてほしい。例えば、支援入力機器や言葉を識字に変換する機器等の開発と支給支援など。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、条例素案の「11 基本計画に定める施策」において「障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通ができるようにするための情報提供、支援に関する施策」を記載しました。
233	⑪	病気だから働けないというのではなく、病気の人でも社会でやっていけるような体制にしてほしい。ジョブコーチもうまくいってないと聞いている。ジョブコーチ（支援者）ばかりが作業をして、同じやり方でやるように利用者に言うだけではどうかと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
234	⑪	企業によっては、最初から精神障がい者は対象として考えていないという企業もある。企業の理解の下、働けるようになるとよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者雇用への理解促進に努めてまいります。
235	⑪	(精神科病院の)入院の期間を短くしても、住まいがないと暮らしていけない。空き家を活用して、グループホームを作してほしい。自分でできない人でも住めるグループホームが必要。親に見切りをつけられて一人で暮らさないといけない人も多い。グループホームの整備が追いついていないと感じる。	C	「11 基本計画に定める施策」に、「(6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策」を記載しており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
236	⑪	グループホームを設置するにも、地域の偏見があり難しい状況もある。近隣の理解が浸透していくとよいと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の参考とし、条例の制定とその実現に向けて取り組んでまいります。
237	⑪	相談支援の拡充とあるが、相談だけでなく社会資源が増えないと意味がない。フォーマル、インフォーマルな様々なサービスや資源を活用できるようになると良い。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、社会資源の充実に努めてまいります。
238	⑪	行政として最優先すべき事項を決めておかないと、障がい種別間、地域間の公平、均等化になりがちである。団体間、市町村間の調整ではよくあるパターンだが、平等、公平だけでは、広く浅くとなってしまう、これまでと状況が変わらないままとなってしまう。	C	施策の優先順位を決めることは重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
239	⑪	高齢福祉の現場では、現業員が減りケアマネジャーが増えており、障がい福祉でも、現業員が減り相談支援専門員が増えていていると聞く。手当すべきところに、思い切ったことをしないと、困難な現場の現業員が増えないのではないかと。	C	人材の確保は重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
240	⑪	条例に基づいて「障がい者計画」や「障がい福祉計画」を策定することになるが、重点事項を立てて、思い切った手法で、取り組むべきである。	C	施策の優先順位を決めることは重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
241	⑪	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が掲げられているが、理念だけになっていると感じる。協議会ができていない市、市保健所と県保福事務所が連携できていない市もある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
242	⑪	障がい者スポーツに関して、担当者も含め、県職員の理解を深めてほしい。また、市町村も自治体・職員間で対応に差があると感じる。条例ができることで、福祉分野に従事していない県や市町村の職員にも、障がいへの理解が進むようにしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいについての理解を深めるための普及啓発に努めてまいります。
243	⑪	本当は働きたくて、仕事をすることによって居場所が欲しくても、昔と比べて機械化などで生産性が上がって2次産業的な仕事が減り、サービス業が増えた。そのため、障がい者が働ける場所が減っている面もある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
244	⑪	入所施設からグループホームへ移るに当たっては、法人を越えて移行できるかが課題。同じ法人のグループホームになりがち。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
245	⑪	住まいの選択肢に、地域で一人暮らしすることやグループホームが入れば、入所施設を選択する人は減るのではないかと。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
246	⑪	県域と比較して、横浜市ではグループホームを推進しやすいと聞くことがある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
247	⑪	当事者が地域で暮らすことの練習をしていくといった地道な取り組みが大切。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
248	⑪	強度行動障がいのある方について、重度訪問介護等を活用した一人暮らしも良いと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
249	⑪	65歳以上の高齢障がい者を介護保険に半自動的に移行を行っている市がある。柔軟に対応してほしい。	C	障害者総合支援法の制度趣旨を踏まえ、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障がい者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう、市町村に対して伝えてまいります。
250	⑪	暮らしぶりを高めようということで、お金の話は外せない。その人らしい生活を実現するには、皆で声をあげていかななくてはと思っている。障がいの重さ、年齢ではなく、その人に合った就労を深堀していく。30年前に比べて、企業に就職できる障がいのある方が増えた。就職する人が増え、作業所を利用する人が変化してきている。作業工賃の基準を満たしていない事業者に、工賃を上げる為に仕事を紹介しても、手を挙げる事業者がない。地域で生活していくのに、引っ張っていく人がいないといけない。人材育成に是非お力添えいただきたい。	C	人材の確保、育成は重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
251	⑪	作業所の工賃が平均より低い。B型作業所の意識を変えるというのも一つ。支援者の志が高くて、トップがそういう考えがない。	C	障がい者の地域生活を支える場の一つとなっている事業所が持続的に生産活動を充実させ、支援力を高められるよう取り組んでいきます。
252	⑪	利益を迫るような形態のところが入参してきていて、B型作業所の申請基準を満たしていると申請が通ってしまう。しかし、月額工賃3千円以上を満たしていないところがある。B型の設置基準もう少し厳しくしてほしい。または、設置後もっと事業所の中まで入ってほしい。利用者の不利益になってしまえば、という思いがある。	C	就労継続支援B型事業所等の生産活動の充実は、障がい者が働くことを通じて地域で生き生きとその人らしく暮らすことにつながるため、県では「かながわ工賃アップ推進プラン」を策定し、工賃の向上に向けた取組を進めているところです。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
253	⑪	子どもに、些細な困り具合を「どんなことに困っているか」想像できるような、想像力がつくような教育の仕方をしてほしい。 小さいころに、中耳炎で難聴になった。辛かったのは、友達にからかわれることはなかったけど、聞こえにくいことについての知識が、当時の先生にはあまりなかった。友達はむしろ、聞こえにくいことを話すことで理解してくれた。先生は、いろいろだが、対応の悪い先生もいた。 子どもころから障がい者や弱者に対する教育が必要である。足の悪い友達がいたが、その友達がいることで、そのクラスの雰囲気よくなった。障がい者がそばにいるということ、みんなで助け合うという意識があった。そういう現場をみている子ども・親・その地域は優しいと思った。インクルーシブ教育が大事である。 今の教育は、一部では障がい者と普通の子とを分けるというところがあるが、できれば障がい者と一緒に生活をしていき、見えない障がいも言えるような雰囲気を作っていくことが必要。しかし、それには、20年くらいはかかると思う。 小中学校に障がい者が出向いて、当事者が小学生の子ども前で体験談を聞いてもらうこともひとつ。今の小学生が20年後は大人。障がい者、弱者にどうい配慮をしたらいいのかを、当事者からの体験談を聞いてもらうのは、生きた体験だと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
254	⑪	バリアフリーという言葉があるが、どういうことがバリアになるかについては、県の方でバリアをなくしなさいといったことを各市町村に指示を出されていると思うが、非常にバリアフリーが遅れている市がある。補聴器には「ヒアリングループ」というのがあれば、マイクの音だけを拾って聞きやすくなるが、某市には新しい施設ができていないが、「ヒアリングループ」がない。新しい施設を設置するときにはバリアフリーにすることになっているが、きちんといきわたっていない。バリアフリーを真面目に取り組んでいくのであれば、市町村に対して、県が指示を出してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
255	⑪	防災及び防犯について、簡単に書かれているが、防災、減災、災害対策については、日常対策が非常に重要。民間組織の関係づくりとか、民間との協働が謳われるような内容にしたほうがよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、いただいたご意見を踏まえ「防災対策の推進」をより分かり易いことばに修正しました。
256	⑪	社会参加というところが具体的に見えてくるとよい。	C	障害者が多様な分野の活動に参加することは重要であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
257	⑪	防災について、人工呼吸器を使っているから、いざというとき電源をどう確保するのかなど、市町村に話をしているが、大きな流れとして、県を含めた防災、防犯の安全を考えてほしい。バリアフリーやユニバーサル等の言葉の柔軟性をいろいろな意味で分かりやすい言葉も入れて考えてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
258	⑪	防災のところは、要援護者支援制度の申請を出したが何も回答がなかった。地域によっては悪天候でも車で来ないでと言われることがある。家が大丈夫なら家にいるしかない状況。災害時の移動手段について課題に思っているので進めてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
259	⑪	要配慮者について防災の名簿がくるが、国の通知では民生委員が関わることになっているが、コロナ禍で家庭訪問ができず、被支援者が災害時にどう避難するかの事前調査ができていない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
260	⑪	移動の自由が保障されるということは、とても大切だと思う。	C	移動の自由が保障されるということは重要であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
261	⑪	バリアフリー化及びユニバーサルデザインについて、古いものはバリアフリーで直していかないといけない。最初から建物をつくっていくのであれば、ユニバーサルデザインという考えでつくっていくので、両方の言葉が必要であると考え。例えば、特別支援学校はバリアフリーになっているが、一般の小中学校はバリアフリーになっていない。災害の時どうやって避難するか。地域の中でどうしていくか考えたとき、バリアフリーという言葉も残したほうがよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、条例素案では11(7)に「公共的施設の構造及び設備の整備」「移動しやすい環境の整備」について記載しました。
262	⑪	強度行動障がいの方が施設から地域移行を進めていくため、グループホームの充実はいいと思うが、グループホームにもいろいろあって、食事も作る場所とできたものを購入させる場所と、法人の中にはちゃんとしたところとそうでないところがある。経過を見てほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
263	⑪	学校教育から変えていった方がよい。世の中にいろいろな人がいて、いろいろな障害がある人のことを道徳や倫理の時間で学ぶ機会があるとよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
264	⑪	ショートステイを転々としている方もいる。短期入所でつなぐのが難しく、介助者が入所施設を探すことになるケースがある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
265	⑪	グループホームを複数経営しているが、コロナが終わったら1つ空けて、暮らしを体験してもらい取り組みなどを実施したいと考えている。体験を通して失敗や成功を重ねていくべき。そういったところに県の支援や制度的なシステムがあればよいと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
266	⑪	地域移行というが、意思決定支援は、入所者の施設内での交友関係等も考慮して行われているのか。施設の職員は意思決定支援を「やらねば」という思いで進めている。施設でできた人間関係があり、その中で安定している利用者もいる。	C	意思決定支援のゴールは地域移行ではなく、お一人ひとりの人生の充実考えその方の望む生活の実現のために継続して行われるものと考えます。ご意見の趣旨は今後の普及啓発等、施策の参考とします。
267	⑪	意思決定支援について、地域に出た利用者さんが何かあったときに戻れた方がよいと施設職員が言うが、地域に出た先で利用者さんが生活しやすい環境を整えに出向いてくるという感覚はない。地域での生活を進めるということであれば、地域の生活の場を整えに来てほしい。	C	地域移行後の意思決定支援は、チーム体制は変化があるものの、継続して行われていくものであるため、意思決定支援の継続について、ご意見の趣旨は今後の普及啓発に係る施策の参考とします。
268	⑪	一人暮らしをしている。住む場所は職員に決められました。今はそれで良かったと思っています。	C	ご意見の趣旨は、地域で生活されている方の声として参考にさせていただきます。
269	⑪	お出かけのヘルパーの時間を増やしてほしい。時間が足りず、出かけるのをあきらめることがあります。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
270	⑪	就労したい気持ちがあるが、障がい者雇用には積極的な企業が見つからない。チラシなどに障がい者雇用が掲載されるとよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者雇用への理解促進に努めてまいります。
271	⑪	すべての電車の駅にホームドアが付いているわけではない。目や身体の不自由な方にとっても危ないので、すべての駅にホームドアを付けてほしい。	C	鉄道利用時の安全確保は、障がい者の移動保障の観点から大変重要な取組です。現在、県では、駅ホームからの転落を防止するため、ホームドアの設置促進を図っており、1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄道駅や、周辺に視覚障がい者が多く利用する公共施設（盲学校など）のある鉄道駅において、鉄道事業者がホームドアを設置する際の費用について補助を行っています。
272	⑪	グループホームが嫌だったので一人暮らしをしているが、助けてくれる人がいないと困ることがある。グループホームと一人暮らしの中間のようなものがあるとよい。その人の希望する暮らしに近づけると良いと思う。	C	条例素案の「3 基本理念」にもありますが、希望する場所で、希望するように暮らすことができることが大切であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、取組みに努めてまいります。
273	⑪	外に出るときがあるが、車いすの自走が難しい。坂道では前進してしまったりして難しい。車いすで生活しやすい道路にしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
274	⑪	知的障がい者向けの仕事をいろいろ探している。配送業者の配達の仕事や内職の受注を受けているが、他にも仕事の協力先を探している。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者雇用への理解促進に努めてまいります。
275	⑪	私は足が不自由です。グループホーム内で歩く、移動するとき、手すりがないと怖いです。グループホームに手すりを設置するための補助を県から出してほしいです。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、県では、市町村と協調して、グループホームのバリアフリー化工事などの費用について補助を行っています。
276	⑪	公共料金（特に電気、ガス）の負担が重いため、苦しんでいる仲間がいます。県の補助や免除をしてほしいと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
277	⑪	私たちの事業所では、コーヒーとお菓子を作って販売しています。販売の場所がないので、県庁で販売をさせてください。	C	県内の各事業所の生産活動において製作、製造された物品等の販路を広げることは大変重要であると考え、県では、県内の障害福祉サービス事業所等の自主製品を販売する場として、かながわ県民センターに「ともしびグッズコーナー」を設置しております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
278	⑪	休日も作業所を利用したいという希望に合わせて開所しているが、支給量には限りがあり、職員の人件費はかかるが施設としての収入がない状況。柔軟な対応を検討してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
279	⑪	日中活動系サービスについて1年間そんなに仕事がなく、晴れているときは午前中も午後も散歩で残業もない。年末や今の時期（年度初め）にもっと仕事がほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
280	⑪	足が悪い。まっすぐ歩けないから道路のでこぼこを直してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
281	⑪	連休などがあるのは世の中の人には嬉しいかもしれないけど、私はやることが決まらず、困る。誰でも参加できる余暇などの計画があるとありがたい	C	障がい者が多様な分野の活動に参加することは重要であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
282	⑪	他の人のように私もグループホームに入りたいです。でもグループホームがありません。	C	希望する場所で、自分らしく暮らすことができることが大切であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、地域資源の充実に努めてまいります。
283	⑪	介護保険優先をなくしてください（障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係）	C	障害者総合支援法に基づく自立支援給付（障害福祉サービス等）と介護保険サービスの適用関係については、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、利用申請者の意向を把握し、障がい者の個別のケースに応じて適切に判断することとされています。今後とも、制度の趣旨を踏まえ、適切に対応されるよう、市町村に対して伝えてまいります。
284	⑪	グループホームにいつまでも生活していただけるようにしてください。	C	希望する場所で、自分らしく暮らすことができることが大切であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
285	⑪	もっとヘルパーさんの時間を使いたい。遠いところに行きたいけど、時間が少なくて行けない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
286	⑪	65歳以上での新規透析患者には助成がない。そのような法のすき間が課題である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
287	⑪	障がい者の作業所の賃金が安すぎる。地域で暮らそう、グループホームに移ろうと言っても、金銭的に難しい。県や国が支えなければ生活できないのではないかな。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
288	⑪	県民も参加すると書いているが、どうやって浸透させていくのか。子どもたちの教育について盛り込んでいただきたい。子どもたちの教育から変えていかなくては難しいと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
289	⑪	津久井やまゆり園のような事件を起こす人間を生まないためにも、子どもたちへの教育が必要。小さい頃から色々な人がいることを教えていくことが、浸透の効果があるのでは、と思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
290	⑪	障害者と健常者と分けるのはどうかと思います。健常者の方の教育意識というか、もっと障害に対する理解を深めていただければと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい及び障がい者に対する理解の促進に努めてまいります。
291	⑪	老人施設での盲ろう施設少ない。高齢化に向けて具体的に施策を考えてほしい。	C	障がい者の高齢化に伴う支援のあり方は重要な課題であると認識しております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
292	⑪	視覚障害の施設を作してほしい。自分の障害を理解してくれて安心して生活できる施設。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。障がい及び障がい者に対する理解の促進、障がい者の福祉に関わる人材育成に努めてまいります。
293	⑪	知的障害の関係で、重度の人は入れる施設があるが、軽度の人が入れる施設がない。軽度の人でも施設に入れることで、いろいろと経験できることもあるので、軽度の人が入居できる施設があると良い	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
294	⑪	グループホームに入りたい気持ちもあるが、いっぱい入れない。一人暮らしやグループホームだけでなく、シェアハウスという方法もあるのではないかな。	C	希望する場所で、希望するように暮らすことができることが大切であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、地域資源の充実に努めてまいります。
295	⑪	グループホームには看護師がいるが、忙しくて、体調が悪いときに病院に一人で通院してほしいと言われた。また、法人からは法人が大きいので、新しいサービスを作る（入れる）ことは難しいと言われた。法人の看護師による付き添い、若しくはヘルパーのサービスが入れられるとよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
296	⑪	差別、偏見をなくしていくために、目的、定義、基本理念を推し進め県民の理解を求めるには教育が重要だと思います。障がいのない人も、ある人も共に小さいときから教育環境が同じであることが、差別、偏見をもたない第一歩だと思います。インクルーシブ教育の推進と掲げられていますが、どんなに重い障がいのある子どもも、家族と本人が望むなら特別支援級の生徒となり、普通級の生徒とできる限りの交流を図っていくことが第一歩だと思います。そして、軽度障がいの子どもはインクルーシブ教育実践推進校で学びやすい環境をつくるのが大事だと思います。インクルーシブ教育実践推進校の高校に入学したくても、実践推進校はまだ14校で学区内にある推進校にしか入学できません。各地域に推進校を増やし入学しやすい環境整備が必要だと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
297	⑪	就労の促進をすすめていくために、各地にA型事業所を増やし、最低賃金の保証を確実にしてほしいと思います。特例子会社も通勤に30分以内の各地に設けてほしいと思います。A型、B型事業所に行く人にとって年金が支給されていれば、併せて生活保障の一つになります。しかし、年金が取得できない人たちが多くいる現実を知ってほしいと思います。年金事務所が全国から東京の一か所に集中しており、全国から10万人以上は毎年申請していると聞いています。しかし年金を決定する医師は200人も満たず機械的に判断しているとしか思えない、専門医が診断書を書いても年金が取得できない事例が多くあります。経済的自立を目標にするならば、もっと具体的な事例を集めて根本的な解決方法を検討していただきたいと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
298	⑪	就学時健診で、個々の子どもにあった教育先、すなわち地域の小学校か特別支援学級か、特別支援学校かを判断している。そこから、子どもの区別が始まっている（ふりわけ、ですね）。特別支援学校に入学すると、スクールバスに乗ったり、放課後はデイに行ったりして、地域からは切り離される。そうして大人になったら、「地域で受け入れろ」ということになる。とても矛盾を感じています。今できること、やるべきこととしては、特別支援学校に行かない子どもたちに対して、「〇〇ちゃんは、なんで特別支援学校に行くのか」のきちんとした説明をすること、そして、日常的に途切れなく関わりの機会をつくることかなと思っています。これを条例に反映させるのは難しいと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
299	⑪	地域の子どもたちと共に学び共に育つ真のインクルーシブ教育は実現できるのか。	C	ご意見も踏まえ、引き続き、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育を推進してまいります。
300	⑪	それぞれの分野の向上は人材の確保です。「障がい福祉及び保健・医療、在宅サービス等および障がい福祉サービスを支える人材の確保と育成により内容の充実と質の向上」に修正すべき。	C	ご意見のとおり、障がい者の福祉に関わる人材確保は大きな課題であると認識しております。条例素案には「26 障がい福祉に係る人材の確保と育成」として記載しました。
301	⑪	医療的ケア対策の項目を新設してください。	C	医療的ケア対策については、条例素案の「11 基本計画に定める施策」(1)の医療、介護、福祉等に関する施策の中に含まれております。県では、令和4年5月に「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」を設置しており、引き続き、医療的ケア対策に努めてまいります。
302	⑪	防災ハザードマップを作してほしい。	C	ハザードマップは、市町村が作成するものも多くあるため、ご意見の趣旨も参考とし、市町村と連携しながら検討してまいります。
303	⑪	スポーツをやっている仲間もいる。親にお金のかからないスポーツをやるならやってもいい。水泳をやっている。体力をつけるため、親に言われた。海外やほかの都道府県に行けない。強化合宿にも行けない。親と会社の許可がある。大会があると、親と会社の相談になる。日曜日しか行けない。球技をやりたいかった。大会で家族に応援に来てほしい時、マイクロバスを借りる。家族がお金を出し合って、家族1人条件だ。本当は何人か来てほしい。マイクロバス代をだしてもらえないのかな。身体の車イスの人にも聞いたが、ボランティアさんやルールの方かいる人がいない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
304	⑪	虐待になって、企業が障がい者を雇わなくなった。作業所か就労継続支援B型に行っている。遠くに行ける人が一般就労できる。私も今、4時に起きて、3時間近くかけて仕事に行っている。就労継続支援A型をつくってほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
305	⑪	一人暮らしをしたいが、お金がない仲間がいる。グループホームの数も足りない。親がいなくなって、お金のことで苦労している。一人暮らしは補助金を出してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
306	⑪	児童発達支援に携わる者として、医療的ケア児が通園できる児童発達支援や放課後デイサービスの施設が少ないため、通園できない可能性がある。または選択肢がない。放課後デイサービスの受給日数が、地域によって異なる。保護者が就労していなければ週2回という市もある。重心で夜間も吸引や発作のある児の保護者は、休息の時間が持てない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
307	⑪	養護学校のバス内で医ケアがある児はバスに乗れない。ケア付き通園事業を行っているのは小田原市のみで、利用できるのは週一回。養護学校が通学支援を始めるが、車両や看護師は保護者が探して契約する必要がある。地域の保育園、幼稚園、小学校に通いたくても、看護師の確保ができないなどの理由で受け入れを断られる。よって障がい（医療的ケア）のある子ども、当たり前の療育や教育が受けられる環境を整えて欲しいです。障がいのある子に関わる人の増員、育成が急務だと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい児及び障がい者の福祉に関わる人材の確保、育成に努めてまいります。
308	⑪	月に10時間支給される障がい者の移動支援(一人で外出に支障がある場合)を柔軟に、2ヶ月繋げて泊まりがけの旅行に行けるなど、本人が希望した外出が出来るようにして欲しい。現状は「スーパーでのお買い物体験」など、支援者が良かれと思って提供するサービスなどに偏りがちで、障がい者本人が「遠くに旅行したい」「船に乗りたい」などの希望を述べても、「わがまま」と支援者に一蹴されてしまう。障がい者にとっても人生は1度きりなので、柔軟に障害当事者の希望を叶えられるようにしたい。	C	障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みや願いを尊重することは大切です。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、本条例の目的や理念等をご理解いただけるよう、普及啓発に努めてまいります。
309	⑪	一人での外出が困難にならないように、バス事業者やスーパーマーケット事業者などと連携をすすめ、知的障がい、身体障がいなどに優しいバリアフリーの県を目指してほしい。スーパーでのお買い物体験くらいはどのような障がいがあっても一人でいけるのが地域で生活していく障がい者の本来の姿だと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、バリアフリーの街づくりに努めてまいります。
310	⑪	今回の事件の背景は、加害者の小さい頃からの生活環境に寄るところが大きいと思います。幼少から学生時代までの障がい者に対してどう配慮したら良いのかなどの体験（ボランティア活動など）を含めた学習や教育がないのではないかと思います。身近にあるいは身内に障がい者がいる人は大人になっても心の優しい方が多いです。そのためにもインクルーシブ教育をしっかりと考えてほしい。ふだん（小さいころも含めて）から障害者がそばにいればどのように配慮すれば良いのか自然に理解できるし指導もしやすいと（児童生徒、親や先生も含めて）。障がい者に慣れていない人はどうしても障がい者を避けたり、誤解や偏見を持ったりします。最悪は虐待、差別やいじめにつながると考えます。小さい頃からしっかり身につけた知識は大人になっても大いに社会生活に生かすことができます。骨子案が本当に実になるのは10年後以降だと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
311	⑪	職場で働く障がい者に対してもぜひ企業のイメージアップの一つとして当事者目線で働きやすい職場環境改善に取り組めるよう骨子案をPRしていただきたいです。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者雇用への理解促進に努めてまいります。
312	⑪	骨子の中にある公共施設のバリアフリー化促進について、手話を使わない（使えない）、補聴器を使用している聴覚障害者（難聴者）は施設にヒアリンググループがあると大変助かります。難聴者の補聴設備の一つであるヒアリンググループシステムについて県内地域で設置の遅れがあります。最近補聴器を使用している高齢者が増えてきているので高齢者の社会促進対策としても大変有効です。難聴者協会は県の障がい者関係会議から除外されているのでヒアリンググループの説明や要望ができません。ろう者の方もヒアリンググループについてはあまり知られていません。ヒアリンググループはTモード付の補聴器で使えるものですがTモードについては補聴器屋であまり説明していません。逆に言えばヒアリンググループ使用の施設が少ないことと当事者が知識として知らないことにも原因があります。4月末、某市にヒアリングの設置を陳情したとき手話通訳者（設置）があまり知らないことも意外でした。改めてヒアリンググループの全体のPRと各自治体の公共施設への設置促進を要望します。協会としてもお手伝いできることは大いに協力をしていきます。よろしく願いいたします。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
313	⑪	当事者目線の障がい福祉を実現するための重要な支援である5ページ第10（7）相談等「意思決定支援の推進」について、現在県が進めている具体的な取り組みを追記していただくと、今までの取り組みとの相違が明確になり、より骨子が実現性の高いイメージのものになるのではないかと思います。（具体的には現在、県共生推進本部室が実施している、県下の入所施設に対する意思決定支援モデル事業＜令和4年3月現在、津久井・芹が谷やまゆり園の他、「簡易想定モデル」2施設、「普及想定モデル」2施設＞等）	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
314	⑪	医療については、障がいの方を受け入れる病院を増やしてください。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
315	⑪	障がい児者の安全は大切にしつつ、支援者の活動も楽しくすごせると嬉しいです。	C	障害福祉サービス提供体制を整備していくには、支援者が支援の仕事にやりがいを感じ、心豊かな暮らしを実現できることが重要だと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
316	⑪	施設の職員が利用者ひとり一人に寄り添うには時間がかかる。現状、時間が足りない。人員が足りない。人件費含めお金をかけられないから、ひとり一人に寄り添えていない。	C	障がい者の福祉に係る職員の処遇改善は、報酬の処遇改善加算と特定処遇改善加算に加え、令和4年度から臨時特例交付金が交付されるので、それらの効果を検証しつつ、職員の方が利用者一人ひとりに寄り添った手厚い支援ができるよう、必要に応じて更なる改善を国に求めてまいります。
317	⑪	今回の予算で精神保健福祉センターの人件費が減額となり、電話対応が増額になったことに異議がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
318	⑪	第10（6）情報のバリアフリー化についても、是非、当事者と十分な話し合いを持ってほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
319	⑪	話せても気持ちを言えない自閉症者などもあるので、親や周りの意見も反映する仕組みを考えてほしい。	C	ご家族や、障がい者の方に関わる方々の存在は重要であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
320	⑪	県に精神保健福祉手帳のバス運賃無料化を要望しているが、改善されない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
321	⑪	精神疾患を抱えている人に対して職場の上司の理解が得られにくいといった課題もあると思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
322	⑪	てんかんと雇用について研究している。てんかんということで、就職が難しくなる現状もあり、てんかんであることを雇用主に伝えないケースもある。雇用する側の意識変容が必要。企業向けに普及啓発セミナー等を進めていけるとよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者雇用への理解促進に努めてまいります。
323	⑪	学校の段階から障がい者と健常者は分けられているが、できるだけ一般の学校に障がい者も通えるようにすることで、こころのバリアフリーが進むと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
324	⑪	障がい者の短期入所は制度としてはあるが、前もって申込みをしなければならず狭き門である。他に在宅生活を支える何かがあれば、障がい当事者の親も安心することができる。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
325	⑪	当事者目線は大事だと思うが、なかなか分かりにくいし、あくまでも推測になってしまう。障がい者を雇用する側にとっては、障がい当事者が必ずしも正論を言うわけでもないから、いわゆるわがままと受け取られかねない場合もあるので、どうやって判断して対応していけばいいのか困ると思う。ガイドラインをしっかりと作って具体的なものとして実行できるようにしないと使用者側の受け取り方次第で、「相手はきっとこうだろうから」と推測で対応することになると思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
326	⑪	作業所などにおいて、様々な障がいの人たちを一つの事業所に集めて支援するのではなく、それぞれの特性に合わせて分けた方が良いのではないかと。例えば、ろう重複障がい者が集まってできる作業所があれば、笑い合っ楽しく生活できるのかと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
327	⑪	最近、以前と比較して地域活動支援センターやグループホームなどが増えていると思う。ろう者が入っても周りが健常者の場合、自分の意見を言えないことも多いと思う。地域活動支援センターやグループホームにろう者が入った際に、手話でコミュニケーションができる環境を作ることが大事だと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
328	⑪	意思疎通支援事業について、ろう者が言いたいことを言うには手話通訳という情報保証が必要だが、手話通訳派遣要綱が、川崎市、横浜市、県域で統一されておらず、利用しにくいと、神奈川県に住むろう者皆が利用しやすいように要綱を変えてほしいと思う。	C	意思疎通支援事業は、障害者総合支援法の規定により市町村が行う事業と位置付けられており、その実施要綱については各市町村が実情に応じて策定することとされていますが、県は、広域的な総合調整を行う役割があり、条例素案の「24 地域間の均衡」の記載にあるとおり、県は、地域間の均衡が図られるよう努めてまいります。
329	⑪	高齢のろう者が増えてきている。活動センターはいろいろあるが、遠くから来ることが難しいこともあり、集まる人数も少なくなってしまう。高齢者にとっては交通の便が良いところだと行きやすい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
330	⑪	高齢のろう者から、コミュニティバスを出してほしいという意見をよく聞く。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
331	⑪	知的障がい者と精神障がい者は支援方法が違う。例えば、知的障がい者は親離れが難しいが、精神障がい者はもっと愛してほしいと思っている。精神障がい者が休みがちになるしんどさにも目を向けてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、障害者就業・生活支援センターでは、障がいごとに応じた支援を行えるよう、人員を配置して対応に当たっています。
332	⑪	雇用について、会社の上層部に対して、雇用率の達成だけでなく、啓蒙のような働きかけを県がすることが大切である。現場の社員レベルでは意識を持って取り組んでいる人もいるが、上層部が動かないと雇用につながっていかない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者雇用への理解促進に努めてまいります
333	⑪	障がい者の意思決定支援と書いてあるが、それだけではおそらく難しいと思う。当事者が意思決定ができるようにするには、日頃のコミュニケーションが大事だと思う。	C	ご意見のとおり、障がい者本人の思いや希望に寄り添い、その人らしい暮らしを実現するために、適切な意思決定支援を行うには、本人と関わる人の日頃のコミュニケーションが重要だと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
334	⑪	ろう者同士が作業所に集まり、職員やボランティアや通所者とコミュニケーションして仕事をしている。しかし、ろう者が安心して通うことができるそうした場所は全国で5か所ほどしかない。安心して仕事ができる場所をつくってほしい。	C	地域の中で、その人らしい暮らしを実現するためには、障がい及び障がい者に対する理解の促進とともに、社会資源の充実も必要であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。



番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
335	⑪	視覚障がい者向けに、2年前くらいから高度化PICSが導入されており、神奈川県では関内駅周辺に導入されていると聞いているが、スマートフォンを活用する仕組みのため、一部の視覚障がい者しか利用できない。スマートフォンなどを使わなくても横断がスムーズにできるような、障がい当事者が使いやすい交通のバリアフリー化について、条例に盛り込んでほしい。国も障がい者や高齢者の移動支援やバリアフリー化の法律が広がっているため、国の動きに合わせて作れると思うので検討をお願いしたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
336	⑪	情報通信機器の普及との記載があるが、盲ろう者によっては「ブレイルセンス」という点字情報端末を使用している人もいる。しかし、日本製ではなく外国製であり、修理を要する場合には送料などが自己負担であり日数もかかる。アフターサービスがないのが困っている。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
337	⑪	警察、消防や行政関係者は、障がい及び障がい者に対する理解を深めてほしい。また、様々な障がい者がいるので、福祉に興味を持ってもらうためにも、勉強や研修する機会があるとよい。条例施行後すぐには難しいとは思いますが、今後の見直しのときとなるかもしれないが、進めてほしい。	C	当然に、行政職員自らが率先垂範して、障がいについての理解を深めていく必要があります。ご意見は今後の施策の参考とします。
338	⑪	パーキング・パーミット（障害者用の駐車施設を必要とする人に利用証（許可証）を交付して、駐車車両を識別できるようにして許可車両以外の不正車両を防ぐ制度）についても入れてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
339	⑪	グループホームは、数は増えていますが、建物が増えていくだけで質の向上が必要だと思います。グループホームや就労継続支援B型など、受入れ側がてんかんへの対応等を理解していないため、てんかんのある当事者の受入れを断っている事業所があります。質を向上するには、人材への教育が必要だと思いますが、そのためには知りたいことを知りたい時に学べるeラーニングのような仕組みがあると良いと思います。メンタル面も含め、支援者への支援も必要かと思ます。それが不十分だと、虐待に繋がる可能性もあるかと思ます。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい及び障がい者に対する理解の促進とともに、人材確保及び育成に努めてまいります。
340	⑪	グループホームや居宅介護のように区分が必要なサービスは、てんかんだけの人など、軽い区分になりやすい状態の人にとっては不利だと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
341	⑪	小学校の段階からてんかんなどを知ってもらうために、障がいがある人と触れ合う機会を作った方が良く思います。共生することに慣れていく方が良く思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
342	⑪	インクルーシブ教育については、障がい特性をきちんと学んだ教員育成、保護者や地域を巻き込んだ土台作り、教員の仕事内容の見直し、など根本的な改善が必要に感じます。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
343	⑪	福祉的就労の底上げが必要だと思います。B型は国が「工賃を上げるように」と出したことで、現場は「安定して来れる人、能力がある人」を歓迎する所が増え、B型としての役割が変わってきていると思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
344	⑪	障がいをオープンにした場合、かなりの方々が就職に至らず、また、賃金や労働条件が抑えられてしまう。従って、やむなくクローズで就職するが、今度は仕事がみつすぎて体調を崩してしまう例をよく聞きます。てんかんの方は、発作がある方でも事務や情報関係、営業関係、インストラクターなどでうまく働いている例もたくさんありますので、企業や公的機関がどんどん採用してほしいです。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
345	⑪	私自身が当事者であり、被雇用者としてはタイムリーな話題です。とても有難い事なのですが、現在正規雇用としての打診を受けています。問題は、障害基礎年金2級を受けているので、収入が上がってしまうと、年金がストップしてしまう可能性があり、生活に支障がでてきます。2017年より、入退院が続き、予後不良、不変な診断です。「やれそうできない」「稼ぎたいけど定期的な年金が途絶えたらどうしよう」というところです。結果、年金を優先して、在宅と通勤で時間調整、賃金については交渉となりました。体調不良のときは在宅、調理、入浴、家事に関して、発作が起こりそうな時など日常生活に問題があります。年金2級がストップすると、障害者手帳もサービス医療証も連動して級落ちが考えられます。昨今、障害者年金のガイドラインも一本化されているので、そのままの障がい状態であれば前回同様の更新ができるのですが、年収の枠が気になります。何とか障害基礎年金の受給を続けさせてください。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
346	⑪	住処を確保するには、まず地域の人達に理解されることが必要だと思います。理解してもらうには、日常から触れ合う機会が増えれば良いと思います。大家さんにとっては、何か対応方法が分からないことが起こった時にサポートする体制があれば、貸してくれる人も増えるのかと思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい及び障がい者に対する理解の促進に努めてまいります。
347	⑪	せっかく通う所があっても、交通費が出せないために行けない人もいます。交通費は自治体単位で支給制度があるようですが、そこにも地域格差があると思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
348	⑪	現在 精神障がいの方を専門にしたグループホームで責任者をしていますが、痙攣と意識消失・途絶があるてんかんの方が1名おります。建物は、アパート型で、8人入居できるところです。 てんかんの方は、優先で職員室がある1階の部屋に居住していただいています。グループホームは、日中は常勤である管理者、夜勤帯は世話人といつも職員がいるのでサポート体制はできているのですが、アパート型だと部屋で何が起きているかは分かりませんので、安否確認は1時間に1回行っています。 ただ、主病が統合失調症の方なので、てんかん発作の対応についてはできておりません。どうみても今の状態は統合失調症的な発作でなく、てんかんではないのかと思うときがありますが、主病が決定的な精神疾患名のために、てんかん発作に対しては軽く見られがちです。 一度、私が職員や利用者の前で強直間代発作を起こした時に、「これは、大変な病気だ！」と伝わり、職員全体がこの病気についての対応を考えてくれました。それと同時に、アパート型のグループホームでは今後の入居についてはお断りすることになっています。 平成30年度より重度障がい者を対象とした日中支援型のグループホームができました。短期入所と日中活動をして、次の住まいを探すサービスもできたことは、重度と認識されるてんかん患者にとっては少しでも発展した施策であると思います。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
349	⑪	入所施設の役割をどうするかは、これから検討していかなければいけないが、ソフト面とハード面で、職住分離や日中活動の充実が必要となってくる。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
350	⑪	強度行動障がいの支援では、入所施設から地域の受け皿へうまく移行できないことがあるため、その仕組みづくりを行うとともに、支援体制も手厚くしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
351	⑪	あおぞらプランが策定されて27年が経過した。県内では入所施設には5,000人、グループホームには10,000人が入所しており、入所施設の定員は全国的に見ても少ない状況である。県内にある69の入所施設が、地域移行を進めながら、セーフティネットとして機能するよう、入所施設の個室化、ユニット化を進めてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
352	⑪	どの医者、病院に行っても、今は患者に様をつけるようになった。全体として精神障がい者を尊重する雰囲気は出てきた。しかし、医師に悩みを相談しても、薬が増えるだけ。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にしました。
353	⑪	(1) 医療、介護、福祉等と表記されているが、「保健」も追加した方がよいのではないか。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。
354	⑪	第10(5)公共的施設のバリアフリー化と、(6)情報の利用におけるバリアフリー化等に「バリアフリー」という言葉が使われているが、民間的に柔らかく言うのであれば、「ユニバーサル」という言葉の方がよい。バリアフリーという言葉は、「障害福祉」「高齢福祉」の限定した範囲内での後付けのように思える。これからの社会のあり方というのは、ユニバーサルという社会のあり方というところで理解した方が柔らかいと思う。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。なお、条例素案に記載はしていませんが、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方は今後の施策の参考とさせていただきます。
355	⑪	移動しやすい環境の整備等と書いてあるが、アクセスという移動についての課題は、障がい者にとっては大きな課題であることから、別項目で立てたほうがよい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。なお、条例素案の「11 基本計画に定める施策」の(7)に「障害者が移動しやすい環境の整備」について記載しました。
356	⑪	情報の利用におけるバリアフリー化等については、障がいがある人への表現として、「情報コミュニケーション」ということで、「コミュニケーション」という言葉があるとコミュニケーションの課題という視点でとらえやすい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。なお、条例素案の「11 基本計画に定める施策」の(8)に「円滑な意思疎通」を図るための支援等を記載しました。
357	⑪	たらいまわしにされない個人救済策が当事者目線を支える福祉推進条例には欠かせない条項と考えます。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にし、本条例の目的や理念等の普及啓発に努めるとともに、関係部署及び関係機関との連携を図ってまいります。
358	⑪	4ページ第10当事者目線の障がい福祉を推進するための施策等(3)療育「障がい児に対する支援の充実」については、成人以後の療育の必要性が叫ばれていることと、「療育」という言葉が成人にそぐわないことを踏まえ、「障がい児者に対する発達支援の充実」に修正していただきたいと思います。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。
359	⑪	(将来展望検討委員会報告書の提言にあった)入所施設の役割の縮小という言葉に、障がい当事者の家族からは心配であるとの声があった。家族の立場からは、条例の文言だけを見ると、いろいろな思いがあるだろうと思う。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にします。なお、条例素案では、「3 基本理念」において、障害者権利条約を踏まえた、本人が希望する場所でその人らしく暮らせるよう配慮する旨を記載していません。一方で、入所施設の機能や役割を見直す趣旨の記載はありません。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
360	⑪	聴覚障がい者のオリンピックはデフリンピックと言い、パラリンピックとは別に開催されている。パラリンピックと同時開催となるよう全国に希望している。ところであるが、依然としてパラリンピックに比べて認知度が低いと、認知度向上に努めてほしい。	F	デフリンピック、パラリンピックは国際大会のため、ご希望を国際ろう者スポーツ委員会、国際パラリンピック委員会それぞれにお伝えすることは大変なご苦勞があるかと存じます。ご意見については、障がい者スポーツに係る施策の参考とさせていただきます。
361	⑪	第10（1）において、どのような在宅サービス、障害福祉サービスを想定されているか確認したい。	F	障がい者の地域生活に関わるすべての障害福祉サービスを想定しています。
362	⑪	県が作るホームページを、見えない者にもわかり易いものにしてほしい。	F	県の公式ウェブサイトでは、現在、音声読み上げを必要とする方向けに、音声読み上げサービスの提供を行っており、今後も同サービスの提供を継続してまいります。
363	⑪	条例ができることで、交通が便利になるとよいと思う。具体的には、湘南台駅から地下鉄が延伸されて藤沢市北部に駅ができたらいとよいと思う。交通が便利になることに加えて、お店も増えてほしい。	F	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
364	⑪	冷たい不動産屋の対応や部屋を貸さない家主の問題はどうするのか。	F	不動産店や家主の、障害や障害者に関する理解が深まるよう、努めてまいります。
365	⑫	条例骨子案の第11（1）に生涯を通じた切れ目のない支援とあるが、高齢も明記すべき。	A	条例素案では、高齢期も含め「生涯にわたり」と記述しており、必要な支援を、一生の間、切れ目なく受けることができる体制の整備に努めることとしています。
366	⑫	サービスの地域間格差のない社会の創設、実現等を書き込んでほしい。	A	条例素案では、「24 地域間の均衡」において、県が障害福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めることとしています。
367	⑫	圏域の自立支援協議会の活動を広げていけるとよい。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、条例素案では「自立支援協議会の活動の推進」を規定しました。
368	⑫	県が市町村をどう支援しているかが入っていない。	A	ご意見を踏まえ、条例素案では「市町村との連携」の条項を置き、市町村への支援について記載いたしました。
369	⑫	自立支援協議会を活発化させるべき。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、条例素案では「自立支援協議会の活動の推進」を規定しました。
370	⑫	自立支援協議会を再編することが急務です。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では「25 自立支援協議会の活動の推進等」とし、障害保健福祉圏域ごとの自立支援協議会の活動推進と、市町村の自立支援協議会との連携を図ることについて記述しています。
371	⑫	圏域の自立支援協議会の機能強化が大切である。条例の実現に向けて、市、圏域、県の協議会それぞれができることを整理する必要がある。	A	ご意見の趣旨を踏まえ、条例素案では、「25 自立支援協議会の活動の推進等」において、県は、自立支援協議会の活動を推進する旨記載しています。
372	⑫	骨子案の第11（4）地域包括ケアシステムとの総合調整、（5）市町村格差の是正に、手話通訳者の養成や派遣のことも入るのではないかな。	C	市町村が実施する手話奉仕員養成や手話通訳者派遣についても地域間の均衡が図られるよう努めていくものと考えます。
373	⑫	日常生活用具の支給品目は、以前は国が品目を決め、テクノエイド協会のホームページに掲載されていたが、地域生活支援事業に位置付けられ、支給品目が市町村の判断に任されることになり、市町村間でばらつきが大きくなっている。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
374	⑫	人材育成をその種別によって格差をつけるのではなく、一律に実施することが必要。手話通訳並びに要約筆記者の養成は、都道府県及び市町村の必須事業となっているが、同行援護従業者、点訳音訳者養成事業などは任意事業であり、代読・代筆者の養成は要綱すら定められていない状況であるため人材が少ない。県で予算措置をしているところは、受講料が安いと育成人数が多い。特にコロナ禍において、同行援護従業者などの人材が大減少している現状がみられるので、当事者が外出できない状況がみられる。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
375	⑫	障害者支援施設の果たすべき役割について、県立施設と民間施設で役割を分断しようとするのがよくない。神奈川県全体で取り組んでいく課題である。これまで、神奈川県では、県立施設に特定の役割を課したことで失敗してきたのではないかな。	C	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会においてもオール神奈川での取組を進め、入所施設の役割の縮小と転換を図る等、指摘されておりますので、そうした議論も踏まえ、今後の施策の参考とします。
376	⑫	政令市等に人口の6割が集中している神奈川で、どこまでできるのか不明瞭である。	C	ご意見の趣旨を参考とし、政令市と連携して施策の実施に努めてまいります。
377	⑫	自立支援協議会は以前の熱量はなくなっている。地域包括ケア、重層的相談支援体制、併存型支援等も含め、現在の障がい福祉圏域よりもさらに細かく分けて取り組む必要があるのではないかな。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、自立支援協議会の活動の推進に取り組んでまいります。
378	⑫	条例制定の基本は2つある。「1 障害サービスに地域差のない社会の創造（実現）」「2 差別のない社会の実現」である。サービス基盤の「基盤」とは、上記1の「障害福祉サービスに地域差のない社会の実現」に合致するか。人材確保にも関係する財政力を含めているかな。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
379	⑫	地域で生活することを基本に置くのであれば「北海道障がい者条例」のように、第11に相談等を加えて「地域づくりのガイドライン」を策定し、そのガイドラインに沿って市町村が責務を働くこととしてはどうか。	C	地方自治法では、県と市町村とは対等とされ、市町村は基礎自治体として、県は広域自治体として、それぞれ別々の機能、事務を行うものとされています。このため、県の条例によって市町村の事務を規定することはできませんが、障がい施策を進めていく上で、地域づくり、まちづくりの視点は重要ですので、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
380	⑫	父が認知症で、家で歩き回るようになり病院に連れて行ったが、認知症の人は見れないと言われた。家でも見れないので、入院させてもらったが、ずっと拘束されていた。父が「自分はこんな所にいる人間じゃない」と言っていたのをよく覚えている。虐待は、閉鎖的な空間で行われるので、外に話が出てこない傾向がある。施設でも、夜間帯は拘束をしておかないと職員が対応しきれないという面がある。拘束しないで済む方法を考える必要がある。	C	条例は、本人の尊厳が守られる当事者目線の支援を広げていくこと、障がい者虐待ゼロを実現することを目標の一つに掲げています。県は、身体拘束のない支援を目指して、障害福祉サービス提供事業者その他関係者と連携した取組みを進めていくこととしています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考といたします。
381	⑫	当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会での検討結果、今後、県の福祉人材について、臨床部門は廃止し、企画調整に専念するという話だったと思うが、政策立案については、臨床部門（障害福祉サービス事業所）での実施した結果の検証や調査・研修・研究部門がなければ根拠のある計画はできない訳であるので、それを担保する装置をセット（整備）する必要がある。これには、現在、県内で活躍している「障害者自立支援協議会」を神奈川県内の附属機関として条例設置し、障害福祉サービス事業所に勤務する相談支援専門員を雇用し、圏域ごとのサービスの充足、質の向上等の事業を行う必要がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、条例素案には「25 自立支援協議会の活動の推進等」について記載しました。
382	⑫	障害福祉サービス及び発達障がい児のサービスに係る調査・研修・研究については、「神奈川県障害者自立支援協議会」を県の附属機関として設置し、その中の調査・研修・研究部門が、神奈川県内の各圏域の自立支援協議会と協働で、科学的根拠に基づいたサービスに係る支援手法（支援マニュアルの作成）等の調査・研究を実施してほしい。また、この成果に基づいた障がい者を支援する専門人材の養成をしてほしい。これは、当事者目線の福祉を実施する支える支援職員の専門性の習得がまず最初にやって欲しいことであるため、是非とも実現してほしいことである。	C	「調停」「審査」「諮問」「調査」などを行う機関は附属機関として設置すべきものとされており、本県の自立支援協議会はこれに該当しないため、附属機関としての設置はできませんが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
383	⑫	事件等があると、「研修させます」と県は回答するが、安い給料で一生懸命やっている職員がいる。親の立場で考えると快く仕事に就かせる気になれない。給料を上げれば職員が増えるというものでもないが、給料についても考える必要がある。	C	人材の確保・育成は重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
384	⑫	高齢でもそうであるが、地域移行については考えていない。安い給料で+α大変な移行支援をやろうとするところはない。現在は、福祉も契約なので、その仕事は契約に入っていないからと、やらないことになっている。昔のように本人が困っているから、どうしよう、こうしようやりがいを感しながら支援できる体制にない。今の体制のまま+αを求められるのかも疑問である。	C	人材の確保・育成は重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
385	⑫	「当事者目線」の支援を実践したくても、できない現場の支援者がいる。頑張りたいけれどもできない支援者を支えることが重要。	C	県立施設における職場環境の改善や、研修の充実等を通し、現場の支援者を支える取組を行うなど、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
386	⑫	骨子の第11は、事業者側からすると良い内容と思うが、県民や関係団体が言葉（例：自立支援協議会など）をみて分かるのかと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の参考とし、条例の「分かりやすい」版を作成するとともに、障がい当事者を含め県民、事業者等に対し、条例の内容についてご理解いただけるよう丁寧に説明してまいります。
387	⑫	少子高齢化が進み、高齢福祉が大きくなって障がい福祉が吸収されている印象も受ける。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、障がい者、高齢者、子どもなどに係る施策について、これらを一体的に実施する体制の整備に努めてまいります。
388	⑫	当事者のニーズを引き出すためには計画相談の課題がある。担い手の一つであるヘルパーの事務所は、コロナ等で厳しい状況にある。人材の確保や育成が重要。	C	人材の確保、育成は重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
389	⑫	強度行動障がいの方への支援は大きな課題。現場の職員は諦めてしまっていて自分の感覚で支援している人もいる。データを共有して、どうエビデンスに基づいて取り組むかが重要。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、条例素案において「22 障害者に対する支援についての調査研究及び支援手法の確立」について記載しました。
390	⑫	ヘルパーとグループホームは、スタッフの常勤率が少ない。非常勤が多く、担い手の高齢化も進み、若い人が育っていない。	C	人材の確保・育成は重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
391	⑫	強度行動障がいのある人に対する支援は、これまで「落ち着かせる」という中でやってきたと承知しているが、考え方を方向転換するに当たっては、これまで取り組んできた職員に丁寧な説明をする必要がある。これまでの取組みを否定されていると捉えている職員もいる。	C	県立障害者支援施設では、県立施設における当事者目線の障がい福祉の実践に向けて、各県立施設と意見交換を重ねながら、取組を進めており、今後も引き続き、そのような機会を設けながら、一層の取組を進めてまいります。
392	⑫	グループホームにおいても、身体介護の導入を認める自治体と、認めないところあるなど、地域格差がある。すべてを県の制度で実施するのは無理なので、地域格差を考える必要があるのではないか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
393	⑫	職員を育成しながら障がい福祉を持続発展させるには、他産業と遜色のないよう、報酬に上乗せできる県の仕組みを構築してほしい。	C	人材の確保・育成は重要な課題であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
394	⑫	市の聴覚障害者福祉センターをよく利用するが、行くと気持ちがほっとする。オアシスのような安心できる居場所。職員が素晴らしく、信頼できる。そういう施設の雰囲気、県内各市町村にできるといい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
395	⑫	第11については、縦割り行政のあり方について、横の連携や、課題に沿った設定の仕方をしていくなどの行政機構のあり方があるとよい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、部署間や施策間で連携しながら取組みを進めてまいります。
396	⑫	第11（7）について、働く人の心のケアを働く人の人材育成と同時に進めてほしい。	C	働く人の心のケアは重要な課題であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
397	⑫	福祉の現場で働く人には、きちんとした教育を受けてほしい。	C	人材の育成は重要な課題であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
398	⑫	第11（2）は「障がい者支援についての調査研究及び手法の確立と実行」とした方がよいのではないか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者支援についての手法の確立と実行に取り組んでまいります。
399	⑫	第11（5）に関して、市町村の窓口担当の研修・教育を進めないと解消されないと経験上実感している。地域間格差の研究をしているが、地域間で格差があるのとあわせて、地域内でも格差あると感じている。一番大きな格差は市町村の窓口対応であると考えている。市町村支援の窓口担当の職員の教育を行い、正しい知識を持って応対していただきたい。間違った知識を持って運用をしている例もあり、当事者との齟齬が生じたり、当事者が困っていることがある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
400	⑫	市町村の障害者自立支援給付費の超過負担への支援事業は行われているか。予算は条例の実現性の要であるとする。市町村の執行しやすさには、県の補助金がつくかどうかに関係してくる。県の障がい福祉関係の補助金のあり方を検証していただきたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
401	⑫	医療系の分野には難病のコーディネーターがいるが、障がい福祉にはそうした位置づけの人がいない。ぜひ県にもそうした人材を置いてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
402	⑫	小規模なグループホームのバックアップ体制について、県としてどう考えているのか。小規模なグループホームは、個人の力量で支援の質が変わってくる。運営の弱い組織をどのように支援するかが課題である。ノウハウを持っている人でなければ運営支援はできない。その点も課題である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
403	⑫	グループホームの支援者は、次の世代の育成が課題であるとする。	C	人材の育成は重要な課題であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
404	⑫	施設の支援者に、モラルが必要。また、夜間も十分に人手が配置できるようにしなければならない。やまゆり園事件のような事件を二度と起こしてほしくない。	C	当事者目線の障がい福祉の実現に向け、研修や人材育成等に取り組んでまいります。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
405	⑫	職員は障がい者について勉強してほしい。職員は忙しい。職員が余裕をもって働けるようにしてほしい。人数を増やすなどして、ストレスなく働くことができるようにしてほしい。	C	障がい者の福祉に関わる人材確保及び育成は大きな課題であると認識しています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
406	⑫	「これくらい分かるだろう」と思われると、その場で分かることが無理になってしまうので、説明してほしい。聞いてくれて説明してほしい。	C	障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みや願いを尊重することが大切であり、そのためには情報をしっかり伝えることが必要だと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
407	⑫	女性の職員さんを増やしてください	C	障がい者の福祉に関わる人材確保は大きな課題であると認識しています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、人材確保の取組みに努めてまいります。
408	⑫	グループホームや作業所の職員さんの待遇をもっと良くしてください。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
409	⑫	県や市町村ごとの財政状況など様々あると思うが、障害者支援に不平等が生じている。	C	市町村間で、サービスの実施状況などにおいて差があることは承知しております。条例素案の「24 地域間の均衡」の記載にあるとおり、県は、市町村等と課題を共有・検討し、サービス基盤の均衡が図られるよう努めてまいります。
410	⑫	人手不足により、人材の質の確保が難しくなり、経験や適性のない人材が支援の現場に入ってくることが増えている。職員の待遇改善や給料のアップに取り組むとか、支援者の資格を作るなどといった取組みが必要である。	C	障がい者の福祉に関わる人材確保は大きな課題であると認識しています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、人材確保の取組みに努めてまいります。
411	⑫	条例をつくるきっかけとなったのは津久井やまゆり園の事件だが、重度の方一人ひとりに寄り添うことは大変なこと。職員のケアも大切だと感じた。	C	集団指導講習会などの機会を捉え、重度障がいの方に日々接する職員への指導と支援の重要性を、管理者等に対して継続して伝えてまいります。
412	⑫	地域共生社会の実現を目指す趣旨で様々な記載がありますが、具体的な取組みとしての中身が文章からでは読み込めません。諸制度的な中身を実行するために、教育現場での授業単位や福祉の職業を担うものへの具体的な教育内容、カリキュラムとして盛り込むなど出来ないでしょうか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
413	⑫	当事者目線の委員会は現実になったらいいと思うが、ある市を例にとると、ボランティアさんや親や支援者は高齢になっている。ボランティアはさん60代後半で定年になった人たち。支援者は電話1本で来てくれるが、休みがない。親は自分の子どもを守るのに必死。私の親もそうだったが、他人に話せないでいた。相談できる所があったらいいのと思った。若い人がいない。福祉の専門家もいない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
414	⑫	自立協議会ができて、地域が協力して障がい者の生活を支える。委員になったが、障がい者の委員も少なく、同じような議題でとりあえず集まっている。一度も困ったことがないか聞かれたことがない。自立協議会の会員が、自分の知っている支援者なのに連絡がない。やる気のある地域だけ先に進み、やる気のない地域は置いていかれる。置いていかれる地域はやる気がない。自立協議会は20年かかって結局、地域格差しか生まなかった。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例素案に記載しているとおりの、自立支援協議会の活動の推進に努めてまいります。
415	⑫	新しいことをやろうとしても、つくっていきける地域がどれくらいあるのか。ある地域は福祉の限界集落で支援も過疎化している。親から支援者、その先が見えない。ないないづくしの地域と地域格差を何とかしないとイケないのでは。都市部にばかり若い人や福祉の専門家が集まっている。自立協議会は研修をやっているから、地域の声を聞いてほしい。有名な人の話ばかりでなく。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例素案に記載しているとおりの、自立支援協議会の活動の推進に努めてまいります。
416	⑫	当事者が幸せな世の中になり、それは他の健常な方々の幸せにもつながると信じています。当事者の心の声に耳を傾ける為には、気持ちを汲み取れる支援者がいてくれる必要があります。現状は、職員向け研修はほぼなく、現場から学び成長することを求められています。そういう状況で支援者になっている方は、本人の気持ちに寄り添うのは難しいです。この状況になってしまっている理由の一つは人材不足です。解消の為には、福祉業界の賃上げが必要です。もしくは支援者になってくれる方々の小学生の時代から、多様性の理解の為の授業の充実が必要です。障がいのある方をもつ保護者の親の会だったり作業所事業所でも行っている、障がい者理解の為の出前講座を広げるお手伝いをお願いします。	C	誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するためには、本人に向き合い、本人を知る意思決定支援の取組、プロセスが重要だと考えており、その普及啓発、実践の展開について取り組みます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、人材の確保・育成に努めてまいります。
417	⑫	障がい児者と地域資源の実態調査が必要である。	C	施策を検討していく上で、現状や課題を把握することは重要であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
418	⑫	第11（2）の調査研究は、就労にかかわる調査では企業は個人や団体ではなかなか相手にしてくれないので、県や国がバックアップしてくれると良い。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
419	⑫	強度行動障がいのある人への支援について、実態の支援を学識経験者がどこまで理解しているかについて疑義がある。頭の中で分かっていることと実際の支援は違うということ、施策に移す際には念頭に置いてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
420	⑫	入職後1年目～3年目くらいの若手職員の知識不足があるように感じる。必要な人材の確保と養成を優先的に取り組むことで、強度行動障がいのある人への支援などが適切に行えるのではないか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
421	⑫	県域の自立支援協議会はばらつきがある印象。協議会は意思決定支援を進めていかななくてはならない。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
422	⑫	福祉の仕事は、やりがいに重きを置きすぎて、その他をおろそかにしてしまったのか、今や不況で（福祉関係の）大学も定員割れしている。やりがいでいいだけではないとなると、簡単には言えないが、職員の給与の話にもなり、サービスの報酬単価にもつながっていく。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
423	⑫	神奈川県に限らず、全国的にも自立支援協議会が形骸化しているところが多い。協議会に参加する人が、参加して楽しいと思ってくれたり、ネットワークにつながることで、障がい当事者の笑顔につながる。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
424	⑫	自立支援協議会の「活性化」との記載があることで、協議会でもこの記載を消せるように頑張ろうと言える。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。なお、条例素案では、「25 自立支援協議会の活動の推進等」としています。
425	⑫	福祉人材の確保と育成について、スマートフォンを見ている時間が長い大学生に対して、いかに福祉に興味を持ってもらうのか。また、「ゆとり世代」の増加や家庭の教育方針も変化してきている中で、神奈川県の福祉に興味を持ってもらえるかと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者に関わる人材確保、育成に努めてまいります。
426	⑫	職員も少なく支援が大変な状況がある。職員が余裕持って仕事ができるような工夫、人材を集めることも大きな課題である。いかに福祉の仕事に興味を持ってもらえるかが大切である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者に関わる人材確保、育成に努めてまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
427	⑫	人材確保・育成は重要な課題である。育成について、県は研修を行っていると言うが、研修だけでは十分ではないと思う。この件についても、県は真摯に取り組んでほしい。	C	ご意見のとおり、障がい者に関わる人材確保及び育成は重要な課題であると認識しております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
428	⑫	人材育成は重要であり、障害福祉サービスの質の向上に直結するものである。具体的な手立てを検討していく必要がある。	C	ご意見のとおり、障害福祉サービスの質の向上には、人材確保及び育成は重要な課題であると認識しております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
429	⑫	当協会神奈川県支部は、神奈川県社会福祉協議会の助成をいただき、「てんかんと雇用に関する研究」、「てんかんの就労支援・生活支援」の研究を、各2年ずつ、てんかん専門医、神奈川県支部世話人、企業や就労支援機関、福祉施設職員等の協力で行いました。 その結果、てんかんの方を10名以上雇用している企業、複数社のヒアリング調査、発作が止まっていないにも関わらず働いている20名程度の事例について探し当てられた他、一般企業に働いていないてんかんの方々が、かなりの支援を得て生活介護事業所、就労継続支援B型事業所、および共同生活援助（グループホーム）にて、障害福祉サービスを活用して安全に生活している様子が、わずかですがわかりました。 しかしながら、当事者団体・家族会のレベルで実施できる調査研究には限界があり、調査できた事業所等の数はわずかなもので、実態を完全に反映できたとは言い難いものがあります。 つきましては、5年前に最初に「てんかんセンター」としての機能を担っていただき、てんかん専門医も多い聖マリアンナ医科大学病院、最近、「てんかんセンター」を設立していただいた横浜市立大学、他、大学病院やてんかん専門クリニックの専門医、パラメディカルスタッフもメンバーに入れた研究チームで、「てんかんのある方々の社会参加～現状と課題、改善に向けた方策」等を紐解くための研究を、神奈川県関係者中心に行っていただきたく存じます。その望みがかなうようでしたら、当協会・支部からの情報を最大限抛出することができます。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
430	⑫	神奈川県内の各種相談支援機関（保健所、就労援助センター・就労支援センター、基幹相談支援センター、福祉事務所等）の中には、「てんかんのことがよく分からないので相談に対応できません。」と、言われる場合もあります。 てんかんの場合、抗てんかん薬や脳外科治療による医学・医療の進歩は目覚ましく、てんかんセンターや専門のクリニックなど、専門医療についてはかなりのレベル・スピードで進化しているようですが、各種相談支援機関については、医療のレベルと比べ、心もとない部分が多いという声が絶えません。 つきましては、てんかんの方々に関する各種相談に対応できる専門職員チームを結成していただく、または、（医療以外の）福祉・就労に関するてんかんセンターを県内1か所でよいので（発達障害者支援センターのように）設置し、拠点とするなど、相談体制の大幅な改善を図ってください。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
431	⑫	人材確保に加えて、人材育成が重要である。支援力を確保できる形が重要である。	C	ご意見のとおり、障がい者に関わる人材確保及び育成は重要な課題であると認識しております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
432	⑫	包括ケアシステムは75歳以上を対象としていると理解している。制度に含まれていない障がい者を対象とすると、調整の難航が予測されるのではないか。	D	条例素案では「21 高齢者施策等との連携」と規定しました。ご意見の趣旨は検討の視点として参考とさせていただきます。
433	⑫	第11「総合的・計画的な施策の推進体制の整備」の項目に、「地域づくり」のようなものも入れてほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
434	⑬	財政上の措置とあるが、予算が伴わないと実行できない。条例に入れたということは実効性があるものと考えます。	D	予算措置が必要な個別の施策については、別途、予算編成過程において議論を行うこととしています。条例が目指す、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現に向けた実効性のある施策の推進に努めてまいります。
435	⑬	条例をつくり具体的に進めるとなると、予算の問題になると思う。	D	予算措置が必要な個別の施策については、別途、予算編成過程において議論を行うこととしています。条例が目指す、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現に向けた実効性のある施策の推進に努めてまいります。
436	⑬	財政上の措置は、「講ずるよう努めるものとする」ではなく、「講ずる」の方がよい。	E	条例の目的を実現するための施策については、包括的、定性的に規定することとしております。条例に基づく具体的な施策の策定及び実施に取り組む中で、予算措置が必要な施策については、実効性が伴うよう、予算編成過程において検討、調整を図ってまいります。
437	⑬	「第12財政上の措置」において、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします」を「必要な財政上の措置を必ず講ずることとします」に修正し、県の「当事者目線の障がい福祉」構築に対する熱意をお示しください。	E	条例の目的を実現するための施策については、包括的、定性的に規定することとしております。条例に基づく具体的な施策の策定及び実施に取り組む中で、予算措置が必要な施策については、実効性が伴うよう、予算編成過程において検討、調整を図ってまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
438	⑭	この条例は実効性のある条例か。それとも理念条例なのか。理念的な言葉が並んでいるが、実効性のあるものにしてほしい。条例ができて福祉サービスの人的資源、社会資源の拡充ができないと意味がない。	A	検討している新たな条例は、当事者目線の障がい福祉を推進し、地域共生社会の実現を図っていくための基本的事項を定めるとともに、県や事業者、県民の責務、役割等を明らかにする、県の障がい分野の基本的な条例として位置付けることを目指しています。条例では、主として、県が取り組むべき施策等を定めることを予定していますが、罰則等のいわゆる「強行規定」は置かないことから、規範を定めた「理念条例」に当たりませんが、条例は県議会で議決していただくものですので、条例に基づく様々な取組みが行われなかったり、停滞したりすれば、当然に、議会や県民の皆さまからご指摘をいただくこととなりますし、条例が「絵に描いた餅」とならないように、条例素案の「10 基本的な計画の策定」、「11 基本計画に定める施策」に記載しているとおりの、条例に基づく基本計画を策定し、具体的な施策をいつまでに実施するかを明らかにすることとし、必要な予算措置と相まって、実効性のある条例にするようさらに検討を進めてまいります。
439	⑭	主語が分かりにくいところがあるので、主語をしっかりと書き込んでほしい。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案の作成に当たっては、主語の漏れがないように整理しています。
440	⑭	条例ができて、運用していくときに具体的にどうしていくのが大切だと思った。今後の進捗に注目していきたいと思う。	A	条例素案では、「10 基本的な計画の策定」において、「基本計画」を定めることを記載し、「11 基本計画に定める施策」において、基本計画に盛り込む施策を記載しています。ご意見の趣旨も踏まえ、条例が実効性のあるものとなるよう、条例が制定されれば、いつまでにどのような施策を実施するかを定める基本計画を、関係者と議論を深めながら策定してまいります。
441	⑭	絵に描いた餅にならなように実効性のあるものにしてほしい。	A	条例素案では、「10 基本的な計画の策定」において、「基本計画」を定めることを記載し、「11 基本計画に定める施策」において、基本計画に盛り込む施策を記載しています。ご意見の趣旨も踏まえ、条例が実効性のあるものとなるよう、条例が制定されれば、いつまでにどのような施策を実施するかを定める基本計画を、関係者と議論を深めながら策定してまいります。
442	⑭	条例がスタートしたあと、何年後かに条例の見直しが必要だと思う。条例の見直しを考えていくことはあるか。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「その他」として、施行から5年を経過するごとに、条例を見直す旨を記載しています。
443	⑭	条例骨子案は、誰も表立って反論する内容ではないが、実際にどのくらい動くのが重要。	C	県の障がい関係施策の基本的な事項を定めるとともに、条例に基づき「基本的な計画」を策定し、当事者目線の障がい福祉を推進するための諸施策を総合的、計画的に実施してまいります。
444	⑭	北海道の条例では、条例と同時に地域づくりのガイドラインが制定されたので参考となるのではないか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
445	⑭	県は、3年ごとに、障がい者に関して講じた施策に関する報告書を取りまとめ、県議会や県民に公表してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
446	⑭	条例を作るに当たっては、条例ができる前とできた後で、県民から「何か変化があった」と見えること、評価できることが重要である。（福祉以外に関する条例も含め）条例を作って劇的な変化があったといわれる事例を調査すると、ポイントを絞ってメリハリを持って取り組まれていた。分配を平等にしがちであるが、それ故に結果が不平等となるということにならないよう、手を入れなければいけない領域に対して力を入れるメリハリを持った対応が必要と思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
447	⑭	条例ができた後、実施計画のロードマップを出してほしい。予算でどんな変化があるか等を示してほしい。	C	条例に基づき「基本的な計画」を策定し、当事者目線の障がい福祉を推進するための諸施策を総合的、計画的に実施してまいります。
448	⑭	憲章、宣言、条例ができて当事者・家族、施設等には届いていないと感じる。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とし、多くの県民の方に条例の理念が届くよう、普及啓発に努めてまいります。
449	⑭	現場、行政のギャップはあると思うが、条例のもと、同じ意識を見てやれば良い。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、県民、障がい当事者、事業者等と連携し、取組みを進めてまいります。
450	⑭	ひとくくりに障がい者といっても、種別、程度、家庭環境などにより差がある。各団体からの意見聴取やパブリック・コメントにおいて、県民からの幅広い意見をくみ上げていただきたい。	C	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、可能な限り幅広く意見を汲み上げて検討を進めてまいります。
451	⑭	関係者だけが知っている条例では困る。どのように広報をしていくのか示してほしい。	C	ホームページへの掲載やリーフレットの作成・配布、条例の「分かりやすい版」の作成など、効果的な普及啓発について検討し、取り組んでまいります。
452	⑭	パブコメを実施しても書ける、伝えられる障がい当事者は少数である。横須賀市が障がい者計画を策定しているときのように、施設などに出向いて少人数で話す機会を設定すべき。それは障がい者の力を引き出すとともに、障がい者が考える機会ともなる。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい当事者及び関係団体等と丁寧に意見交換を行うほか、施設等に出向いて障がい当事者から話を伺う機会についても検討してまいります。
453	⑭	知的障がいの人に分かりやすく伝えるには、小学校2～3年生の国語力で理解できることが必要である。県当局だけで作成は難しいと思うので、当事者と作ると良いと思う。	C	障がい当事者の皆さまから幅広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」の作成等を検討してまいります。



番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
454	⑭	当事者バージョン的なものがあると良い。当事者に分かりやすいよう、字だけでなく絵もあると良い。「ともに生きる社会かながわ憲章」のような抽象的な概念は、一つひとつの単語は平易なため分かると思うが、具体性があるほうがイメージを持ちやすいと思う。	C	障がい当事者の皆さまから幅広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」の作成等を検討してまいります。
455	⑭	条例成立、施行後の周知にも力を入れていかないと意味がない。	C	ご意見の趣旨を踏まえ、条例が成立した際には、施行後の周知にもしっかりと取り組んでまいります。
456	⑭	北海道では条例制定後、道内でどのように実現をはかっているか、また条例制定後の検証を行っているか確認したのか。県では条例が絵にかいた餅にならないように力を入れてほしい。	C	北海道を含めた他の都道府県の条例については、制定時の議論や、施行後の状況について、可能な限りの情報収集を行ってまいりました。ご意見のご趣旨も踏まえ、引き続き、他県の状況について、情報収集に努めてまいります。
457	⑭	条例を作った後に、取組みを続けることが大事。事業者も県も、継続的な取組みが必要。	C	ご意見のとおり、条例は制定して終わりではなく、条例の目指すことの実現に向けて、具体的な施策等を着実に実施していくことが重要と考えます。県民、障がい当事者、事業者その他関係の皆さまと連携、協力を図り、取組みを進めてまいります。
458	⑭	政令市と県との関係を、顔の見える関係にしていく必要がある。条例の考え方の周知や実践がしっかり徹底されていけるのか心配である。	C	各政令市も含め、県内の全ての市町村の障害福祉所管部局とは、これまで、直接出向いたり、Web会議システムを用いて、複数回、新たな条例の検討状況について意見交換を行ってまいりました。引き続き、顔の見える関係の構築に努め、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現を目指した、連携、協力を図ってまいります。
459	⑭	オール神奈川で取り組むと言っているが、本当にできるのか。福祉はお金の問題ではない。県は市町村としっかりやり取りをしてほしい。	C	本条例の目的や基本理念等について、市町村と共有し、地域共生社会の実現に向けて、オール神奈川で取り組んでまいります。
460	⑭	条例の言葉をもう少し柔らかい言葉にしてほしい。	C	ご意見の趣旨も踏まえ、障がい当事者の皆さまから幅広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」（仮）の作成等を検討してまいります。
461	⑭	難病の関係団体などから、様々な難病を抱えた人たちの声を聞いてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい当事者の方から意見を伺えるよう、取り組んでまいります。
462	⑭	条例に位置付けられた各施策を検証する仕組みが示されていません。広く公開された場で施策を検証する場を持つことを明示すべきであると考えます。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
463	⑭	当事者目線であれば当事者を含めた査察チームによる、定期的な調査と公表等も必要と考えます。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
464	⑭	今回は入所施設内での不適切な支援の実態から見えた「当事者目線の障がい福祉」という側面が強く表されており、意思決定支援を基本とする入所施設からの地域移行をイメージした内容となっていると感じます。しかし現在、家族等の元で入所利用者よりは比較的自由度の高い地域生活を送る障がい者であっても、親亡き後を見据えた暮らしの設計は不透明なものとなっています。骨子案が理想的であればあるほど、「これで本当に当事者の意思決定が尊重される具体的な施策は実現するのだろうか？」といった不安が増大します。骨子の具現化についての責任の所在を明確に県に位置付け、具体的な施策についてPDCAサイクルを活用しながら実施し、骨子策定の効果についての検証を確実に行ってください。	C	具体的な施策についてPDCAサイクルを活用することは重要であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
465	⑭	条例を作っただけにならないようにするには、日常的に障がい者と健常者が触れ合うことが大切。こころのバリアを無くすことが大切。	C	日常的に障がい者と健常者がともに触れ合えるよう、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。。
466	⑭	新しい条例を制定した後、例えば条例の推進委員会のようなものを設置して、見直ししながら進めていくのか。それとも、制定後は放って置かれてしまうのか。条例がそのまま放って置かれるのではなく、そのまま続けていただきたいと思う。	C	条例は制定されれば終わりではなく、むしろ、条例が目指す、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現に向けた各般の取組みを着実に進めていくことが重要です。条例素案では、「10 基本的な計画」「11 基本計画に定める施策」において、具体的な施策をいつまでにどう実施するかを定める基本計画について記載しており、できる限り実効性のある条例となるよう、ご意見の趣旨も踏まえて、さらに検討を進めてまいります。
467	⑭	進捗状況等について、見て分かるような形で、例えばホームページなどに掲載してもらえるとよい。ろう者皆に伝えたいが、文字を見てもそのままでは分かりにくく、情報が周知されない。分かりやすい文章など、発信について工夫してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
468	⑭	条例がスタートしたあと、当事者が集まるなどして、条例に沿って具体的に話し合い計画を立てることとなると思う。手話言語条例でも手話推進計画を立て、見直しもやっている。この条例でも具体的な計画について、そのような話し合いを実施して見直しをすることは考えているか。	C	新たな条例においては、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現に向けた施策を、具体的にいつまでにどのように実施するかを定める基本計画を策定することとしています。条例が制定されれば速やかに、基本計画の策定に向けた検討に着手する予定です。具体的なスケジュールや検討の進め方等については、今後検討してまいります。
469	⑭	条例素案に対しても、パブリック・コメントの機会を設けてほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。基本的な考え方の段階でご意見をいただくために、骨子案でのパブリック・コメントを実施しました。条例素案に対するパブリック・コメントを実施する予定はありませんが、今後も当事者団体その他関係の団体の皆さまと丁寧意見交換を進めてまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
470	⑭	神奈川県障害者地域生活サポート事業では、県と知的障害者施設協会の間で協議の場があった。条例策定にあたって、そのような協議の場を作ってほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考にし、条例制定に向けて、障がい当事者及び関係団体の皆さまと丁寧に意見交換を行ってまいります。
471	⑭	条例を作るときに、障がい当事者の意見を入れてほしい。障がいのある人の暮らしが分かる人に作ってほしい。分からない人には作らないでほしい。	D	「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」での当事者委員のご意見をできる限り反映させるとともに、新たな条例の検討の過程において、様々な当事者団体、ご家族の団体、支援者の団体の皆さまと意見交換を実施してまいりました。引き続き、当事者及び関係の皆さまのご意見を伺いながら、検討を進めてまいります。
472	⑭	条例は、障がい当事者の生活に直結する重要なものであるため、検討委員会を設置し、しっかりと検討してほしい。意見交換だけではなく、決定のプロセスに障がい当事者が入らないと意味がない。聞いた意見をどのように検討して、形になるのか分からない。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とし、引き続き、障がい当事者の方々や関係団体等と、丁寧に意見交換を進めてまいります。
473	⑭	日本は高齢化社会、出生率も低くなっている影響もあると思うが、福祉人材不足が課題となっている。どうやったら福祉に興味を持ってもらえるか、といった課題を解決したあとに、条例を策定する方がよいのではないかな。	D	ご意見の趣旨は検討の視点とします。なお、条例素案では、「26 障害福祉に係る人材の確保と育成」を記載していますが、若い世代に障がい福祉の仕事に関心を持ってもらうための啓発・広報の取組みについても、今後、検討を進めてまいります。
474	⑭	条例に最前線で支援している職員の声が反映されるものであってほしい。障がい当事者と支援者の両者の笑顔につながるものであってほしい。いろいろな人の声で反映されてきた条例であれば、この条例を大事にしなが、取り組むことができると思う。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。引き続き、障がい当事者や支援者、関係団体等と意見交換を行い、条例案を検討してまいります。
475	⑭	令和5年4月施行を目指すスケジュールは、非常にタイトであると感じる。	F	津久井やまゆり園事件の発生から6年が経過しました。事件発生後、県議会と一緒に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現に向けた取組みを県民の皆さまと進めてきましたが、社会保障を取り巻く社会経済環境は依然厳しく、県の障がい福祉施策についても、差別や虐待がなく、その人らしい暮らしを実現するための取組みを力強く実施していくことが益々重要となっており、地域資源の充実、サービスの質の向上、人材確保など待ったなしの状況です。事件を乗り越え、神奈川から障がい福祉が変わったと言われるよう、この機会を逃さず、新たな条例が制定されるよう、引き続き検討を進めてまいります。
476	⑭	神奈川県としては、どういうゴールをイメージしているのか。モデルケースがあるのか。	F	条例素案においては、「1 目的」において、条例が目指すものを明らかにしています。具体には、「当事者目線の障害福祉の推進」と「地域共生社会の実現」です。県としましては、個人の尊厳が守られ、障がい当事者の自己選択・自己決定が尊重される、地域共生社会の実現にオール神奈川で取り組んでまいります。
477	⑭	障がい者問題が当事者と充分議論しないまま拙速に決められていくことに危機感があります。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、障がい当事者の方々や関係団体等と、丁寧に意見交換を進めてまいります。
478	⑭	条例の制定が拙速すぎる。障がい者と一緒に十分な時間をかけて積み上げていくべき。行政は、障がい当事者がどんな生活をしているのか分かっていない。骨子案で示されている言葉からも、そう感じる。健常者だけで決めないでほしい。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、障がい当事者の方々や関係団体等と、丁寧に意見交換を進めてまいります。
479	⑮	一人ひとりが心から向き合ってくれないといけないと思う。知的障がいといったところにだけ視点が当たるのはおかしいのではないかと感じる。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「2 定義」において、「障害者」の定義を障害者基本法に定義する「障害者」であることを明記し、条例の対象が知的障がいだけでないことを明らかにしています。
480	⑮	一見すると知的障がい者に重点を置いた条例に見える。障がい者は一人ひとりそれぞれ違う。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「2 定義」において、「障害者」の定義を障害者基本法に定義する「障害者」であることを明記し、条例の対象が知的障がいだけでないことを明らかにしています。
481	⑮	肢体・聴覚・視覚障がい者がいる。聴覚も先天的な障がいや手話を使う人、後天的な障がいや要約筆記を使う人がいる。色々な障がいがあるが、どこまで対応していけるのかとは思。	C	障がい者一人ひとりの立場に立つことが重要であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
482	⑮	ろうあ者にはろうあ者の、中途失聴難聴者には、中途失聴難聴者のそれぞれの悩みがある。障がい者といっても様々なので、いろいろな団体の意見も聞いてもらえるとありがたい。	C	障がいの特性等に関わらず、誰もが障がい者一人ひとりの立場に立つことが重要であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
483	⑮	神奈川県の施設やグループホームのほとんどは知的障がいや精神障がいの方が利用している。身体障がいの方は、在宅が多い。8050問題や市町村格差だけでなく、障がい種別による格差もどうかしてほしい。	C	障がいの特性等に関わらず、誰もが障がい者一人ひとりの立場に立つことが重要であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
484	⑮	知的障がいと精神障がいは、身体障がいと一線を引かれ、偏見を持たれるような印象がある。	C	障がい者一人ひとりの立場に立つことが重要であると考えており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
485	⑮	難病は、障がい者であっても、外から見て障がい者に見えづらい場合がある。難病に対する理解が進むとよい。	C	難病に対する理解は重要であると考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい及び障がい者に対する理解の促進に努めてまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
486	⑮	重度障がい者が地域で生きていくことがまったく考えられない。障がい者の声を本当に聞く気があるのか疑問である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、丁寧に、障がい者の方々のご意見を伺ってまいります。
487	⑮	精神障がいは、他の障がいと比べて見た目には普通なため、周囲になかなか理解されないと感じている。精神障がいは目に見えない障がいだからこそ、伝えていくことが大切である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がいや障がい者の正しい理解の普及啓発に努めてまいります。
488	⑮	障がいの範囲というのは非常に広い。ろう者、知的障がい者、盲ろう者などもある。盲ろう者と知的障がいの重なった重複のろう者もある。ろう者は手話通訳者がいないとコミュニケーションが取れない。手話通訳がいればいろいろな話合いができる。手話があると理解ができるので、重複障がい者にも理解が深まると良いと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
489	⑮	精神障がいは他の障がいと比べて外見からは分かりにくく、少し休みがちな人とか、軽く見られがちであるが、当事者は周りの人以上に自身がどう見られているかを気にしている。	C	当事者の方が周囲の目を気にされていることが分かりました。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
490	⑮	精神障がいの支援のことが書いていないように思う。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考とします。なお、条例では全ての障がい者を対象としています。
491	⑯	個別支援を大事にしていくということについて書いてないのが残念。	A	ご意見の趣旨等も踏まえ、条例素案の「3 基本理念」において、「障害者一人一人の自己決定が尊重されること」「障害者個人の持つ可能性が尊重されること」などを記載するとともに、「12 意思決定支援の推進」を項目建てし、一人ひとりの望みや願いに寄り添った支援を推進する意思決定支援について記載しています。
492	⑯	障がい者を福祉の世界のみに押し込めず、教育、労働、地域、交通など、社会生活のすべての分野で、どんな障害があっても排除せず、人として生きていくために考えるべき。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「3 基本理念」において、「全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求できること」「多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、相互に支え合いながら、社会全体で取り組む」旨を記載しました。
493	⑯	条例の中に、障がいのあるお子さんのことが書かれていない。神奈川県には、障がいのあるお子さんはいないのか。おそらく、児童期は学校教育が関わり、福祉があまり介入していないのではないかと推察している。成人以降の「当事者」は、個人になるが、障がいのあるお子さんのことを考えるときの「当事者」は、必然的に親も含まれる。ご家族の福祉的なニーズに対して、福祉サービスはどのように関わっていくのかが一切語られていない。児童期、成人期で論理が変わっていくのであれば書いてもらえればいいが。障がいのある子どもへの言及がないことは、課題に感じる。20年後の神奈川県の障がい福祉を考える主体となるのは、今の子どもたち。今の子どもたちが20年後大人になったときに、きちんと心に落ちるものを条例として考えてほしい。	A	新たな条例は、障がいのある子どもを含むすべての障がい者を対象とすることとしています。ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「2 定義」において、条例でいう「障害者」の定義が障害者基本法に定義する「障害者」であることを明記しています。同法の「障害者」には、障がいのある子どもも含まれているところです。
494	⑯	県民に訴える条例であってほしい。理念にも「すべての県民」と主語を明確に統一してほしい。	A	ご意見の趣旨も踏まえ、条例素案では、「第3 基本理念」の（1）、（6）において、「全ての県民」を主語とする理念を記載しています。
495	⑯	大人のことでないと思う。子どもについても必要だと思うが、「子ども」という言葉も少ないと感じる。当事者という言葉がほとんどなので、「障がい児」、「子ども」という言葉を含めるといいと思う。条例の作り方を改めて考えていただきたい。	A	条例素案では、「2 定義」において、新たな条例に規定する「障害者」は、障害者基本法に定義する「障害者」であることを記載しています。同法の「障害者」には、障がいのある子どもも含まれております。
496	⑯	各地で障がい者差別禁止条例等を作っているが、この条例案に含まれるのか、別に障がい者差別解消に関する条例つくるのか。	A	条例素案では、障害者差別解消法の関連で、「14 障がい理由とする差別に関する相談、助言等」「15 社会的障壁の除去」の記載を置き、県として、障がい者の差別解消に向けた取組をしっかりと行う決意を表しました。
497	⑯	実効性を担保するような条例であってほしい。	A	条例素案では、「10 基本的な計画の策定」「11 基本計画に定める施策」において、県は、当事者目線の障がい福祉を推進し、地域共生社会を実現するために、具体的な施策をいつまでにどのように実施するかを定める基本計画を策定することとしおり、条例の理念が具体的な形となるよう、実効性を確保してまいります。
498	⑯	条例施行後は変わらないと思うので、第10、第11について、団体等の意見を十分に聴いてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、引き続き、団体等のご意見を十分に伺ってまいります。
499	⑯	条例が精神的なこと理念的なことを広める目的であれば、「憲章」をもっと広めればよいのではないか。	C	「ともに生きる社会かながわ憲章」は、津久井やまゆり園で発生した事件が2度と繰り返されないよう、障がい者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことのできる「ともに生きる社会」の実現を目指す決意を示すため、議会とともに策定したものです。条例は、この憲章の理念を、障がい分野においてより具体化していくための方策の1つとして、位置付けられるものと考えており、ご意見は今後の施策の参考とします。
500	⑯	県職員が現場を知らなすぎる。精神科病院の現状を見てほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
501	⑯	いろいろな団体や個人がそれぞれの立場で意見を言うだけでなく、話し合うことが必要だと思う。議論して、関係づくりをすることが大事。	C	当事者目線の障がい福祉を推進していくためには、議論や関係づくりは重要であると考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
502	⑬	「県立施設の役割」についても現在協議されていることを踏まえ整理していただきたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
503	⑬	宣言と条例が二輪車でいくのかと感じた。ここまで憲章の普及をしていたが、骨子案を見ると憲章の「誰もがその人らしく～」だけがメインとなっている。「あたたかい心を持って」「壁を除く」という部分がないと感じた。憲章と条例が上手く車輪として回ってもらえたらと思う。	C	「ともに生きる社会かながわ憲章」は、津久井やまゆり園で発生した事件が2度と繰り返されないよう、障がい者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことのできる「ともに生きる社会」の実現を目指す決意を示すため、議会とともに策定したものです。新たな条例は、この憲章の理念を、障がい分野においてより具体化していくための方策の一つとして位置付けられるものと考えており、ご意見の趣旨も踏まえながら検討を進めてまいります。
504	⑬	昔は差別があり、強く要求しないと命や生活に関わった。現在はある程度の生活が保障され、障がい者の自己実現に対する意識が下がってきているように感じる。若い障がい者の人や子供（障がい者ではない人も同様かもしれない）が「将来の夢」などを語らなくなってきたように感じる。生活を保障する面で質が底上げされてきたことはよいことだが、自分らしい生き方は何なのかを考え直す必要がある。	C	自分らしい生き方については「3 基本理念」にも「障害者本人が、希望する場所で、希望するように暮らすことができる」旨を記載しており、重要なことと考えています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
505	⑬	条例化によってどんな良いことがあるのかが見えない。国の障害者基本法や県の障がい者計画等と変わりなく見える。当事者にとって条例化されることでどのような効果があるのか。この条例の効果が当事者に伝わるようにしてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例の理念等の普及啓発に努めてまいります。
506	⑬	良い取り組みをしている事業者の声を聞くことは大切。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、引き続き、事業者や関係団体の皆さまの声を伺いながら、条例案の検討を進めてまいります。
507	⑬	条例ができたからと言って、皆がすぐに納得するかといったら、そう簡単にはいかないと思う。聴覚障がいといっても、いろいろな人がいる。手話を使うろうあ者もいれば、手話を使えない中途失聴もいる。具体的なことを皆知らないから、本人たちも言えない雰囲気がある。社会の雰囲気を変えるには、時間がかかる。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。もとより、条例が制定されればそれで終わりではなく、条例が制定されてからも、その理念等の普及啓発に努めてまいります。
508	⑬	全体的にソフト感がない。事業所側からすると制度のことも比較的日常近くにあるから、イメージしながら見ていくことはできるが、県民とか市民とか、いろいろな視点で見ると非常に固いなと思った。仕方がないが。	C	法制上の制約から、条例で使用できる用語の範囲はどうしても限りがあります。ご意見の趣旨は検討の視点として参考にし、今後、障がい当事者の皆さまから、広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」の作成等に取り組んでまいります。
509	⑬	障がいある人への施策だけでなく、障害ない人も含めた地域づくりや全体への意識改革等、具体的に実際にどうしていくのかと感じた。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例素案の「3 基本理念」（6）にあるとおり、全ての県民が障がい等の理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で当事者目線の障がい福祉の推進に取り組んでいくための条例となるよう、さらに検討を進めてまいります。
510	⑬	子どものことを考えると、保護者が代弁して「どういうことができるのか」というのを、当事者目線で言えることが大事だと思っている。総合支援法の中でも、構成員に「障害者及び家族を含む」となっている。障がい当事者だけでなく、保護者も大事な対象者（当事者）で意見を言える立場にあると思います。	C	県では、障がいのあるお子さまを育てているご家族の皆さまへ、「お子さま自身の意思を育むには、ご家族の関わりがとても大切」とのメッセージを発信しておりますが、引き続き、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
511	⑬	課題の多くが介護保険、医療保険等も含めて制度、組織が横断的に対応して解決されると思う。共生推進本部室がその要となると思う。	C	今後も様々な組織と横断的に検討を進められるよう努めてまいります。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
512	⑬	条例は文が長くて読むのが大変。絵や図などを使って簡単にした、分かりやすいものがあるとよい。	C	法制上の制約から、条例で使用できる用語等の範囲はどうしても限りがあります。ご意見の趣旨は検討の視点として参考にし、今後、障がい当事者の皆さまから、広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」の作成等に取り組んでまいります。
513	⑬	パラリンピックなどによって障がい者のことを知ってもらえる機会は増えてきたが、もっと知ってもらえる場が増えてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい、障がい者の理解の促進に努めてまいります。
514	⑬	国の社会福祉連携法人の仕組みは、大きな法人を対象に考えられている。小さな法人の連携も作るということではあるが、それでもまだ対象は大きいと感じる。グループホームがいくつかあって、通所の施設が一つぐらいの規模の法人も考えていかねばならないと考える。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
515	⑬	癖で「ごめんなさい」と謝ってしまう。悪いことをしていないのだから、謝らなくてよいと支援者は優しく言ってほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい、障がい者の理解の促進に努めてまいります。
516	⑬	人と人が通じ合える、そんな福祉を障がい当事者と一緒に作り上げていただきたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
517	⑬	この条例を応援してくれるように県民へのアプローチを進めていってほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、県民の理解を得られるよう普及啓発に努めてまいります。。
518	⑬	全体的にきれいにまとめて書いてあるが条例だから細かいことは書けないが、この条例を作った県、事業者、県民、当事者4者が同じ思いで解決していけるかが課題と感じている。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、当事者目線の障がい福祉が推進されるよう条例の検討を進めてまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
519	⑯	健常者の障がいに対する理解が遅れている。事業所も健常者が運営している。障がい者に対する教育も進めていかないと、4者それぞれの思いを統一していくのは難しい。	C	様々な課題点について、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
520	⑯	条例を作らないと皆が同じ方向を向けないというのは分かるが、もう少しソフトな内容にしてほしい。	C	法制上の制約から、条例で使用できる用語等の範囲はどうしても限りがあります。ご意見の趣旨は検討の視点として参考にし、今後、障がい当事者の皆さまから、広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」の作成等に取り組んでまいります。
521	⑯	主導的な立場の人から、障がいの理解を進めてほしい。障がい平等研修を受けてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
522	⑯	学校や企業への正しい理解の普及を進めてほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、関係各局と連携し障がい・障がい者に関する正しい理解の普及を進めていくため、条例案の検討を進めてまいります。
523	⑯	障がい者を主体として位置付けていない。障がい者のイメージが、社会で自立して生きるのではなく、保護される存在となっている。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
524	⑯	障がい者が主体的に生きられないのは、ソフト、ハードも含めて社会側に課題がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
525	⑯	差別解消法、福祉問題、虐待防止、すべてが中途半端になり実効性がなくなっている。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
526	⑯	福祉の進んでいる地域、福祉の進んでいない地域の人たちも話を聞いてもらいたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、各地域の実情の把握に努めてまいります。
527	⑯	日本の障がい福祉は、障がい当事者を家族が支えてきたが、地域移行を実現していくには、社会が支える障がい福祉を目指さないと、当事者目線の障がい福祉は難しいと思う。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、当事者目線の障がい福祉を推進できるよう条例の検討を進めてまいります。
528	⑯	強度行動障がいのある人への支援について、適切な支援が行えていない理由を、入所施設の画一的な支援などだけとしてしまい、入所施設を何とかするだけで解決するような幻想があるのではないか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
529	⑯	県がつくる条例を、福祉に関係する担い手がどう自分事として醸成していけるかが大切である。一番近い従事者から、様々な分野や県民に関係が広がっていくことが理想である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、条例の検討を進めてまいります。
530	⑯	心の声は、どうやって聴くのか、抽象的で具体的にピンとこない。	C	ご本人との関わりの中で寄り添い、慮ることを意味します。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
531	⑯	理念的なもので留めず、絵に描いた餅にならないようにしてほしい。この条例が基本だと皆が言えるようにしていくことが大切。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例の検討を進めてまいります。
532	⑯	ベテランに対する意識改革という点でも、県が条例を示すことは対応改善の効果が期待できる。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
533	⑯	条例を周知するだけでなく、具体的に何ができるかが大事である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
534	⑯	施設に関しては、ワクワクドキドキするようなことをしてくれる施設がいい。楽しいことをたくさんやってくれるような施設がいい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
535	⑯	私自身は体がうまく動かせないような状況でも、100坪の畑を耕している。ドキドキワクワクがあるからできる。卓球も始めて習っている。そうしたら服薬量が減った。いろいろな仲間と交流することが大事である。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
536	⑯	（通過型の施設入所支援と謳われることに関して、）意思決定支援が全てであれば、どこを選んでもいいはずである。本人が「ここがいいんです」といえば安心して利用できるということがどこかに書いてないと不安。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
537	⑯	条例に関し、政令市と具体的にやり取りをしてほしい。	C	各政令市も含め、県内の全ての市町村の障害福祉所管部局とは、これまで、直接出向いたり、Web会議システムを用いて、複数回、新たな条例の検討状況について意見交換を行ってまいりました。引き続き、顔の見える関係の構築に努め、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現を目指した、連携、協力を図ってまいります。
538	⑯	「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシは見やすいが、漢字にルビを振ると印象が違っているのでルビを振ってほしい。また、HPアドレスのQRコードを入れると、より広報啓発につながるのではないか。	C	ご意見の趣旨は今後の広報の参考とし、「ともに生きるかながわ憲章」の普及啓発に取り組んでまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
539	⑯	メンタル不調となる人を生み出さない会社づくりが大切である。雇用されたとしても、雇用側に理解がないと労働者がメンタルに不調をきたしてしまう。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、障がい者雇用への理解促進に努めてまいります
540	⑯	神奈川県でも福祉関係の機械の会社を作ってほしい。条例にそういうことも盛り込んでほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
541	⑯	条例ができることはありがたいが、内容が幅広く、どこからどこまで絞って整備することができるかが大きな課題だと思う。	C	ご意見の趣旨は検討の視点とします。
542	⑯	「当事者目線」という言葉が気になる。本人中心とか、本人の思いや気持ちを考えてほしいという意味が込められていると理解するが、一般的に「目線」という言葉からは「上から目線」というような印象を持ってしまう。条例の内容はそのとおりだと思うし、しっかり推進してほしい。	C	ご意見のとおり「当事者目線」とは、「障がい者一人ひとりの立場に立ち、本人の思いや気持ちを考えてほしい」という意味です。ご意見の趣旨を踏まえ、県民の皆様にその意味をご理解いただけるよう、しっかりと普及啓発に努めてまいります。
543	⑯	委員会の委員は、ほとんどが障がい者で、一部サポートがいる、というような構成が望ましい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
544	⑯	身体障がいの団体のため、知的障がいや精神障がいのことは理解しにくい。提起されている問題が具体的に進んでいく過程を一つひとつ見ていく必要がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。県は、当事者目線の障がい福祉を推進し、地域共生社会を実現するために、具体的な施策をいつまでにどのように実施するかを定める基本計画を策定することとしおり、条例の理念が具体的な形となるよう、実効性を確保してまいります。
545	⑯	意見交換会のような機会をまた持ってほしい。	C	引き続き、障がい当事者、関係団体等と丁寧意見交換を行いながら、条例案の検討を進めてまいります。
546	⑯	ともに生きる社会として、様々な障がいのあるなしに関わらず、新しい神奈川をみんなで作っていくために、実態を把握してほしい。どのような障がいの方がいて、どういう思いで過ごされているのか理解することが必要。それには、中学校などで車椅子体験をすることもひとつ。子どもたちが当事者目線になるよう県として取り組むことも必要。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
547	⑯	条例について、障がい当事者だけではなく、支援者にも説明してほしい。当事者目線の障がい福祉を推進するためには、支援者を大事にする必要がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例案の検討を進めるとともに、条例制定後の普及啓発に努めてまいります。
548	⑯	当事者目線は、本人中心ということだと思うが、できている事業者とできていない事業者がある。理由として、人的要因、物理的要因、意識の欠如等が考えられるが、その原因を解明し、具体的な取組みにつなげていく必要がある。原因及び取組内容について、県はしっかりと提示してほしい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
549	⑯	条例が策定されることで、地域が障がい者に対して寛容になってほしい。今は心に余裕がないのかもしれないが、オール神奈川で、県民みんなでそういう社会を目指す必要がある。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とし、条例の検討を進めてまいります。
550	⑯	オール神奈川での取組みに政令指定都市の施設とどう連携していくかについては、これから考えていきたい。政令指定都市の協会も含めてこれから一緒に取り組んでいきたい。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
551	⑯	パブリック・コメントは個人からの意見聴取という認識である。それ以外に地区を回ることも検討してほしい。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考にします。条例制定に向けて、障がい当事者の方々や関係団体等と丁寧に意見交換を進めてまいります。
552	⑯	「医療的ケア児とその家族を支援する法律」のように、「子どもと家族」を当事者に加えて記載することや、「当事者等」とし「等」に子どもや家族を含むことを明示的にすべきではないか。	D	ご家族や、障がい者の方に関わる方々の存在は重要であると考えています。ご意見の趣旨は検討の視点として参考にします。
553	⑯	親の活動が書き込まれておらず、その活動が否定されたように感じるので、書き込んでほしい。	D	ご家族や、障がい者の方に関わる方々の活動は重要であると考えています。ご意見の趣旨は検討の視点として参考にします。
554	⑯	その場限りの表現になっていると感じた。条例に具体的に書かないと、絵に書いた餅になると思う。何をやる必要があるのか、誰もが分かるように書いてほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。条例には今後の施策の方向性を規定し、具体的な施策については基本的な計画で位置付けることとしています。
555	⑯	章立てをし、総則を設ける必要がある。	D	条例素案では、全体の構成や長さなどを踏まえ、章立てをせずに作成しました。ご意見も踏まえ、県民の皆様に条例の全体の構造を容易にご理解いただけるよう、条例の関連資料等を整備してまいります。
556	⑯	「障がいのある人もない人も共にいきいきと安心して生活できる共生社会を実現する条例」として、それに沿った目的、基本理念をおいた方がよい。参考として、「第1章 総則」「第2章 早期発見及び発達支援」「第3章 就労支援」「第4章 生活支援」「第5章 支援を広げるための施策」「第6章 神奈川県障害者自立支援協議会」「第7章 雑則」。このように具体的に記してほしい。	D	条例素案では、全体の構成や長さなどを踏まえ、章立てをせずに作成しました。ご意見も踏まえ、県民の皆様に条例の全体の構造を容易にご理解いただけるよう、条例の関連資料等を整備してまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
557	⑬	役所の文章はかたい。仕方がないと思うが、分かりやすい条例にして普及してほしい。例「定義する」→「定める」「決める」	D	法制上、条例で使用できる用語の範囲に限りがあります。ご意見の趣旨は検討の視点として参考にし、今後、障がい当事者の皆さまから、広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」（仮）の作成等に取り組んでまいります。
558	⑬	障がい当事者としての役割、責務みたいなものはないのか？と思った。障がい当事者と一緒に学校の授業に行くことが多いが、知らせていない我々に課題があるのか、障がいのある人を知ってもらわないと共生社会はできないのではと思う時がある。	D	障がい当事者も当然に県民であり、条例素案では、障がい当事者も含めて「県民の役割」として記載しています。ご意見の趣旨は検討の視点として参考とし、今後とも、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体に対し、障がい、障がい者、地域共生社会等についての理解を深めるために普及啓発に取り組んでまいります。
559	⑬	条例が法律を超えることは困難と思うが、総合支援法は障害者権利条約に追いついていないので、障害者総合支援法や障害者権利条約に影響を与えるような条例になると良い。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
560	⑬	改めて条例を作成する意味はあると思います。その上に、もう少し広い意味での記述もほしいです。障がい福祉推進が弱者と捉えられる人も含め全ての人の生き方に関わる視点であることを示してほしい。 津久井やまゆり園事件をもとにしてのこの条例案ですが、施設等入所者だけのことでなく、障がいのある人の誕生から高齢までの一生に関わる福祉推進案であること、すなわち、希望の持てる表現を示してほしい。 コロナ禍でも、障がい者の保護者が罹患したとき、どこも受け止めるところがなかったという情報や、高齢認知症の人を受け止める病院、入所施設が少ないこと等、全ての福祉の内容が改善される方向になるよう新しい道しるべとなる素晴らしい条例にしていきたいと願っています。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。神奈川県は障がい福祉の推進を図れるよう、今後も条例策定に向けて検討を進めてまいります。
561	⑬	親が支えていくという、親にも視点を向けてほしい。	D	ご意見のとおり、障がい者ご本人をご家族も含め社会全体で支えていく仕組みづくりが重要だと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
562	⑬	物理的な住まいとしての居場所として自宅や施設、病院などがあり、それぞれの希望があり、希望は状況によって変わってくる。条例を作るにあたり、どこを居場所と想定するか認識することが必要と思う。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考とします。
563	⑬	2040年、今の子どもたちが大人になったときに、希望の持てる条例にしてほしい。	D	この条例が希望の持てる条例となるよう、検討を進めてまいります。ご意見の趣旨は検討の視点として参考とします。
564	⑬	障がい者がかわいそうだからと庇護することは上から目線である。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考とします。
565	⑬	全て条文の「条」が記載されておられませんので記載すべき。	D	県の条例の制定手続きのルール上、条例素案では、条文の体裁は取らないこととされており、「条」は記載せずに番号を振っております。今後、条例素案に対する各般のご意見を踏まえ、議会に提出する予定の条例案を検討してまいります。この条例案では条文の体裁をとり、「条」を記載することとなります。
566	⑬	「ともに生きる社会」を築くための「条例」としながら、描かれている障がい者像は主体的に社会で自立している姿ではなく、福祉の世界で保護される存在としか映し出されていません。「やまゆり園事件」の本質的問題は、施設の虐待防止や支援方法ではなく、日常的に共に生きていないことから生じる偏見や差別意識です。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
567	⑬	障がい者と健常者が共に学び育つことが真の共生だが、その視点がない。	D	ご意見の趣旨は検討の視点として参考とします。
568	⑬	まず、「当事者目線の障がい福祉」を実現する段取りとして、計画・憲章・宣言などいろいろな手法がある中で、あえて「条例」という、法令上の位置付けが明確な手法を選んだ重みを認識する必要がありますと考えています。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
569	⑬	抽象的な表現は、その幅広い内容を表現するという意味で今までも多用されてまいりましたが、一方でそれでは骨子の実効性が掴みきれないという側面があります。抽象的・情緒的表現と同時に施策の実現可能性を感じることでできる内容の骨子策定を希望します。	D	条例素案では、「10 基本的な計画の策定」において、「基本計画」を定めることを記載し、「11 基本計画に定める施策」において、基本計画に盛り込む施策を記載しています。ご意見の趣旨も踏まえ、条例が実効性のあるものとなるよう、条例が制定されれば、いつまでどのような施策を実施するかを定める基本計画を、関係者と議論を深めながら策定してまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
570	⑬	<p>前文の内容については、中井の虐待事案などから発した部会や続く将来展望検討委員会との関係から、県立施設の実態と関連づけた記述はそもそも必要ないと思います。</p> <p>その理由は以下に書きます。</p> <p>津久井での事件・不適切支援、愛名での不適切支援、2019年1月に中井の虐待案件が起きたことなどを受けて、「障がい者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以後「部会」）での一連の支援の検証・分析、現地ヒアリング・調査、行動制限に対する調査などが行われてきました。虐待事案は不祥事であり、そこでの一連の支援等の検証・分析、そのための職場の聴取などは、「査察」のようなものです。そのやり方・手法などは、この限りにおいては、虐待事案を起こした組織として責任ある対応をするために必要なことだと思います。しかし、それがその後、いわゆる、一部委員による「県立不要論・見直し論」に結びつくように精査され、「結果ありき」で評価されてきました。公正・客観的に評価されたとは言いがたいことは、事実をもって指摘しておきたいと思います。また、ここでいう「結果ありき」とは、その場、その時に限った検証、分析を、さも県立施設の歴史的な全体状況であるかのように装った議論を繰り返し、県立直営施設のこれまでのあり方、支援自体を全否定することを目的とされたことを指します。これを基礎に「これまでの支援は、県立の役割を果たしていないし、県立の見直しも含めて引き続き検討が必要だ」という結論につなげた「部会」の報告書がつくられ、それが「当事者目線の将来展望検討委員会」（以後「委員会」）へと引き継がれた。そういう流れがつけられてきたことは明らかです。そして、中井をはじめ県立施設のこれまで果たしてきた役割の中で、どのような利用者に、どのような支援をしてきて、それがどうだったのか、そうした検証が、虐待への糾弾過程で不信が蓄積するばかりで、ついぞ、行われてこなかった、この限界の上に「委員会」が成り立っているということを確認したいと思います。最後に、虐待案やその調査の中で、課題が浮き彫りになり、改革の必要は認めます。しかし、それが、「県立不要論」や県立を抜きにした地域福祉、障がい福祉の将来像に結びつくものではないことは明確です。強く求めたいのは、私たちが担ってきた利用者とその支援のあり方を公正に評価することに尽きます。</p> <p>上記から、そもそも、中井の事案や県立施設の支援の否定と関連づけて、条例をつくること自体に根本的な違和感を感じます。</p>	D	<p>ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」における検討及び条例の検討に当たっては、県立障害者支援施設のこれまでのあり方、過去の支援自体を全否定するものではありません。</p>
571	⑬	<p>今回の条例化の必要性自体は支持します、その上で、継続的な議論をしていくといいながらも、本気度を疑わざるを得ない、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会や本課の議論に疑念を呈するとともに、以下のように思うことを書きます。</p> <p>私たちは、地域でのどんな生活が求められ、そこではどんな社会資源が必要で、どんな支援が必要なのか、そのことを巡り、様々な立場の方々と議論をしてきました。そして、元施設勤務の県職員が書いた文章の一節にある、「強度行動障害の状態にある方が地域にいらっしやうとしたとしても、その方が地域の中で、本人に了解しやすい静かな環境が整備され、話し言葉に依存しない視覚的なコミュニケーション方法の活用できる支援者が近くにおり、薬物療法を中心とする医療との連携で健康を維持し、自立してできる活動がより多く見つかることにより、地域での生活ができるのであれば、施設でなくても生活ができるはずで、強度行動障害の状態にある方の支援に携わる支援者の究極の目標は、これを実現することにあります。そして、これが実現したときに入所施設自体がなくなる経過をたどるのが一番良い。」というような、当事者目線のあり方を突き詰めた議論を展開してきました。また、委員会での県立不要を前提とした議論はごく一部だということが明らかになり大勢をしめる「その他委員」存在とともに、「委員会」では施設等の関係者の方々へのヒアリングがされてきましたが、そうした地域福祉をめぐる具体的な議論がどう反映されるのかを注目してきました。</p> <p>しかし一方で、地域での生活をめざすための県の積極的な役割について、この間県は、県立施設の委譲をほのめかしたり、県財政事情などから積極的な財政支援などの関与から手を引く方向で委員会での議論を誘導してさえいます。私たちはこの問題は、全県民的課題として受け止めています。そして、委員会の限界、公正な議論の欠如などの状況にある中、これを受け取る県当局にあつては、少なくとも、その方針化にあたり、この限界を踏まえた主体的な判断を行うべきだと考えます。誰でも、どんな状況にあつても、地域での生活が保障される、そうした2040を目指した地域福祉、障がい福祉のあり方、いわば「ともに生きるかながわ」を本気で体現することこれを委員会に諮問したのは知事自身であり、それを県民的に問うための署名活動や県民的な宣伝行動などを進めたいことを表明して意見とします。</p>	D	<p>ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」における検討と、新たな条例の検討にあつては、県立障害者支援施設のこれまでのあり方、過去の支援自体を全否定するものではありません。</p>
572	⑬	<p>条例の文章が抽象的過ぎる。きれいな文章を並べるだけでなく、本気で考えるなら言葉も選んでほしい。</p>	D	<p>法制上の制約から、条例で使用できる用語等の範囲はどうしても限りがあります。ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。</p>
573	⑬	<p>当事者目線とは、当事者本人でしかできないと思う。「当事者目線」に抵抗感がある。健常者からの上から目線のように感じる。見下されている感じもする。相手の立場に立ったという表現の方がよい。</p>	D	<p>ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、条例素案の「第3 基本理念」において、一人ひとりの自己決定を尊重する旨などを記載しています。</p>



番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
574	⑬	「当事者目線」「地域共生社会」「インクルーシブ」といった言葉が分かりにくいので、分かりやすくできないか。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。なお、条例素案では、「第2 定義」において、「当事者目線の障害福祉」の定義を記載しました。県の法制上ルールとして、繰り返し用いられる重要な用語であって、条例を読む人によって、解釈の範囲が変わる恐れがある用語についての定義を置くことは差し支えないが、一般に使われている用語については、定義を置くことは認められていません。今後、用語や条例内容を分かりやすく示す方法を検討してまいります。
575	⑬	差別解消法に準拠するような形でつくと、理念条例となりそれだけになってしまう。県が条例をつくる方向性を示すことは、市町村のばらつきを牽制になり得ると思う。	D	ご意見の趣旨は検討の視点としました。
576	⑬	（将来展望検討検討委員会）入所施設の役割を見直して転換していくと謳われたことに関しては、これをきちんと条例に盛り込んでいただきたい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
577	⑬	条例のあちこちに「支援」という言葉がでてくる。「支援」と書かれると、健常者が、何もできない障がい者の面倒を見てやるといった印象を受ける。できないことをやってあげるという表現は気になる。障がい者が自ら考えて、例えば、その考えたことの記事化や条例化というプロセスを、健常者の方にはサポートしてほしい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とします。なお、条例素案では、「2 定義」において、支援は自らの意思に基づいて受けるものであるとの考えから、「当事者目線の障害福祉」は、「自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境の整備」である旨を記載しています。
578	⑬	「支援」という言葉が出てくると、常に助けるということになる。できないことをやってやるというのが「支援」であるため、もっと障がい者が主体となって動けるような方向になっていかないと、共生社会の実現は難しい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とします。なお、条例素案では、「2 定義」において、支援は自らの意思に基づいて受けるものであるとの考えから、「当事者目線の障害福祉」は、「自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境の整備」である旨を記載しています。
579	⑬	「行政、事業者、県民」が多く、「障がい者」というのが少ないイメージを受けている。条例を作るのは誰なのか。実際、障がい者を中心に作るべきだと感じているが、障がい者当事者、障がい団体という言葉が少ない。障がい者団体なしで条例の作成は考えられないので、障がい団体と一緒に話し合いの場に参加させていただいて、新しい条例を作ることが必要である。そうでないと、神奈川県としての共生社会というのはいかぬと思う。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点とします。条例素案では、障がい者も含めて「県民」として、「7 県民及び事業者の役割」を記載しています。引き続き、障がい当事者、関係団体等と丁寧に意見交換を行い、条例案の検討を進めてまいります。
580	⑬	個人モデルから社会モデルに変化してきたことを入れてもらえると、分かり易くなると思う。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
581	⑬	障がい当事者だけではなく、支援者も大事にしてほしい。支援する側、支援される側は対等な関係であることが記載できるとよい。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。
582	⑬	障がいのある人に対して何とかしてあげたいというボランティア精神はもともと人間は持っている。そこに希望は持っている。団体として、要望を出さないと変わっていかないので、要望を出していく。	D	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とし、引き続き、関係の皆さまの声を広く聞きながら、条例案の検討を進めてまいります。
583	⑬	オール神奈川の定義、知事の発言からオール自治体と受け止めます。何故「地方自治体の責務」の項を設けないのですか。オール神奈川とはオール県民ですか。条例とは、行政の姿勢を律するものではありませんか。	E	地方自治法では、県と市町村は対等とされ、市町村は基礎自治体として、県は広域自治体として、それぞれ別々の機能、事務を行うものとされています。したがって、県の条例に市町村の事務を規定することはできません。条例素案では、「5 市町村との連携」において、県は市町村と連携して施策の実施に努める旨を記載しています。また、当事者目線の障がい福祉を推進するためには、県民の理解と協力が重要だと考えており、条例素案では、「7 県民及び事業者の役割」として、県の施策への協力や、障がい当事者の社会参加の機会の確保に努める旨を記載しています。
384	⑬	「障がい」の「害」の字は漢字でもひらがなでもよいが、ひらがなにする場合には何らかの理由付けが必要と考える。	F	県の文書等では「障がい」とひらがな表記することを原則としております。一方で、条例は法令の一つであり、法律においては「障害」と表記していることを踏まえ、新たな条例においては、「障害」と漢字表記する予定としています。
585	⑬	条例策定によって神奈川県の本気を見せると理解している。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、条例案の検討を進めてまいります。
586	⑬	県職員に対して、取組をもっと進めるようにということであれば、内々でやればよい。	F	県職員だけでなく、オール神奈川で取組みを進めるため、条例制定に向けて検討を進めてまいります。
587	⑬	「当事者目線」という言葉には様々な意見があると思う。この言葉の議論に時間を費やすべきではないと考えており、県が「当事者目線」でいくと決めたのであればよいと思う。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、様々な立場からのご意見をいただきながら、当事者目線の障がい福祉を推進するための条例案の検討を進めてまいります。
587	⑬	日本をリードする神奈川の福祉を位置付ける条例にしてほしい。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、様々な立場からのご意見をいただきながら、新たな条例の検討を進めてまいります。
588	⑬	骨子案を見て驚いている。実現できればすごい条例だと思う。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、様々な立場からのご意見をいただきながら、新たな条例の検討を進めてまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
590	⑬	条例の文章の中に、「ものとしませう」と「しませう」という表記があるが、文末の記載は統一しないのか。	F	条例素案において、条文の内容に応じて文末の表記を整理しました。今後、ご意見の趣旨等も踏まえ、障がい当事者の皆さまから、広くご意見を伺いながら、条例の「分かりやすい版」（仮）の作成等に取り組んでまいります。
591	⑬	障がいの「害」に字ひらがなにしたからと言って、「害」のイメージが削れているわけではない。法律が漢字だからというのはごまかしである。なぜ、障がいの「害」の字にこだわるのか。字にこだわること自体がおかしいと思っている。	F	県の文書等では「障がい」とひらがな表記することを原則としております。一方で、条例は法令の一つであり、法律においては「障害」と表記していることを踏まえ、新たな条例においては、「障害」と漢字表記する予定としています。
592	⑬	津久井の事件が起こった背景を考える必要がある。	F	条例素案においては、前文で、津久井やまゆり園事件を契機に当事者目線の障がい福祉の重要性を認識するに至った経緯を記しておりますが、事件が起こった背景については様々な見方、考え方があると承知しており、条例素案では言及しておりません。
593	⑬	（今の法人に）通所、入所できて幸せ。今朝もTVやラジオでやっていたが、いまでも部屋や車の中で監禁状態とまでは言い過ぎかもしれないが、閉じ込められている人が何人かいる。今の法人では、そういうことはない。作業所、グループホームもいいところで、いじめもないし、暴力もなく、職員もいい人ばかり。	F	誰もが幸せを感じ、その人らしい暮らしができるよう、引き続き条例案の検討を進めてまいります。
594	⑬	自分は身体障がい者ではあるが、その中ではサポートに恵まれているほうである。その意味で、この条例が指す当事者ではないと感じたが、障がい当事者とそうでない人との中間的な立場として、手伝えることがあれば取り組みたい。	F	今後も、様々な立場の方々のご意見をいただきながら、引き続き条例案の検討を進めてまいります。
595	⑬	「（仮称）神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例（骨子案）」について、とても良いと思います。是非ともこの条例を全国に先駆けて制定していただきたいです。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、広く関係の皆さまのご意見を伺いながら、条例案の検討を進めてまいります。
596	⑬	今回の条例の制定は、福祉現場で働くものとしては、大変歓迎します。神奈川で働くことの意義を再確認します。他の自治体に対しても強い強いメッセージにもなると思っています。条例が謳う理念を理解し、それを実行する福祉現場の人間がどう実現していくか。県がその大きな推進力として舵を切って下さったことに感謝します。実現に向けて協力を惜しみません。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、広く関係の皆さまのご意見を伺いながら、条例案の検討を進めてまいります。
597	⑬	骨子案を読み、構成のどの項目からも、障がい当事者を周りの人や支援者が理解するプロセスが当事者目線になることが感じられました。この本質が理解され定着するのは簡単ではないと思いますが、是非すすめて頂きたいと思ひます。「当事者目線」の考え方が浸透すると、本人の環境への影響だけでなく、本人自身も支援を受ける立場だけではなく自分の可能性や生き甲斐を発見し、自分に自信を持って生きることに繋がります。この条例が今後どのように具体化されるのか、障がいのある子どもを持つ親として大変期待したいと思ひます。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、広く関係の皆さまのご意見を伺いながら、条例案の検討を進めてまいります。
598	⑬	新条例を制定する理由について、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会では、「長期ビジョンの実現を進めるには、指針、計画、条例といった仕組みづくりが必要」という意見や「条例を作って障がい者の居場所を作っていく決意を示すべき」などの意見があり、普遍的な仕組みづくりへの条例だと言われておりますが、その「居場所づくり」の中に、あらかじめ県立障害者支援施設を想定していないと疑わざるを得ないし、現に県立施設の委譲の方向性を県は示しています。 委員会での県立施設の評価が既に公正さもなく崩壊、なおかつ、告発を期にした、特に12月のアンケートに基づいた8件の虐待疑いの分析報告により、どんなに虐待が全般的であるかのようなキャンペーンをはったとしても、そのほとんどがガセであることは所属も、本課も知っていて、報告もしないなどの状況にあります。 県立障害者支援施設に対する、強度行動障がいがある人への支援のあり方に対する批判とは違い、支援全般が批判される状況はなく、その言われがないことは明らかです。 このことについては、虐待事案のアンケート第一次分析報告の評価も含めた課題として、別途、全般的に明らかにし、近日中に表明していきたいと思ひます。	F	「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」における検討に当たっては、県立障害者支援施設のこれまでのあり方、支援自体を全否定するものではありません。本県の障がい福祉の将来像を見据え、今後の県立障害者支援施設のあり方や当事者目線の障がい福祉に係る理念や実践について検討し、提言をいただきました。
599	⑬	障がいの「がい」の字が平仮名なのはなぜか。	F	県の文書等では「障がい」とひらがな表記することを原則としております。一方で、条例は法令の一つであり、法律においては「障害」と表記していることを踏まえ、新たな条例においては、「障害」と漢字表記する予定としています。
600	⑬	やまゆり園の事件の前と後とでは、県の障がい者への対応や考え方が変わったなど感じる。	F	あのような痛ましい事件が二度と起こらないよう、各般の施策を実施するとともに、引き続き、広く関係の皆さまのご意見を伺いながら、条例案の検討を進めてまいります。
601	⑬	地域移行やグループホームへの移行というが、強度行動障がいのある人が移行しても幸せに暮らせないのではないかと親の目線からは思う。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、今後とも、当事者の目線を大切にしながら、ご家族の心配も解消できるよう取り組んでまいります。
602	⑬	津久井やまゆり園事件のモニュメントの件では、被害者の名前を公表しない家族が多かったが、それは違った意味での差別なのかなと思う。	F	鎮魂のモニュメントの献花台への犠牲者の刻銘については、ご遺族の気持ちに寄り添いながら、ご遺族から希望があれば対応してまいります。

番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方（修正案）
603	⑯	スーパーなどの出先で差別的な扱いを受けたこともあるが、それによって障がい隠すのではなく、力に変えて活動してきた。	F	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
604	⑯	条例制定に向けて、県が旗を振ってくれることは心強い。	F	ご意見の趣旨も踏まえ、引き続き、広く関係の皆さまのご意見を伺いながら、条例案の検討を進めてまいります。
605	⑯	津久井やまゆりの事件があつて行政が変わることが理解できない。犯人の行動により、行政が行動を変えるということはしてほしくない。一人の犯人のために、条例をつくるのか。	F	ご意見の趣旨は今後の施策の検討の視点として参考とします。事件を起こした犯人は、障がい者に対する差別的な考えを持っていました。県は、二度とあのような事件を起こさないよう、県議会と一緒に「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、障がい者差別のない、ともに生きる社会を実現することを目指して、様々な施策に取り組んでまいりました。新しい条例は、事件を風化させず、こうしたこれまでの取組をさらに力強く進めるものです。条例に基づき、当事者目線の障がい福祉の推進と地域共生社会の実現を目指した各般の施策を展開してまいります。
606	⑯	条例の制定について、特に反対はない。	F	引き続き、広く関係の皆さまのご意見を伺いながら、条例案の検討を進めてまいります。
607	⑯	「ともに生きる社会」の言葉の意味は、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を守ることとは違う意味があつて作ったものか。	F	憲法25条では、国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利と、社会福祉等の向上及び増進についての国の責務が規定されていると承知しています。誰もが人間らしく暮らすことが保障される社会を目指すという点で、「ともに生きる社会」と軌を一にしていると捉えることができると思います。なお、新たな条例は、これまでの社会保障制度にみられる、給付を受ける人と給付を行う人という関係の強化ではなく、当事者が自律的に、自己決定しながら、主体的に福祉（幸せ）を追求していくことのできる条件整備を行っていかうという考え方に立っています。こうした考え方は、憲法でいうと第13条のいわゆる幸福追求権に規範としての根拠を置くものということができると考えます。（参考：菊池馨実「社会保障再考＜地域＞で支える」岩波新書、2019）
608	⑯	幅広く障がいのある方の地域移行から就労まで盛り込まれていると感じた。	F	就労などの関連分野との連携を含め、引き続き条例案を検討してまいります。
609	⑯	条例と法令の位置付けはどうなっているのか。	F	国の関係法令等との整合性に留意しながら、条例案の検討を進めております。
610	⑯	津久井やまゆり園事件が契機ということは理解できる。しかし、条例は全ての障がい者を対象としている。精神障がい者も長期入院の課題等があり、その方々が、この骨子案を見て、どう感じたか気になる。	F	条例素案では、「2 定義」において、新たな条例に規定する「障害者」は、障害者基本法に定義する「障害者」であることを記載しています。同法の「障害者」には、精神障がいのある人も含まれております。条例制定後の周知などにおいて、誤解が生じないように説明したいと考えております。